
富士見市地域防災計画

《 資料編 》

令和7年3月

目 次

資料 番号	タイトル	ページ
1. 関係資料		
資料1	富士見市の台地と低地の柱状図	1
資料2	高層建築物の状況	2
資料3	自衛隊災害派遣要請書	3
資料4	自衛隊災害派遣撤収要請書	4
資料5	気象庁震度階級	5
資料6	災害対策本部の設置及び閉鎖等の連絡先	6
資料7	災害対策本部組織、所掌事務	7
資料8	関係機関一覧	14
資料9	入間東部地区事務組合	16
資料10	消防団編成	19
資料11	富士見市に配置されている消防組織	21
資料12	町会一覧	22
資料13	自主防災組織一覧	27
資料14	防災行政無線移動系機器一覧	28
資料15	防災行政無線親・子局一覧	29
資料16	被害報告判定基準（埼玉県災害対策本部運営要領 別表）	31
資料17	富士見市指定避難場所一覧	35
資料18	備蓄一覧	42
資料19	後方医療機関	46
資料20	激甚災害指定基準	47
資料21	局地激甚災害指定基準	49
資料22	市内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	50
資料23	災害用飲料用井戸、生活用水として使用する登録井戸一覧	51
資料24	プロパン業者一覧	56
資料25	富士見市防災協力農地一覧	57
資料26	国際交流団体一覧	57
資料27	災害時の広報文例	58
資料28	災害対策基本法に基づく放送要請依頼用紙	73
資料29	避難所業務日誌	74

資料 番号	タイトル	ページ
資料30	避難者名簿	75
資料31	市内及び近隣の医療施設一覧	76
資料32	埼玉県柔道整復師会 川越支部 （富士見市）	79
資料33	薬局（富士見市薬剤師会）	80
資料34	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	81
資料35	緊急輸送道路	85
資料36	復旧優先道路一覧	85
資料37	市有車両	87
資料38	主な市内の輸送業者	89
資料39	緊急通行車両等の確認事務処理要領	90
資料40	災害応急米穀の供給割当申請	98
資料41	災害救助米受領書	99
資料42	応急給水用資機材	100
資料43	富士見市管工事業協同組合	101
資料44	遺体処理票及び遺留品処理票	102
資料45	遺骨及び遺留品処理票	102
資料46	火葬場一覧	103
資料47	主な市内の葬祭業者等	103
資料48	義務教育施設一覧	104
資料49	富士見市災害対策協力会会員一覧	105
資料50	罹災証明申請書	106
資料51	罹災証明書	107
資料52	罹災者調査原票	108
資料53	義援金品受領書	109
資料54	被災者生活再建支援制度の概要（内閣府）	110
資料55	災害援護資金の貸付（富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例）	111
資料56	生活福祉資金貸付制度（福祉資金）に基づく災害援助資金貸付 （埼玉県社会福祉協議会）	111
資料57	災害弔慰金の支給（富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例）	112
資料58	災害障害見舞金の支給（富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例）	112
資料59	災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）	113
資料60	中小企業災害復旧融資	114
資料61	農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫）	115

資料 番号	タイトル	ページ
資料62	埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	115
資料63	天災融資法に基づく資金融資	116
資料64	農林漁業施設資金（災害復旧）（株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部）	116
資料65	農業災害補償制度	117
資料66	水防施設等一覧	118
資料67	水防施設配置図	120
資料68	市内文化財（国・県・市指定）一覧	122
資料69	注意報・警報等の種類及び発表基準	123
資料70	水防法第20条の水防信号	129
資料71	富士見市における主な風水害の記録	130
資料72	情報収集拠点	132
資料73	地域対策本部	132
資料74	避難の勧告・指示の判断基準	133
資料75	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設	135
資料76	富士見市洪水対応タイムライン	137
資料77	重要警戒地点	139
資料78	地域防災計画関連マニュアル等一覧	141
2. 条例・要綱・規程等		
資料79	富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱	142
資料80	富士見市防災会議条例	157
資料81	富士見市防災会議委員名簿	159
資料82	富士見市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項	160
資料83	富士見市災害対策本部条例	161
資料84	富士見市防災行政用無線局管理運用規程	162
資料85	富士見市防災行政用移動系無線局運用細則	175
資料86	富士見市防災行政用固定系無線局運用細則	177
資料87	富士見市防災協力農地登録実施要領	181
資料88	災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱	183
3. 協定等		
資料89	富士見市の災害協定一覧	188

資料1 富士見市の台地と低地の柱状図

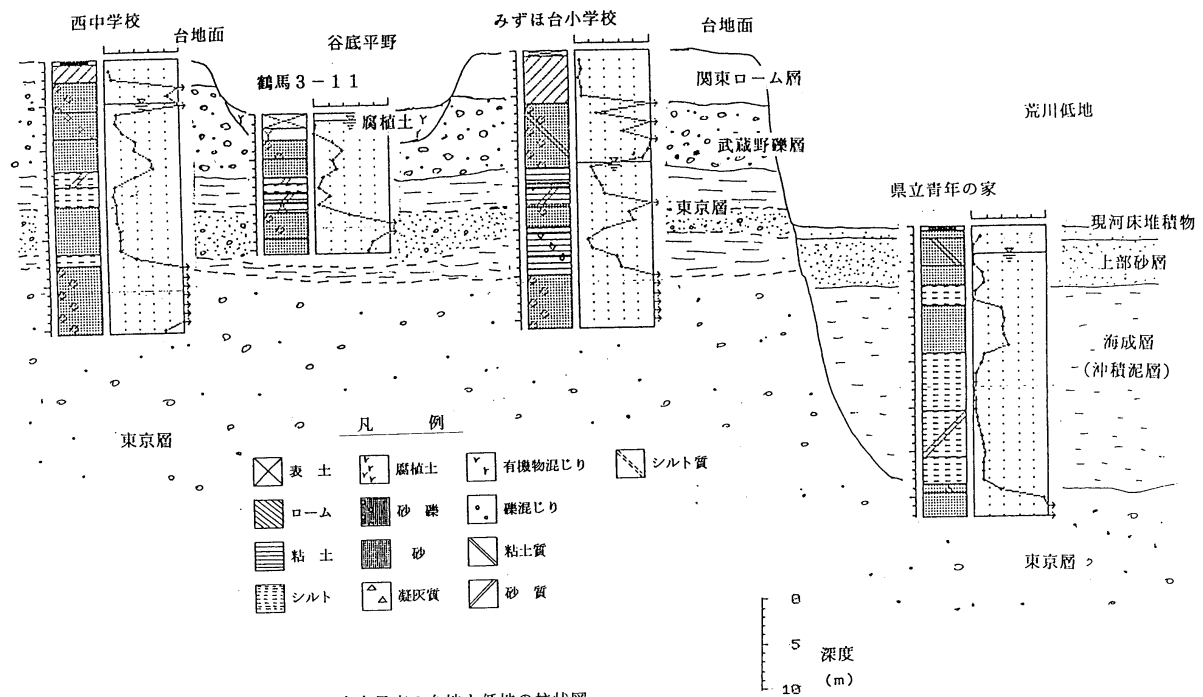


図1-1 富士見市の台地と低地の柱状図
(平成2年度 防災アセスメント調査による)

資料2 高層建築物の状況（※対象建築物11階以上）

令和6年3月現在

番号	対 象 物 名	所 在 地	階層
1	アイムふじみ野 南1番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	14
2	アイムふじみ野 南2番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	14
3	アイムふじみ野 南3番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	11
4	アイムふじみ野 東1番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	14
5	アイムふじみ野 東2番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	14
6	アイムふじみ野 東3番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	11
7	アイムふじみ野 西1番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	12
8	アイムふじみ野 西2番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	14
9	アイムふじみ野 西3番館	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	12
10	アイムふじみ野 ウェストコート	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	32
11	アイムふじみ野 イーストコート	富士見市ふじみ野西2丁目1-1	31
12	アルビス鶴瀬 1号棟	富士見市鶴瀬西2丁目7-1	11
13	アルビス鶴瀬 2号棟	富士見市鶴瀬西2丁目7-2	11
14	エクセルふじみ野駅前	富士見市ふじみ野東1丁目2-3	13
15	シティヴェールふじみ野 一番館	富士見市ふじみ野東2丁目7-1	11
16	シティヴェールふじみ野 二番館	富士見市ふじみ野東2丁目7-1	15
17	シティヴェールふじみ野 三番館	富士見市ふじみ野東2丁目7-1	15
18	シティヴェールふじみ野 四番館	富士見市ふじみ野東2丁目7-1	15
19	富士見ニューライフ	富士見市榎町2-4-11	13
20	セイコーガーデンVI	富士見市大字鶴馬2-6-12-4	11
21	グランシエロ志木アールコート	富士見市水谷東3丁目4-5-14	11
22	コンフォール鶴瀬 4・5号棟	富士見市鶴瀬西2丁目8-4	14
23	コンフォール鶴瀬 7号棟	富士見市鶴瀬西2丁目8-7	14
24	コンフォール鶴瀬 8号棟	富士見市鶴瀬西2丁目8-8	14
25	鶴瀬駅西口ビル	富士見市大字鶴馬2-6-02-3	14
26	東武みずほ台サンライトマンション さつき	富士見市西みずほ台1丁目20-4	12
27	東武みずほ台サンライトマンション もみの木	富士見市西みずほ台1丁目1-3	12
28	みずほ台ハイム	富士見市東みずほ台1丁目5-1	12
29	メローウィンドふじみ野	富士見市ふじみ野東1丁目2-1	11
30	ドレイクふじみ野	富士見市ふじみ野東1丁目15-3	14
31	ユードリーム鶴瀬ステーションワnz	富士見市大字鶴馬2-6-09-2	15
32	ライオンズ鶴瀬グランフォート	富士見市鶴馬1丁目14-25	12
33	レーベン鶴瀬A r t i f a c t	富士見市関沢2丁目25-5	14

資料3 自衛隊災害派遣要請書

富 第 号
年 月 日

埼玉県知事

富士見市長

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 依 頼 書

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了する
までの間

3 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要

(1) 人員

(2) 車両等の種類

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

5 その他参考になるべき事項

資料4 自衛隊災害派遣撤収要請書

富 第 号

年 月 日

埼玉県知事

富士見市長

自 衛 隊 災 害 派 遣 撤 収 要 請 依 頼 書

当市 地区の避難救助活動のため、 年
月 日付 第 号をもって
自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動が概ね完了いた
しましたので、撤収を要請します。

記

1 撤収要請依頼日時 年 月 日 時 分

2 撤収作業内容

3 そ の 他

資料5 気象庁震度階級

計測震度	階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

資料6 災害対策本部の設置及び閉鎖等の連絡先

ア	埼玉県災害対策本部朝霞支部長（南西部地域振興センター所長）
イ	東入間警察署長
ウ	指定地方行政機関の長
エ	指定公共機関の長
オ	指定地方公共機関の長
カ	その他必要と認める機関の長

通知書式

富 第 号
年 月 日

富士見市長

警戒体制第1配備
警戒体制第2配備
非常体制

} の施行について(通知)

年 月 日

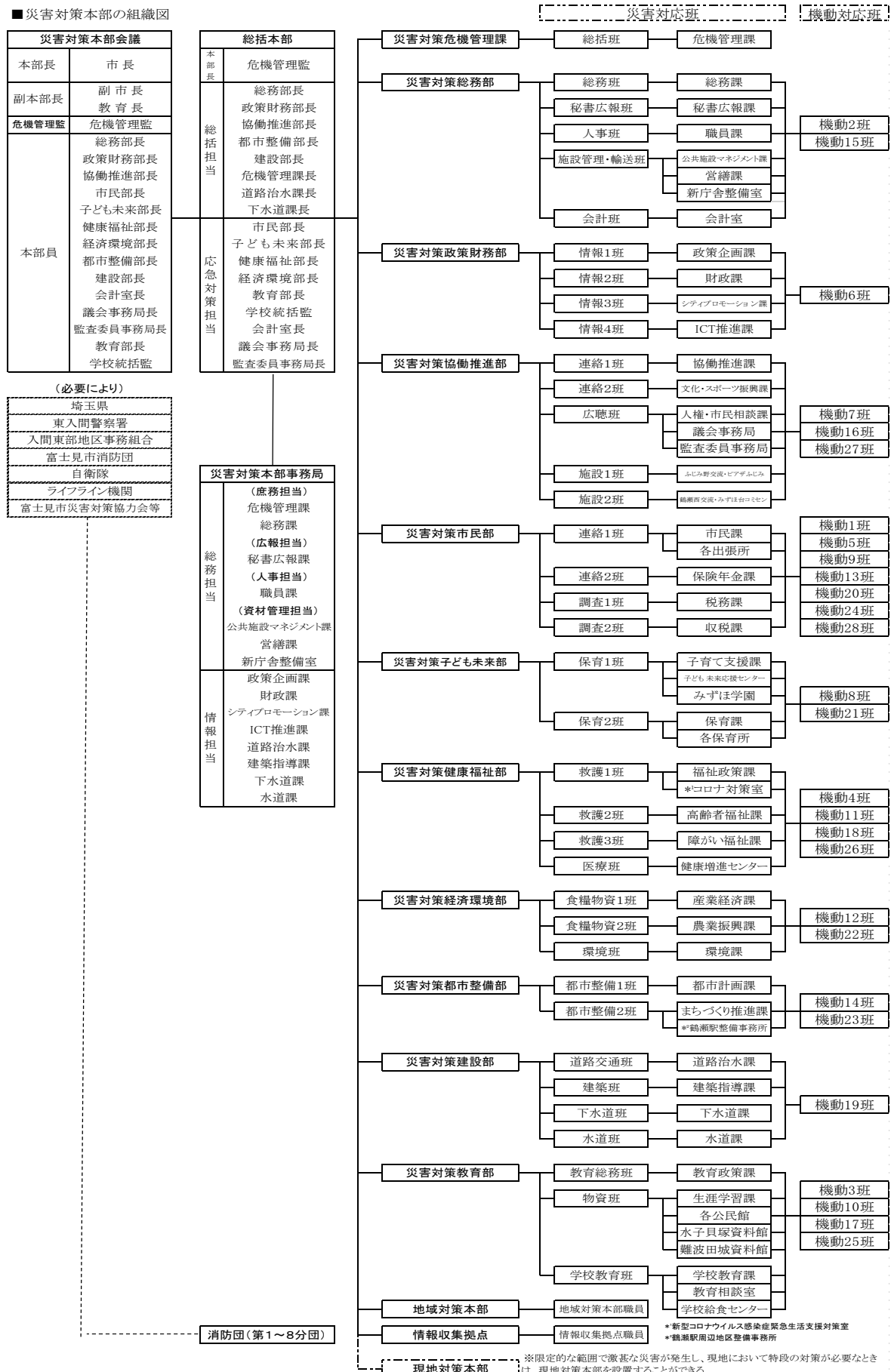
警戒体制第1配備
警戒体制第2配備
非常体制

を施行

し（富士見市災害対策本部を設置し）たので通知します。

資料7 災害対策本部組織、所掌事務

■災害対策本部の組織図



※なお、この組織図に記載のない部署については、所属する部局の指示により、それぞれの災害対応班または機動対応班に属し、災害対応を行うものとする。また、災害状況等を勘案し、危機管理監の指示により柔軟に機動班等を運用するものとする。

部名 (部長)	班 名 (班 長)	班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策本部会議	本部長	市長	1 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	危機管理監	危機管理監	1 災害対策本部に関すること 2 災害対応情報の収集・集約に関すること 3 災害対策活動方針に関すること
	本部員	総務部長 政策財務部長 協働推進部長 市民部長 子ども未来部長 健康福祉部長 経済環境部長 都市整備部長 建設部長 会計室長 議会事務局長 監査委員事務局長 教育部長 学校統括監	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 2 災害対策本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
災害対策本部総括本部	本部長	危機管理監	1 災害対策本部総括本部の統括に関すること
	総括担当	総務部長 政策財務部長 協働推進部長 都市整備部長 建設部長 危機管理課長 道路治水課長 下水道課長	1 災害情報と被害状況の分析及び対応策の報告に関すること 2 本部長の指示・了解のもと、各部・各班の指揮監督及び災害対策全般の指揮に関すること 3 本部長の命令の伝達・遂行に関すること 4 各部への指示・伝達並びに各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況の把握、対策項目の整理などの事務に関すること
	応急対策担当	市民部長 子ども未来部長 健康福祉部長 経済環境部長 教育部長 学校統括監 会計室長 議会事務局長 監査委員事務局長	1 各部の所掌事務に係る災害に対する応急対策に関すること 2 総括担当者の指示の伝達・遂行に関すること

部名 (部長)	班 名 (班 長)		班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策本部事務局	総務担当	庶務担当	危機管理課 総務課 公共施設マネジメント課 秘書広報課	1 本部及び本部会議の庶務に関すること (危機管理課・総務課) 2 防災会議その他の防災関係機関及び本部内の連絡に関すること(危機管理課) 3 市庁舎の保全に関すること (公共施設マネジメント課) 4 防災関係機関との連絡に関すること (危機管理課、総務課) 5 防災関係機関の災害派遣要求に関すること (危機管理課、総務課) 6 災害備蓄倉庫の管理に関すること (危機管理課) 7 本部長・副本部長の秘書に関すること (秘書広報課) 8 災害見舞、視察等に関すること(秘書広報課)
		広報担当	秘書広報課	1 市民への広報及び避難情報の伝達に関すること 2 帰宅困難者への情報提供に関すること 3 報道機関との連絡及び調整に関すること 4 災害写真の撮影等に関すること
		人事担当	職員課	1 職員の動員及び派遣に関すること 2 出勤職員の配置状況の集約に関すること 3 出勤職員の給与及び食料に関すること 4 災害従事者の損害補償に関すること 5 他自治体職員等の受援に関すること 6 防災功労者の調査に関すること
		資材管理 担当	公共施設マネジメント課 営繕課 新庁舎整備室 危機管理課 財政課	1 災害予算編成及び資金調達に関すること (財政課) 2 市有財産の被害状況調査に関すること (公共施設マネジメント課・営繕課・新庁舎整備室) 3 災害対策活動必需品の調達に関すること (公共施設マネジメント課・営繕課・新庁舎整備室) 4 庁用車の配車及び借上げ自動車の確保に関すること(公共施設マネジメント課) 5 運輸業者との連絡調整に関すること (公共施設マネジメント課・営繕課・新庁舎整備室) 6 災害用備品の貸出しに関すること (公共施設マネジメント課・営繕課・新庁舎整備室) 7 災害用備品の管理に関すること(危機管理課)
	情報担当		政策企画課 財政課 シティプロモーション 課 ICT推進課 道路治水課 建築指導課 下水道課 水道課	1 災害情報と被害状況の収集に関すること (政策・財政・シティ・ICT) 2 住民、防災機関等からの被害情報及び災害情報の 収集・分析 (政策・財政・シティ・ICT) 3 情報の集計、整理に関すること (政策・財政・シティ・ICT) 4 河川の巡視及び水位の把握に関すること (道路治水・建築指導・下水・水道) 5 土木関係被害状況収集・調査・報告に関すること (道路治水・建築指導・下水・水道)

部名 (部長)	班 名 (班 長)	班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策危機管理課	総括班 (危機管理課長)	危機管理課	1 災害対策本部に関すること 2 警報・地震情報等の伝達に関すること 3 災害情報の記録に関すること 4 防災会議等、関係機関との連絡調整に関すること 5 防災行政無線（固定系・移動系）の運用に関する こと
災害対策総務部	総務班 (総務課長)	総務課	1 自衛隊派遣要請に関すること 2 部内の応援に関すること 3 その他本部長の特命事項に関すること
	秘書広報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 災害視察及び見舞者の対応に関すること 3 市民への災害広報に関すること 4 帰宅困難者への情報提供に関すること 5 報道機関への対応に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
	人事班 (職員課長)	職員課	1 職員の動員に関すること 2 職員の配備状況等の集約に関すること 3 職員の食料、物資の供給及び厚生に関すること 4 職員の公務災害に関すること 5 自治体への応援要請に関すること 6 応援要請先の自治体等との連絡調整に関すること 7 応援職員の食料、物資の供給及び厚生に関する こと 8 部内の応援に関すること 9 その他本部長の特命事項に関すること
	施設管理・輸送班 (公共施設マネジメント課長、営繕課長、新庁舎整備室長)	公共施設マネジメント課 営繕課 新庁舎整備室	1 市有財産、所管施設の被害状況調査及び応急復旧 に関する こと 2 公用車の配車に関すること 3 燃料及び災害用資材の確保に関すること 4 物資の輸送に関すること 5 部内の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
	会計班 (会計室長)	会計室	1 災害関係費の出納に関すること 2 見舞金及び義援金の出納保管に関すること 3 部内の応援に関すること 4 その他本部長の特命事項に関すること
災害対策政策財務部	情報１班 (政策企画課長) 情報２班 (財政課長) 情報３班 (シティプロモーション課長) 情報４班 (ＩＣＴ推進課長)	政策企画課 財政課 シティプロモーション 課 ＩＣＴ推進課	1 災害情報の収集に関すること 2 情報の集計、整理に関すること 3 各部への収集情報の伝達に関すること 4 災害対策予算の編成及び財政措置に関する こと (情報２班) 5 部内の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
災害対策協働推進部	連絡１班 (協働推進課長) 連絡２班 (文化・スポーツ振興課長)	協働推進課 文化・スポーツ振興課	1 町会等地域団体への連絡及び調整に関する こと 2 所管施設における来館者の安全確保、被害調査 及び 応急措置に関する こと 3 部内の応援に関すること 4 その他本部長の特命事項に関すること

部名 (部長)	班 名 (班 長)	班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策協働推進部	広聴班 (人権・市民相談課長、議会事務局次長)	人権・市民相談課 議会事務局 監査委員事務局	1 相談窓口の開設に関する事 2 被災者の相談、申請に関する事 3 被災者の意見、要望等の聴取に関する事 4 外国人への支援に関する事 5 富士見市議会議員との連絡調整に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
	施設 1 班 (ふじみ野交流センター所長) 施設 2 班 (鶴瀬西交流センター所長)	ふじみ野交流センター ピアザふじみ 鶴瀬西交流センター みずほ台コミュニティセンター	1 所管施設における来館者の安全確保、被害調査及び応急措置に関する事 2 帰宅困難者の受け入れ等に関する事 3 部内の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策市民部	援護 1 班 (市民課長) 援護 2 班 (保険年金課長)	市民課 保険年金課 各出張所	1 罹災証明書の発行に関する事 2 国民健康保険税の減免に関する事 (援護 2 班) 3 遺体の埋火葬に関する事 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
	調査 1 班 (税務課長) 調査 2 班 (収税課長)	税務課 収税課	1 被害状況の把握に関する事 2 住家等の被害調査に関する事 3 税の減免、徴収猶予等に関する事 (調査 1 班) 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
子ども未来部 災害対策	保育 1 班 (子育て支援課長) 保育 2 班 (保育課長)	子育て支援課 保育課 子ども未来応援センター みずほ学園	1 保育園児の保護に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 3 民間保育園等との連絡調整に関する事 4 私立幼稚園等との連絡調整に関する事 5 児童館との連絡調整に関する事 6 放課後児童クラブとの連絡調整に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策健康福祉部	救護 1 班 (福祉政策課長) 救護 2 班 (高齢者福祉課長) 救護 3 班 (障がい福祉課長)	福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室	1 行方不明者の把握、捜索に関する事 2 遺体の処理、安置に関する事 3 福祉避難所、福祉仮設住宅の開設、運営に関する事 4 災害ボランティアへの対応に関する事 5 義援金の受入れ、配分に関する事 6 日本赤十字社に関する事 7 災害救助法の適用申請に関する事 8 避難行動要支援者支援に関する事 9 保険料の減免、徴収猶予等に関する事 (救護 2 班) 10 所管施設の被害調査に関する事 11 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 12 入間東部福祉会との連絡調整に関する事 13 シルバー人材センターとの連絡調整に関する事 14 社会福祉事業団との連絡調整に関する事 15 部内の応援に関する事 16 その他本部長の特命事項に関する事

部名 (部長)	班 名 (班 長)	班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策健康福祉部	医療班 (健康増進センター所長)	健康増進センター	1 所管施設の点検及び応急措置に関する事 2 病院・医院の被害把握に関する事 3 医療救護チームの編成に関する事 4 医師会、歯科医師会との連絡調整に関する事 5 保健所との連絡調整等に関する事 6 医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 7 避難者の健康管理に関する事 8 部内の応援に関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策経済環境部	食料物資 1 班 (産業経済課長) 食料物資 2 班 (農業振興課長)	産業経済課 農業振興課	1 食料、生活必需品の調達及び供給に関する事 2 救援物資の供給に関する事 3 商業、工業被害の調査に関する事（食料物資 1 班） 4 農業被害の調査に関する事（食料物資 2 班） 5 所管施設の被害調査に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
	環境班 (環境課長)	環境課	1 ごみの収集、処理に関する事 2 し尿の収集、処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 防疫、衛生活動に関する事 5 災害廃棄物処理に関する事 6 災害時における公害対策に関する事 7 動物死体の処理、放浪動物の保護に関する事 8 部内の応援に関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策都市整備部	都市整備 1 班 (都市計画課長) 都市整備 2 班 (まちづくり推進課長)	都市計画課 まちづくり推進課 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	1 公園等の被害調査及び応急措置に関する事 2 震災復興初動期業務に関する事 3 防災協力農地に関する事 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策建設部	道路交通班 (道路治水課長)	道路治水課	1 道路・橋梁の点検に関する事 2 道路・橋梁の応急復旧に関する事 3 道路上の障害物の除去に関する事 4 河川施設の点検に関する事 5 河川施設の応急復旧に関する事 6 道路の交通規制に関する事 7 警察署との連絡調整に関する事 8 緊急通行車両の交付申請に関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
	建築班 (建築指導課長)	建築指導課	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2 応急仮設住宅の建設に関する事 3 公営住宅の確保に関する事 4 住宅の応急措置に関する事 5 住居内の障害物の除去に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事

部名 (部長)	班 名 (班 長)	班 員	災害対策本部における事務分掌
災害対策建設部	下水道班 (下水道課長)	下水道課	1 下水道施設の点検及び被害状況把握に関する事 2 下水道施設の応急復旧に関する事 3 部内の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事
	水道班 (水道課長)	水道課	1 給水活動に関する事 2 給水用資機材の確保に関する事 3 給水の広報に関する事 4 水道施設の点検及び被害状況把握に関する事 5 水道施設の応急復旧に関する事 6 部内の応援に関する事 7 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策教育部	教育総務班 (教育政策課長)	教育政策課	1 教育施設の点検に関する事 2 教育施設の応急措置に関する事 3 教育施設の確保と避難所利用との調整に関する事 4 部内の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
	物資班 (生涯学習課長)	生涯学習課 各公民館 水子貝塚資料館 難波田城資料館	1 救援物資の受入れ、管理に関する事 2 所管施設における入館者の安全確保に関する事 3 所管施設の被害調査に関する事 4 避難所開設、運営への協力に関する事 5 部内の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
災害対策教育部	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課 教育相談室 学校給食センター	1 児童・生徒・職員の安全に関する事 2 応急教育に関する事 3 学用品の供給に関する事 4 避難所開設時の施設との調整に関する事 5 避難者情報の集約に関する事 6 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 7 部内の応援に関する事 8 その他本部長の特命事項に関する事
機動班		機動班職員	1 災害予防と応急措置に関する事 2 その他本部長の特命事項に関する事
地域 本部 対策	地域対策本部職員 各班長	地域対策本部職員	1 避難所の開設に関する事 2 避難所の運営に関する事 3 避難者情報の収集に関する事
情報 拠点 収集	情報収集拠点職員 各班長	情報収集拠点職員	1 地域の被害状況の収集に関する事 2 地域住民の要望等の収集に関する事 3 拠点施設の避難者対応に関する事

備 考

- 1 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の所掌事務にかかわらず、部班を重点的に配置換することができる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

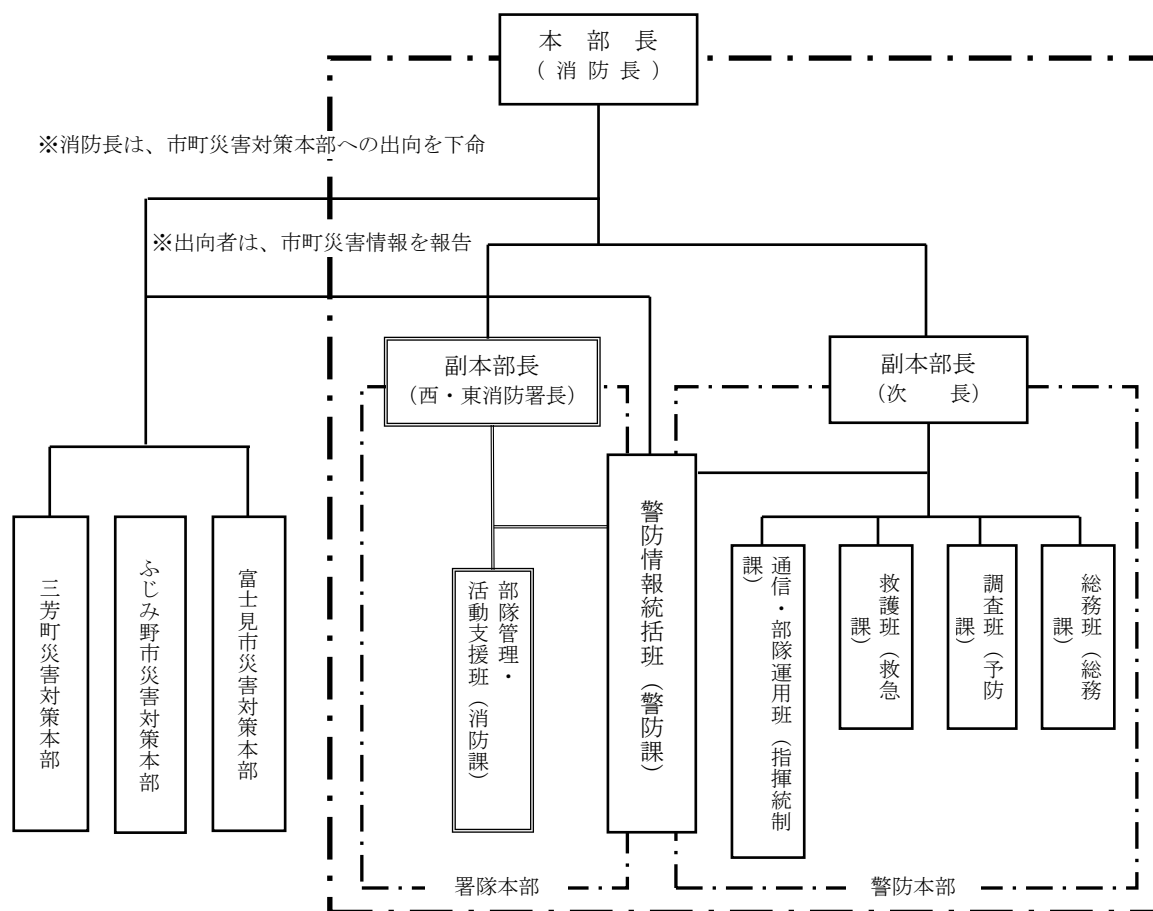
資料8 関係機関一覧

	関係機関名	郵便番号	所在地
指定地方行政機関	関東農政局農林振興部 防災課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	埼玉労働局 川越労働基準監督署	350-1118	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎
	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	350-1124	川越市新宿町3-12
	国土交通省 気象庁 (東京管区気象台) 熊谷地方気象台	360-0814	熊谷市桜町1-6-10
	関東管区警察局	330-9726	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
	関東財務局	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	関東信越厚生局	330-9713	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25
	関東経済産業局	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	関東東北 産業保安監督部	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	関東運輸局 埼玉運輸支局	331-0077	さいたま市西区中釘2154-2
	東京航空局 東京空港事務所	144-0041	東京都大田区羽田空港3-3-1
	関東総合通信局	102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
自衛隊	陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊(大宮駐屯地)	331-8550	さいたま市北区日進町1-40-7
県の機関	南西部地域振興センター	351-0025	朝霞市三原1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎2階
	川越農林振興センター	350-1124	川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟
	川越県土整備事務所	350-1126	川越市旭町2-13-6
	朝霞保健所	351-0016	朝霞市青葉台1-10-5
	西部教育事務所	350-1124	川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟
	西部福祉事務所	350-0212	坂戸市石井2327-1
警察	東入間警察署	356-0056	ふじみ野市うれし野1-4-1
消防機関	入間東部地区事務組合消防本部	356-0058	ふじみ野市大井中央1-1-19
	富士見市消防団	356-0058	ふじみ野市大井中央1-1-19

	関 係 機 関 名	郵便番号	所 在 地
指定公共機関	日本郵便株式会社三芳郵便局	354-8799	入間郡三芳町大字藤久保320
	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店	350-0065	川越市仲町8-3
	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉支店 志木支社	353-8555	志木市幸町1-8-50
	日本赤十字社埼玉県支部	330-0064	さいたま市浦和区岸町3-17-1
	NHKさいたま放送局	330-9310	さいたま市浦和区常盤6-1-21
	日本通運株式会社 埼玉支店	338-0002	さいたま市中央区下落合（大字） 1079-1
指定地方公共機関	東武鉄道株式会社ふじみ野駅	354-0036	富士見市ふじみ野東1-26-1
	大東ガス株式会社	354-8550	入間郡三芳町大字藤久保1081-1
	一般社団法人埼玉県LPガス協会 朝霞支部 富士見地区	354-0013	富士見市水谷東3-9-1
	一般社団法人埼玉県トラック協会 川越支部	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3
	一般社団法人埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-15
公共的団体	いるま野農業協同組合 大井支店	356-0056	ふじみ野市うれし野2-4-1
	富士見市商工会	354-0033	富士見市羽沢3-23-15
	富士見医師会	354-0026	富士見市鶴瀬西2-4-13
	富士見市歯科医師会	354-0015	富士見市東みずほ台1-6-22
	一般社団法人富士見・三芳薬剤師会	354-0015	富士見市東みずほ台3-24-22
	富士見市土地改良団体連絡協議会	354-0011	富士見大字下南畑1136

資料9 入間東部地区事務組合

1 警防対策本部組織図



2 災害対策本部任務分担表

	班	班長	所属職員	分掌事務
警防本部	総務班	総務課長	総務課 (庶務係) (職員係) (管理係)	1 消防関係施設の保全及び応急修理に関すること。 2 消防用車両等の整備及び応急修理に関すること。 3 職員及び職員の家族の救護、支援及び安否確認に関すること。 4 職員の労務・健康管理並びに公務災害に関すること。 5 緊急通行車両の登録に関すること。 6 報道対応に関すること。 7 食糧、飲料水、燃料等の調達に関すること。 8 インターネットによる情報発信に関すること。 9 帰宅困難者対策に関すること。 10 警防情報統括班への情報提供に関すること。 11 その他、本部長が特に命ずること。

	班	班長	所属職員	分掌事務
警防本部	情報収集班	予防課長	予防課 (予防係) (保安係) (査察指導係)	1 被害情報の収集に関すること。 2 被害状況地図の作成に関すること。 3 被害情報の時系列作成に関すること。 4 水質汚濁対策に関すること。 5 対象物・危険物施設等の情報提供に関すること。 6 災害広報に関すること。 7 警防情報統括班への情報提供に関すること。 8 その他、本部長が特に命ずること。
	救護班	救急課長	救急課 (救急係)	1 医療機関等との連絡調整に関すること。 2 救急活動資機材の確保に関すること。 3 現場救護活動に関すること。 4 応急救護所の設置・運営に関すること。 5 防疫・保健衛生に関すること。 6 職員のメンタルケアに関すること。 7 警防情報統括班への情報提供に関すること。 8 その他、本部長が特に命ずること。
	通信・部隊運用班	指揮統制課長	指揮統制課 (指揮統制係)	1 職員の非常招集に関すること。 2 通信の記録及び伝達に関すること。 3 災害情報の職員への周知に関すること。 4 災害発生状況等の把握及び出場指令に関すること。 5 通信の統制及び運用に関すること。 6 各種予報・警報の職員への周知に関すること。 7 警防情報統括班への情報提供に関すること。 8 災害現場における指揮及び部隊運用に関すること。 9 部隊運用及び人員配置に関すること。 10 消防団の部隊運用に関すること。 11 現場活動における緊急消防援助隊、自衛隊等との連携に関すること。 12 その他、本部長が特に命ずること。
	警防情報統括班	警防課長	警防課 (警防係) (消防団係)	1 災害情報の集約に関すること。 2 対策本部の設置、運営に関すること。 3 県・市町との連絡調整に関すること。 4 県代表及びブロック代表消防(局)本部への応援要請に関すること。 5 消防団員の労務管理、健康管理並びに公務災害に関すること。 6 応援要請に関すること。 7 防災関係機関との災害情報連絡に関すること。 8 緊急消防援助隊の受入れ及び活動方針等の総合調整に関すること。 9 その他、本部長が特に命ずること。

	班	班長	所属職員	分掌事務
署隊本部	活動支援班	西・東消防署長	消防課	1 火災、救急、救助等の災害対応に関すること。 2 緊急消防援助隊の任務指示拠点及び活動拠点の確保に関すること。 3 食糧、飲料水、燃料等の配送に関すること。 4 参集人員及び部隊編成の把握に関すること。 5 活動人員交替計画及び運用に関すること。 6 資機材の整備及び応急修理に関すること。 7 警防情報統括班への情報提供に関すること。 8 その他、本部長が特に命ずること。
	消防長代理		署長・分署長	1 市町災害対策本部への出向 2 市町災害対策本部における情報収集及び対策本部との情報連携

資料10 消防団編成

令和6年4月1日
(定数129人)

	出動地区名
本 部	別紙参照
第1分団	
第2分団	
第3分団	
第4分団	
第5分団	
第6分団	
第7分団	
第8分団	

(定員 129人)

別紙

消 防 団 火 災 出 動 計 画 (富士見市消防団)

平成27年4月1日

地 区 別	担 当 分 団	出 動 地 区 名	第 1 出 動	第 2 出 動	第 3 出 動	特命出動
第 1 地 区	富 士 見 市 消 防 団 富 士 見 第 1 分 団 富 士 見 第 2 分 団 富 士 見 第 3 分 団	渡戸地区 上沢地区 羽沢地区 勝瀬地区 鶴馬1.2丁目地区 山室地区 諏訪地区 鶴瀬東地区 関沢地区 鶴瀬西地区 鶴馬地区	担 当 区 域 (3 隊)	第 3 地 区 隊 (2 隊)	第2地区隊(3 隊) 第6地区隊(2 隊)	出 動 指 令 が あ つ た 時
第 2 地 区	富 士 見 第 4 分 団 富 士 見 第 5 分 団 富 士 見 第 6 分 団	東大久保地区 上南畑地区 下南畑地区 南畑新田地区	担 当 区 域 (3 隊)	第 1 地 区 隊 (3 隊)	第3地区隊(2 隊) 第4地区隊(5 隊)	
第 3 地 区	富 士 見 第 7 分 団 富 士 見 第 8 分 団	水子地区 水谷地区 水谷東地区 貝塚地区 針ヶ谷地区 みずほ台地区 榎町地区 鶴馬3丁目地区	担 当 区 域 (2 隊)	第 1 地 区 隊 (3 隊)	第2地区隊(3 隊) 第7地区隊(2 隊)	

消 防 団 火 災 出 動 計 画 (富士見市地区別)

平成27年4月1日

地 区 別	出 動 地 区	第 1 出 動	第 2 出 動	第 3 出 動	特命出動
第 1 地 区 (富士見市)	「渡戸地区 上沢地区 羽沢地区 勝瀬地区」 「鶴馬1.2丁目地区 山室地区 諏訪地区」 「鶴瀬東地区 関沢地区 鶴瀬西地区 鶴馬地区」	富 士 見 市 消 防 団 富 士 見 第 1 分 団 富 士 見 第 2 分 団 富 士 見 第 3 分 団	第 3 地 区 隊 富 士 見 第 7 分 団 富 士 見 第 8 分 団	第 2 地 区 隊 富 士 見 第 4 分 団 富 士 見 第 5 分 団 富 士 見 第 6 分 団 第 6 地 区 隊 ふじみ野第7分団 ふじみ野第8分団	出 動 指 令 が あ つ た 時
第 2 地 区 (富士見市)	「東大久保地区」 「上南畑地区」 「下南畑地区 南畑新田地区」	富 士 見 第 4 分 団 富 士 見 第 5 分 団 富 士 見 第 6 分 団	第 1 地 区 隊 富 士 見 第 1 分 団 富 士 見 第 2 分 団 富 士 見 第 3 分 団	第 3 地 区 隊 富 士 見 第 7 分 団 富 士 見 第 8 分 団 第 4 地 区 隊 ふじみ野第1分団 ふじみ野第3分団 ふじみ野第4分団 ふじみ野第6分団 ふじみ野第9分団	
第 3 地 区 (富士見市)	「水子地区 水谷地区 水谷東地区 貝塚地区」 「針ヶ谷地区 みずほ台地区 榎町地区 鶴馬3丁目地区」	富 士 見 第 7 分 団 富 士 見 第 8 分 団	第 1 地 区 隊 富 士 見 第 1 分 団 富 士 見 第 2 分 団 富 士 見 第 3 分 団	第 2 地 区 隊 富 士 見 第 4 分 団 富 士 見 第 5 分 団 富 士 見 第 6 分 団 第 7 地 区 隊 三 芳 第 4 分 団 三 芳 第 5 分 団	

資料11 富士見市に配置されている消防組織

名 称	所 在 地	電話番号
東消防署	鶴馬1850-1	049-255-4119
同 富士見分署	富士見市大字水子4060-1	049-255-4117
富士見市消防団 (事務局)	ふじみ野市大井中央1-1-19 入間東部地区事務組合消防本部警防課内	049-261-6659

資料12 町会一覧

令和3年3月現在

No.	町 会 名	地域	
1	山室町会	山室 1 丁目	全域
		山室 2 丁目	全域
		大字鶴馬	737～829
			1298～1516
2	諏訪 1 丁目町会	諏訪 1 丁目	全域
		大字鶴馬	1796～1920
3	諏訪 2 丁目町会	諏訪 2 丁目	全域
		大字鶴馬	1921～2006
4	前谷町会	大字鶴馬	2007～2011
			3196～3449
			3495
			3581
		鶴馬 3 丁目	1
5	羽沢 3 丁目町会	羽沢 3 丁目	全域
6	鶴馬 1 丁目町会	鶴馬 1 丁目	全域
7	渡戸東町会	渡戸 1 丁目	全域
		渡戸 2 丁目	全域
		大字鶴馬	960～1117
			3625
8	渡戸 3 丁目町会	渡戸 3 丁目	全域
9	羽沢 1 丁目町会	羽沢 1 丁目	全域
10	勝瀬町会	大字勝瀬	1～1112
			3213
			3214
		ふじみ野東 1 丁目	全域
		ふじみ野東 2 丁目	1～6
			8～18
		ふじみ野東 3 丁目	全域
		ふじみ野東 4 丁目	全域
11	勝瀬西町会	ふじみ野西 3 丁目	1～8
11	羽沢 2 丁目町会	羽沢 2 丁目	全域
12	上沢 1 丁目町会	上沢 1 丁目	全域
13	上沢 2 丁目町会	上沢 2 丁目	全域
14	鶴瀬東 1 丁目町会	鶴瀬東 1 丁目	全域
15	鶴瀬東 2 丁目北町会	鶴瀬東 2 丁目	1～9
			21
			26～28
16	鶴瀬東 2 丁目南町会	鶴瀬東 2 丁目	10～20
			22～25
17	シティヴェールふじみ野町会	ふじみ野東 2 丁目	7
18	勝瀬西町会	大字勝瀬	1581～1634
		ふじみ野西 1 丁目	全域
		ふじみ野西 3 丁目	9～17
		ふじみ野西 4 丁目	全域
19	アイムふじみ野町会	ふじみ野西 2 丁目	全域
20	鶴瀬西 1 丁目二葉町会	大字鶴馬	2521～2588
			2591～2662
			3453～3494
			3496～3522
			3537～3539
21	鶴瀬西 1 丁目西町会	大字鶴馬	2589, 2590

No.	町 会 名	地 域	
			3524～3536
			3540～3577
22	鶴瀬西 2 丁目西町会	鶴瀬西 2 丁目	7-14～21, 8-10～31, 9-15～96, 10～23
23	鶴瀬西 2 丁目南町会	鶴瀬西 2 丁目	7-1～13
24	鶴瀬西 2 丁目北町会	鶴瀬西 2 丁目	1, 3-1～11, 8-1～9, 9-1～14
25	鶴瀬西 2 丁目栄町会	鶴瀬西 2 丁目	2, 3-12～18, 4～6
26	鶴瀬西 3 丁目東町会	鶴瀬西 3 丁目	1～11
27	鶴瀬西 3 丁目西町会	鶴瀬西 3 丁目	12～22
28	上沢 3 丁目町会	上沢 3 丁目	全域
29	関沢 2 丁目東町会	関沢 2 丁目	3～12
			18
			20
			21-9～26
30	関沢 2 丁目旭町会	関沢 2 丁目	1～2
			13～17
			19
			21-1～8・56～58
			22～31
31	関沢 3 丁目東町会	関沢 3 丁目	1～18, 19-1～18, 19-27 (一部)
			19-28 (一部), 19-34, 20～30
			39-1～42, 39-44, -39-45
			39-48, 40～42
		西みずほ台1丁目	5～17 (※西みずほ台1丁目南町会にも一部有り)
32	関沢 3 丁目西町会	関沢 3 丁目	19-19～26, 19-27 (一部)
			19-28 (一部), 19-30, 19-31
			31～38, 39-43, 39-46, 39-47
			43～46
33	西みずほ台 1 丁目南町会	西みずほ台1丁目	1～4 (※関沢3丁目東町会にも一部有り)
			18～28
34	西みずほ台 3 丁目町会	西みずほ台 3 丁目	全域
35	鶴馬関沢町会	鶴馬 2 丁目	全域
		関沢1丁目	全域
36	打越町会	鶴馬 3 丁目	2～33
		東みずほ台4丁目	29-16, 29-17 (※東みずほ台3・4丁目町会にも一部有り)
37	東みずほ台 2 丁目町会	東みずほ台 2 丁目	全域
38	東みずほ台 3・4 丁目町会	東みずほ台 3 丁目	全域
		東みずほ台4丁目	3～28, 29-1～15
			29-18～30 (※打越町会にも一部有り)
39	水谷第 1 町会	大字水子	146～1825, 1878～1882, 1885
			1890～1891, 1971～1972
			1987～1990, 1993～2152
			7000～7028, 7037～7079
		水谷1丁目	1
			5～8
			11～12
		水谷2丁目	全域
40	水谷第 2 町会	大字水子	1826～1877, 1887
			1892～1963
			2515～2757
			2771～2886
			3020～3097
			3099～3137
			3652～3726

No.	町 会 名	地 域	
			3802～3918
			4003～4154
			4368～4369
			4371～4378
			4379-2
			4380～4381
			4383～4405
			4408～4421
			4423～4448
			7029～7036, 7500～7599
41	水谷第3町会	大字水子	3919～3959
			3985～4002
			4155～4176
			4178～4205
			4212～4218
			4224～4280
			4449～5162
			6291～6301
			6312～6329
			6332～6360
			6430～6434
			6451～6453
42	貝塚町会	貝塚 1丁目	全域
		貝塚2丁目	全域
43	東みずほ台1丁目町会	水谷 1 丁目	2～4
			9～10
		東みずほ台1丁目	13
44	針ヶ谷 1 丁目町会	大字水子	全域
			4356～4367
			4370
			4379
			4382
			4406～4407
			4422
			6550～6578
		大字針ヶ谷	2～17
45	針ヶ谷 2 丁目町会	大字針ヶ谷	2055～2057
			2059～2066
			9～10
			針ヶ谷1丁目
			全域
			1
			182～184
			187
			338～377
46	西みずほ台 2 丁目町会	大字針ヶ谷	460～461
			463
			465～466
			471～537
			2038～2052
			2058
			針ヶ谷2丁目
			全域
47	水谷東 1 丁目町会	大字水子	1～8
			11～14
47	水谷東 1 丁目町会	大字水子	2758～2770

No.	町 会 名	地 域	
			2915～2977
			3098
			3138～3150
		水谷東1丁目	全域
48	水谷東2丁目町会	大字水子	3151～3166
			3177～3180
			3198～3202
			3584～3650
			3727～3801
		水谷東2丁目	全域
49	水谷東3丁目町会	水谷東3丁目	全域
50	榎町町会	大字水子	3960～3979
			4177
			4206～4211
			4219～4223
		榎町	全域
51	南畑第1町会	大字東大久保	1～2847
			2850～
		大字上南畑	529～537
52	南畑第2町会	大字上南畑	1～528
			538～1409
			1417～1672
			1676～1910
			1914～2027
			2070～2188
			2195～2262
			2274～2302
			2336～3302
		みどり野西	全域
		みどり野南	1～80
		みどり野北	82～
53	南畑第3町会	大字上南畑	1410～1416
			1911～1913
		大字下南畑	1～960
			1057～1318
			1612～1773
			3283～3432
			3476～3548
			3559～3568
			3583～3586
			5001～5115
			5377～5456
			5484～5523
		みどり野南	81
54	南畑第4町会	大字下南畑	1774～1897
			1962～2004
			2006～3282
			3433～3475
			3549～3558
			3569～3582
			3587～4189
			5172～5232
			5270～5369

No.	町 会 名	地域	
55	南畑第 5 町会		5460～5477
			5528～5689
		大字東大久保	2848
			2849
		大字上南畑	1673～1675
			2028～2069
			2189～2194
			2263～2273
			2303～2335
		大字下南畑	961～1056
			1319～1611
			1898～1961
			2005
		大字南畑新田	全域
		みどり野東	全域

資料13 自主防災組織一覧

令和6年3月現在

	組 織 名	届け出年月日	属する町会
1	鶴瀬西3丁目西町会	平成7年4月20日	鶴瀬西3丁目西町会
2	西みずほ台3丁目防災会	平成7年6月1日	西みずほ台3丁目町会
3	水谷第2町会防災会	平成7年6月20日	水谷第2町会
4	鶴瀬西3丁目東町会防災会	平成7年10月2日	鶴瀬西3丁目東町会
5	水谷東1丁目町会自主防災会	平成7年11月1日	水谷東1丁目町会
6	水谷東2丁目防災会	平成7年12月9日	水谷東2丁目町会
7	竹際寿自治会防災会	平成8年2月26日	渡戸東町会
8	前谷防災会	平成8年5月1日	前谷町会
9	サンライトマンション「ひのき」防災会	平成9年7月18日	西みずほ台1丁目南町会
10	鶴瀬東2丁目南町会 自主防災会	平成10年9月21日	鶴瀬東2丁目南町会
11	打越防災会	平成11年2月1日	打越町会
12	鶴馬関沢町会自主防災会	平成12年3月22日	鶴馬関沢町会
13	羽沢3丁目町会防災会	平成13年7月6日	羽沢3丁目町会
14	榎町町会自主防災会	平成15年2月20日	榎町町会
15	水谷東3丁目町会自主防災会	平成15年4月1日	水谷東3丁目町会
16	上沢2丁目町会防災会	平成15年5月2日	上沢2丁目町会
17	西みずほ台1丁目南町会防災会	平成15年9月21日	西みずほ台1丁目南町会
18	羽沢2丁目町会防災会	平成16年4月28日	羽沢2丁目町会
19	東みずほ台2丁目町会防災会	平成16年5月13日	東みずほ台2丁目町会
20	東みずほ台3・4丁目町会防災会	平成16年11月4日	東みずほ台3・4丁目町会
21	鶴瀬東2丁目北町会防災会	平成17年6月17日	鶴瀬東2丁目北町会
22	上沢3丁目防災会	平成17年10月3日	上沢3丁目町会
23	南畑第3町会防災会	平成19年2月13日	南畑第3町会
24	水谷第3町会防災会	平成20年5月29日	水谷第3町会
25	南畑第1町会防災会	平成20年9月22日	南畑第1町会
26	勝瀬西町会防災会	平成21年11月3日	勝瀬西町会
27	コンフォール鶴瀬自主防災会	平成22年4月1日	鶴瀬西2丁目北町会
28	アイムふじみ野防災会	平成22年4月28日	アイムふじみ野町会
29	諏訪2丁目町会防災会	平成22年7月4日	諏訪2丁目町会
30	鶴瀬東1丁目町会防災会	平成23年4月17日	鶴瀬東1丁目町会
31	渡戸3丁目町会防災会	平成23年5月25日	渡戸3丁目町会
32	渡戸東町会防災会	平成24年4月10日	渡戸東町会
33	旭防災会	平成24年5月11日	関沢2丁目旭町会
34	東みずほ台1丁目町会防災会	平成24年5月15日	東みずほ台1丁目町会
35	南畑第2町会防災会	平成24年7月8日	南畑第2町会
36	関沢2丁目東町会自主防災会	平成25年8月13日	関沢2丁目東町会
37	関沢3丁目東町会防災会	平成25年9月2日	関沢3丁目東町会

	組 織 名	届け出年月日	属する町会
38	南畑第 5 町会防災会	平成25年12月10日	南畑第 5 町会
39	山室町会自主防災会	平成26年4月21日	山室町会
40	上沢一丁目町会自主防災会	平成26年4月22日	上沢一丁目町会
41	シティヴェールふじみ野自主防災組織	平成26年12月12日	シティヴェールふじみ野町会
42	関沢 3 丁目西町会防災会	平成27年8月26日	関沢 3 丁目西町会
43	羽沢一丁目防災会	平成27年12月14日	羽沢一丁目町会
44	南畑第 4 町会防災会	平成28年4月28日	南畑第 4 町会
45	水谷第 7 町会防災会	平成30年10月1日	貝塚町会
46	鶴瀬西 2 丁目西町会防災会	平成31年4月1日	鶴瀬西 2 丁目西町会
47	勝瀬町会自主防災会	令和5年3月13日	勝瀬町会
48	鶴瀬西 2 丁目南町会自主防災会	令和6年4月30日	鶴瀬西 2 丁目南町会
49	針ヶ谷 2 丁目町会自主防災会	令和6年5月1日	針ヶ谷 2 丁目町会
50	水谷第 1 町会東地区自主防災会	令和6年9月3日	水谷第 1 町会
51	水谷第 1 町会みずほ台小地区自主防災会	令和6年9月3日	水谷第 1 町会
52	鶴瀬西 2 丁目栄町会防災会	令和6年10月16日	鶴瀬西 2 丁目栄町会

資料14 防災行政無線移動系機器一覧

設 備	型 式	配置場所	局 名	呼出番号
統制台	ECF-7011	危機管理課	統制台	100
基地局無線送受信装置	ECF-7021A	後処理室	基地局	001
統制局用遠隔制御装置	ECF-7110	無線室	富士見遠隔	701
統制局制御装置	ECF-7009	無線室		
半固定型無線送受信装置	EMM-05DTR2/AFP	東大久保浄水場	東大久保浄水場	501
半固定型無線送受信装置	EMM-05DTR2/AFP	水谷東公民館	水谷東公民館	502
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見01	101
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見02	102
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見03	103
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見04	104
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見05	105
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見06	106
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見07	107
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見08	108
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見09	109
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見10	110
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見11	111
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見12	112
携帯型無線送受信装置	EMM-05DTR2	危機管理課	富士見13	113

資料15 防災行政無線親・子局一覧

	設 備	設置場所	備 考
1	親局	大字鶴馬1800-1	後処理室
2	操作卓	大字鶴馬1800-1	無線室
3	遠隔操作 P C	大字鶴馬1800-1	危機管理課
4	遠隔操作卓	ふじみ野市大井中央1-1-19	入間東部地区事務組合消防本部

	子局名	設置場所	備 考
1	富士見市役所	大字鶴馬1800-1	
2	長谷寺	大字東大久保882-1	
3	びん沼自然公園	大字東大久保3692	
4	阿蘇神社	大字東大久保83	
5	上畑道場集会所	大字上南畑499	
6	みどり野東	みどり野東20	
7	下田会館	大字上南畑3025先	
8	南畑公民館	大字上南畑306	
9	登戸	大字下南畑960	
10	登戸公園	大字南畑新田1604-2	
11	難波田城公園	大字下南畑521-1	
12	鶴新田	大字下南畑1961先	
13	ふじみの公園	ふじみ野東2-19-1	
14	ふじみ野交流センター	ふじみ野東3-7-1	
15	勝瀬小学校	大字勝瀬674	
16	勝瀬中学校	大字勝瀬400-1	
17	渡戸三丁目集会場	渡戸3-4-3	
18	西渡戸緑地公園	渡戸3-363	
19	渡戸出荷所	渡戸2-3-1	
20	山室緑地公園	山室2-5	アンサーバック機能付き
21	上沢二丁目	上沢2-4-12	
22	上沢一丁目集会所	上沢1-15-16	
23	鶴瀬小学校	羽沢2-1-1	
24	山室会館	諏訪1-11-50	
25	諏訪小学校	大字鶴馬1932-1	
26	諏訪神社	羽沢3-10-12	
27	鶴馬一丁目	鶴馬1-17-26	
28	富士見台中学校	諏訪2-8-1	
29	鶴瀬駅東口公園予定地	鶴瀬東1-4-57	
30	来迎寺	鶴馬2-1-49	アンサーバック機能付き

	子局名	設置場所	備 考
31	本郷中学校	大字水子539	アンサーバック機能付き
32	貝塚二丁目	貝塚2-1-11	アンサーバック機能付き
33	竹の内公園	大字下南畑3898-4	
34	水子打越	東みずほ台4-15-31	アンサーバック機能付き
35	みずほ台小学校	東みずほ台3-21	
36	水谷浄水場	大字水子1229	
37	東消防署富士見分署	東みずほ台2-16-5	
38	水谷小学校	水谷1-13-3	
39	水子岡の坂	大字水子1864-1	
40	木染	大字下南畑4026-2	アンサーバック機能付き
41	救助犬訓練所	大字下南畑4183-4	
42	水谷東一丁目	水谷東1-6	アンサーバック機能付き
43	水谷東二丁目集会所	水谷東2-38-7	
44	水谷東公民館	水谷東2-12-10	アンサーバック機能付き
45	水谷東三丁目集会所	水谷東3-28-9	アンサーバック機能付き
	(志木市役所裏)	水谷東3-46-14	有線スピーカー
	(別所雨水ポンプ場南)	水谷東3-13-1先	有線スピーカー
46	水子台下	大字水子4059-1	
47	水子正網	大字水子5128-1	
48	水子氷川神社	大字水子5023-1	
49	榎町公園	榎町26	
50	南むさしの公園	ふじみ野西3-1-1	
51	ふじみ野駅西口遊水地	ふじみ野西1-14-1	
52	勝瀬西集会所	大字勝瀬1616-4	
53	鶴瀬西配水場	鶴瀬西3-6-8	
54	つるせ台小学校	鶴瀬西2-9-1	
55	アルビス鶴瀬	鶴瀬西2-7-1	
56	鶴瀬西交流センター	大字鶴馬3575-1	
57	関沢二丁目	関沢2-24-20	
58	関沢児童館	西みずほ台1-7	
59	松の木公園	西みずほ台1-23	
60	関沢小学校	関沢3-24-1	
61	西原公園	西みずほ台2-14	
62	針ヶ谷コミュニティセンター	針ヶ谷1-38	
63	南通公園	針ヶ谷2-29	

資料16 被害報告判定基準（埼玉県災害対策本部運営要領 別表）

区 分	基 準
人的被害	1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの。 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流出とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した床面積その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 5 半壊又は半焼とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分その住家の延面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの。 6 一部破損とは、全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
田畑被害	1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
道路被害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害をうけたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
その他の被害	1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校聾学校・養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 2 橋りょう被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部または全部流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害をうけたもの。 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 4 破防被害とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する破防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される破防のための施設または同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊または埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 5 清掃施設被害とは、ごみ処理およびし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。 6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。

区 分	基 準
	7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害をうけたもの。 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの、および流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害をうけたもの。 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	1 り災世帯とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 2 り災者とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生年月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

(注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計すること。

(様式第1号)

発 生 速 報

富士見市

日	時	分	受信	発信者		受信者	
1 被害発生							
2 被害場所							
3 被害程度							
4 災害に対する 措 置							
5 その他必要 事 項							

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

(様式第2号)

経 過 速 報

富士見市

				発 信 者				受 信 者						
災 害 の 種 別				発 生 地 域										
被 害 日 時		日 時		自		月		日		時 分 至 月 日 時 分				
報 告 区 分														
区 分				被 害		区 分				被 害				
人 的 被 害	死 者		人			田 畑 被 害	田 畑	流失・埋没		ha				
	行方不明者		人					冠 水		ha				
	負 傷 者	重 傷	人					流失・埋没		ha				
		軽 傷	人	値段				冠 水		ha				
住 家 被 害	全 壊		棟			道 路 被 害	決 壊	冠 水		箇所				
	(焼) (流失)	世帯						冠 水		箇所				
		人						文 教 施 設		箇所				
		人						病 院		箇所				
	半 壊	棟						橋 梁		箇所				
		世帯						河 川		箇所				
		人						砂 防		箇所				
	一 部 破 損	棟						清 掃 施 設		箇所				
		世帯						崖 く ず れ		箇所				
		人						鉄 道 不 通		箇所				
	床 上 浸 水	棟						そ の 他 被 害	被 害 船 舶 隻					
		世帯								水 道 戸				
		人								電 話 回線				
	床 下 浸 水	棟								電 気 戸				
		世帯								ガ ス 戸				
		人								ブロック塀等		箇所		
	非 住 家 被 害	公 共 施 設	全壊(焼)	棟						被災世帯数		世帯		
			半壊(焼)	棟						被災者数		人		
		そ の 他	全壊(焼)	棟						火 災 発 生	建 物	件		
			半壊(焼)	棟							危 険 物	件		
(6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む。）														

資料17 富士見市指定避難場所一覧

1 指定避難所（避難者を収容する施設がある場所）

番号	施設名	洪水	土砂災害	地震	所在地	電話番号	備考
1	鶴瀬小学校	○	○	○	羽沢2-1-1	049-251-0144	
2	水谷小学校	○	○	○	水谷1-13-3	049-251-1130	
3	南畑小学校	△	○	○	上南畑1280	049-251-1139	
4	関沢小学校	○	○	○	関沢3-24-1	049-252-2886	
5	勝瀬小学校	△	○	○	勝瀬674	049-262-1065	
6	水谷東小学校	△	○	○	水子3614	049-252-3850	
7	諏訪小学校	△	○	○	鶴馬1932-1	049-253-1451	
8	みずほ台小学校	○	○	○	東みずほ台3-21	049-253-2981	
9	針ヶ谷小学校	○	○	○	針ヶ谷2-38-1	049-254-4482	
10	ふじみ野小学校	○	○	○	ふじみ野東4-4-1	049-267-2312	
11	つるせ台小学校	○	○	○	鶴瀬西2-9-1	049-251-2112	
12	富士見台中学校	○	△	○	諏訪2-8-1	049-251-0473	
13	本郷中学校	△	○	○	水子539	049-252-2889	
14	東中学校	△	○	○	上南畑980	049-253-1555	
15	西中学校	○	○	○	西みずほ台3-14-6	049-252-4145	
16	勝瀬中学校	△	○	○	勝瀬400-1	049-266-2503	
17	水谷中学校	△	○	○	水子3117	049-254-5335	
18	鶴瀬公民館	○	○	○	羽沢3-23-10	049-251-1140	
19	南畑公民館	△	○	○	上南畑306-1	049-251-5663	
20	水谷公民館	○	○	○	水谷1-13-6	049-251-1129	
21	水谷東公民館	△	○	○	水谷東2-12-10	048-473-8717	
22	鶴瀬西交流センター	○	○	○	鶴馬3575-1	049-251-2791	
23	関沢児童館	○	○	○	西みずほ台1-7	049-251-9786	
24	ふじみ野交流センター	○	○	○	ふじみ野東3-7-1	049-261-5371	
25	針ヶ谷コミュニティセンター	○	○	○	針ヶ谷1-38	049-251-8478	
26	みずほ台コミュニティセンター	○	○	○	西みずほ台1-19-2	049-254-2221	
27	ピアザふじみ	○	○	○	ふじみ野東1-16-6	049-257-6446	
28	健康増進センター	△	○	○	鶴馬3351-2	049-252-3771	
29	市民総合体育館	△	○	○	鶴馬1887-1	049-251-5555	
30	県立富士見高校	△	○	○	上南畑950	049-253-1551	
31	大井小学校	○	○	○	ふじみ野市苗間37	049-261-0242	
32	大井東中学校	○	○	○	ふじみ野市ふじみ野3-2-1	049-263-5181	
33	富士見特別支援学校	△	○	○	上南畑1317	049-253-2820	福祉避難所
34	みずほ学園	△	○	○	みどり野南2-1	049-252-3237	福祉避難所
35	老人福祉センター	△	○	○	東大久保3655	049-252-4810	福祉避難所

※△は災害の状況により、洪水時や土砂災害時においても避難所が使用可能と判断される場合は開設します。

2 指定緊急避難場所

番号	施設名	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	所在地	電話番号
1	鶴瀬小学校	○	○	○	○	羽沢2-1-1	049-251-0144
2	水谷小学校	○	○	○	○	水谷1-13-3	049-251-1130
3	南畑小学校	△	○	○	○	上南畑1280	049-251-1139
4	関沢小学校	○	○	○	○	関沢3-24-1	049-252-2886
5	勝瀬小学校	△	○	○	○	勝瀬674	049-262-1065
6	水谷東小学校	△	○	○	○	水子3614	049-252-3850
7	諏訪小学校	△	○	○	○	鶴馬1932-1	049-253-1451
8	みずほ台小学校	○	○	○	○	東みずほ台3-21	049-253-2981
9	針ヶ谷小学校	○	○	○	○	針ヶ谷2-38-1	049-254-4482
10	ふじみ野小学校	○	○	○	○	ふじみ野東4-4-1	049-267-2312
11	つるせ台小学校	○	○	○	○	鶴瀬西2-9-1	049-251-2112

※△は災害の状況により、洪水時や土砂災害時においても避難所が使用可能と判断される場合は開設します。

3 福祉避難所（特別の介護が必要な避難者を対象とする施設）

番号	施 設 名	所 在 地	備考
1	富士見特別支援学校	上南畑1317	指定避難所として指定
2	みずほ学園	みどり野南2-1	指定避難所として指定
3	老人福祉センター	東大久保3655	指定避難所として指定
4	入間東部むさしの作業所	上南畑3262-1	協定に基づく指定
5	特別養護老人ホーム ふじみ苑	鶴馬3360-1	協定に基づく指定
6	特別養護老人ホームはるな苑	勝瀬512-1	協定に基づく指定
7	特別養護老人ホームむさしの	南畑新田16-1	協定に基づく指定
8	特別養護老人ホームこぶしの里	上南畑2836	協定に基づく指定
9	介護老人保健施設 富士見の里	みどり野南3-1	協定に基づく指定
10	介護老人保健施設 葵の園・富士見	勝瀬937-1	協定に基づく指定
11	地域密着型特別養護老人ホームむさしの (ひだまりの庭)	水子1882-1	協定に基づく指定
12	介護老人保健施設鶴瀬台の里	鶴瀬西2-8-32	協定に基づく指定

※災害対策本部が必要と判断した場合、開設します。

4 避難一時集合場所（避難者を収容する施設がなく、一時的に集合し、避難所へ移動する場所）

番号	種 別	施 設 名	所 在 地
1	集合場所	山室集会所	山室1-1171-24
2	集合場所	前谷集会所	鶴馬3308-2
3	集合場所	鶴馬 1 丁目集会所	鶴馬1-7-39
4	集合場所	鶴馬関沢集会所	鶴馬2-23-8
5	集合場所	打越集会所	鶴馬3-23-4
6	集合場所	鶴瀬西 3 丁目東集会所	鶴瀬西3-6-8
7	集合場所	渡戸東集会所	渡戸1-2-34
8	集合場所	渡戸 3 丁目集会所	渡戸3-4-3
9	集合場所	上沢 1 丁目集会所	上沢1-15-16
10	集合場所	上沢 3 丁目集会所	上沢3-4-16
11	集合場所	勝瀬集会所	勝瀬790-1
12	集合場所	勝瀬西集会所	勝瀬1616-4
13	集合場所	丸池集会所	関沢2-28-1
14	集合場所	関沢集会所	関沢3-19-34
15	集合場所	水谷東 1 丁目集会所	水谷東1-7-12
16	集合場所	水谷東 3 丁目集会所	水谷東3-28-9
17	集合場所	水谷第 1 集会所	水子678-2
18	集合場所	水谷第 8 集会所	東みずほ台2-19-9
19	集合場所	羽沢集会所	羽沢3-6-4
20	集合場所	水谷第 2 集会所	水子2688-1
21	集合場所	諏訪集会所	諏訪2-1-43
22	集合場所	水谷第 3 集会所	水子4543-44
23	集合場所	羽沢 2 丁目集会所	羽沢2-9-6
24	集合場所	水谷東 2 丁目集会所	水谷東2-38-7
25	集合場所	上沢 2 丁目集会所	上沢2-5-15
26	集合場所	鶴瀬西名シ久保集会所	鶴馬2593
27	集合場所	鶴瀬東 2 丁目集会所	鶴瀬東2-8-25
28	集合場所	南畑第2集会所	上南畑189-1
29	集合場所	南畑第3集会所	上南畑311-36
30	集合場所	みずほ東公園	水谷1-9
31	集合場所	大原公園	東みずほ台3-9
32	集合場所	関沢公園	西みずほ台1-13
33	集合場所	松の木公園	西みずほ台1-23
34	集合場所	唐沢公園	西みずほ台3-8
35	集合場所	西原公園	西みずほ台2-14
36	集合場所	前沼公園	水子3599, 3600

番 号	種 別	施 設 名	所 在 地
37	集合場所	山室公園	山室1-1171-22
38	集合場所	栗谷津公園	針ヶ谷1-4
39	集合場所	栗谷津東公園	針ヶ谷1-14
40	集合場所	針ヶ谷中央公園	針ヶ谷1-34
41	集合場所	北通公園	針ヶ谷1-42-1
42	集合場所	中通公園	針ヶ谷2-4
43	集合場所	東通公園	針ヶ谷2-14
44	集合場所	南通公園	針ヶ谷2-29
45	集合場所	オトウカ山公園	ふじみ野西4-6-1
46	集合場所	中沢公園	ふじみ野西1-9-2
47	集合場所	稲荷久保公園	ふじみ野東2-16-1
48	集合場所	ふじみの公園	ふじみ野東1-19-1
49	集合場所	みずほ台中央公園	東みずほ台2-17
50	集合場所	山崎公園	水子184
51	集合場所	勝瀬原記念公園	ふじみ野東4-11-1
52	集合場所	水子貝塚公園	水子2003
53	集合場所	富士見市運動公園	南畑新田字皿沼1267-1
54	集合場所	打越公園	東みずほ台4-29-1
55	集合場所	谷津の森公園	鶴馬1-16
56	集合場所	登戸公園	南畑新田1604-2
57	集合場所	富士見市第2運動公園	みどり野南4-1
58	集合場所	竹の内公園	下南畑3898-4
59	集合場所	縄文の丘公園	渡戸1-1048-9
60	集合場所	榎町公園	榎町26
61	集合場所	ハヶ上公園	関沢2-2786-4
62	集合場所	ふじみ野西公園	ふじみ野西2-1-3
63	集合場所	やまがた公園	下南畑311-37
64	集合場所	文化の杜公園	大字鶴馬1867-1
65	集合場所	難波田城公園	下南畑568-1
66	集合場所	山室緑地公園	山室2-5
67	集合場所	びん沼公園	南畑新田1513
68	集合場所	むさし野緑地公園	鶴瀬西2-3703
69	集合場所	石井緑地公園	水子字石井4382
70	集合場所	びん沼自然公園	東大久保3464-1
71	集合場所	渡戸どんぐり公園	渡戸3-430-1
72	集合場所	貝戸の森公園	鶴瀬東2-2437
73	集合場所	つるせ台公園	鶴瀬西2-2542-18, 19
74	集合場所	桔梗ヶ原緑地公園	ふじみ野東1-5-5
75	集合場所	勝瀬ミニパーク	ふじみ野東4-3-1
76	集合場所	西渡戸緑地公園	渡戸3-363

番 号	種 別	施 設 名	所 在 地
77	集合場所	八ヶ上東緑地公園	関沢1-2795-1
78	集合場所	八ヶ上西緑地公園	関沢2-2802-1
79	集合場所	上沢公園	上沢3-17-16
80	集合場所	南むさしの公園	ふじみ野西3-1-1
81	集合場所	谷ッ合公園	大字水子7586
82	集合場所	なしくぼ公園	大字鶴馬地内
83	集合場所	つるせ西ゆうゆうの丘公園	大字鶴馬地内
84	集合場所	宮下公園	鶴馬1-2127-1, 2128-1
85	集合場所	水谷東3丁目防災公園	水谷東3-3369-42
86	集合場所	関沢緑地公園	関沢3-2815-1外
87	集合場所	勝瀬ちびっこ広場	勝瀬1009
88	集合場所	榛名神社ちびっこ広場	勝瀬790
89	集合場所	羽沢3丁目ちびっこ広場	羽沢3-584-34
90	集合場所	前谷ちびっこ広場	鶴馬3279-17
91	集合場所	上沢3丁目ちびっこ広場	上沢3-221-1
92	集合場所	宮下ちびっこ広場	鶴馬1-2127-1, 2128-1
93	集合場所	鶴馬氷川神社ちびっこ広場	鶴馬2-3136
94	集合場所	鶴馬2丁目ちびっこ広場	鶴馬2-2982-1
95	集合場所	打越中ちびっこ広場	鶴馬3-3302
96	集合場所	丸池ちびっこ広場	関沢2-2738-5
97	集合場所	ひばり台ちびっこ広場	下南畑3880-21
98	集合場所	北袋ちびっこ広場	水子2907-2
99	集合場所	柳瀬川児童公園ちびっこ広場	水谷東2-3510-4
100	集合場所	長谷寺ちびっこ広場	東大久保882-2
101	集合場所	八幡神社ちびっこ広場	下南畑1148
102	集合場所	稲荷神社ちびっこ広場	下南畑2097
103	集合場所	羽沢1丁目ちびっこ広場	羽沢1-649-1, 650-2
104	集合場所	南畑ふれあいちびっこ広場	東大久保字南畑界84-1
105	集合場所	青空広場	水谷東1丁目地内
106	集合場所	緑の散歩道「権平山」	鶴瀬東2-2468-2
107	集合場所	緑の散歩道「関 沢」	関沢3-988-1
108	集合場所	緑の散歩道「雲居の滝」	諏訪1-1704-2
109	集合場所	市民の庭園「関沢3丁目」	関沢3-1082
110	集合場所	市民の庭園「水谷東1丁目」	水谷東1丁目
111	集合場所	市民の庭園「水子寺下」	水子（貝塚商店街入口）
112	集合場所	市民の庭園「鶴馬2丁目」	鶴馬2-3037

番 号	種 別	施 設 名	所 在 地
113	集合場所	来迎寺	鶴馬2-1-49
114	集合場所	長谷寺	東大久保882
115	集合場所	興禅寺	下南畑74
116	集合場所	性蓮寺	水子5082
117	集合場所	恵光寺	勝瀬1619-5
118	集合場所	金藏院	上南畑302
119	集合場所	大應寺	水子1765
120	集合場所	瑠璃光寺	諏訪1-8-3
121	集合場所	浄円寺	諏訪2-2-41
122	集合場所	護国寺	勝瀬723
123	集合場所	大願寺	勝瀬470-2
124	集合場所	市立第1保育所	鶴馬1-7-39
125	集合場所	市立第2保育所	水谷東2-12-23
126	集合場所	市立第3保育所	山室2-26-20
127	集合場所	市立第5保育所	諏訪1-3-1
128	集合場所	市立第6保育所	鶴瀬西2-8-1
129	集合場所	けやき保育園	水子4888
130	集合場所	こばと保育園	鶴馬2-19-43
131	集合場所	子どものそのBaby	ふじみ野西1-12-1
132	集合場所	西みずほ台保育園	水子6573-8
133	集合場所	勝瀬こばと保育園	勝瀬632-1
134	集合場所	けやきわかば保育園	鶴馬1-6-41
135	集合場所	富士見すすく保育園	山室2-5-9
136	集合場所	富士見れんげ保育園	水子2647-1
137	集合場所	きたはら幼稚園	山室2-5-17
138	集合場所	銀の鈴幼稚園	鶴馬3561-2
139	集合場所	すわ幼稚園	諏訪2-15-19
140	集合場所	南畑幼稚園	下南畑3474-1
141	集合場所	富士見台幼稚園	鶴馬3513
142	集合場所	富士見みずほ幼稚園	水子3595
143	集合場所	ほんごう幼稚園	水子793
144	集合場所	みずたに幼稚園	水子5117-1
145	集合場所	谷津幼稚園	鶴瀬東2-13-17

資料18 備蓄一覧

1 備蓄品一覧

令和7年3月現在

区分	品 目	総 量	保 管 場 所
食料	アルファ米（五目ご飯）	12,700 食	市内小中学校
	ソフトパン（缶入り）	12,456 食	〃
	ビスケット	12,480 食	〃
	粉ミルク（アレルギー児用）	24 缶	〃
	液体ミルク	504 缶	〃
	ミネラルウォーター	17,964 ㍻	〃
生活用品	カマドセット	23 台	〃
	釜	34 台	〃
	シチリン	17 台	〃
	カセットコンロ	22 台	〃
	寸胴鍋	11 個	〃
	ガス炊飯器	11 個	〃
	ガスコンロ	22 台	〃
	両手鍋	40 個	〃
	鍋	17 個	〃
	ポット	25 台	〃
	ポリタンク	8 個	〃
	ポリバケツ	170 個	〃
	非常時用排便収納袋	4,700 袋	〃
	非常用ローソク	5,000 本	〃
	三角巾	1,700 枚	〃
	タオル	10,000 枚	〃
	トイレットペーパー	2,000 個	〃
	毛布（真空パック仕様）	7,300 枚	〃
生活用具	担架	18 台	〃
	車いす（折りたたみ式）	23 台	〃
	ワンタッチ（多目的）ハウス	17 台	〃
	災害用ワンタッチテント	36 台	〃
	仮設トイレ（組立式）	17 台	〃
	簡易トイレ	170 台	〃
	自動ラップ式トイレ	57 台	〃
	災害用マンホールトイレ	4 台	つるせ台小学校
	懐中電灯	180 本	市内小中学校
	乾電池（単1）	2,380 本	〃
	乾電池（単2）	250 本	〃
	乾電池（単3）	3,880 本	〃
	ヘッドランプ	10 個	〃
	災害時避難誘導灯	6 本	本庁
	ガストーブ	12 台	市内小学校・勝瀬中
衛生用品	子ども用紙おむつ	17 箱	市内小中学校
	大人用紙おむつ	17 箱	〃
	医療セット	43 箱	市内小中学校・本庁
	生理用品（ナプキン）	8,640 枚	〃

区分	品 目	総 量	保 管 場 所
資 機 材	哺乳ボトル	576 本	〃
	哺乳ビン	45 本	〃
	ゴム手袋	200 組	〃
	軍手	3,000 組	市内小中学校・本庁
	ライフジャケット	40 着	本庁
	ヘルメット	320 個	市内小中学校・本庁
	トラロープ	22 巻	〃
	ノコギリ	5 本	本庁
	ハンドマイク	47 台	市内小中学校・本庁
	ブルーシート	120 枚	〃
	災害対策用パトロールベスト	50 着	本庁
	A型バリケード	10 本	〃
	エンジンスターター	18 台	市内小中学校・本庁
	エンジンチェーンソー	1 台	本庁
	カラーコーン	9 個	〃
	スコップ（剣先型）	92 本	市内小中学校・本庁
	スコップ（角型）	60 本	〃
	ツルハシ	5 本	本庁
	テント	54 張	市内小中学校・本庁
	土のう袋	3,000 枚	本庁
	ボート	5 台	水防センター・他
	リヤカー（折りたたみ式）	43 台	市内小中学校・本庁
	コードリール	16 台	〃
	防雨型コードリール	41 台	〃
	空気入れ	25 本	〃
	三脚	18 台	〃
	雪かき用スコップ	5 本	本庁
	発電機用ガソリン缶詰	260 缶	市内小中学校・本庁
	自転車	35 台	〃
	可搬式電動排水ポンプ	10 台	本庁
	可搬式排水ポンプ	23 台	〃
	発電機＜交流式＞	20 台	市内小中学校・本庁
	ガス発電機	13 台	市内小学校
	投光器	25 台	市内小中学校・本庁
	LED投光器	13 台	みずほ台小学校
	ろ過機＜ガソリンエンジン式＞	6 台	中学校
	動力消毒機	7 台	本庁
	土のう	500 袋	国道254号バイパス高架橋下
	ガラス飛散防止フィルム	60 本	本庁
	施設図面等資料セット	17 箱	市内小中学校・本庁
	災害対策工具	20 箱	〃
	非常用浄水装置（エモータブル）	20 台	市内小中学校・本庁
感 染 症 対 策	N95マスク	1,080 枚	市内小中学校
	マスク	7,290 枚	市内小中学校・鶴瀬西交流センター・鶴瀬・南畑公民館
	液体せっけん	108 本	〃
	段ボールベッド	225 個	〃

区分	品 目	総 量	保 管 場 所
	段ボールパーテーション	1,095 個	〃
	間仕切りテント	270 個	〃
	簡易ベッド	270 個	〃
	ゴーグル	1,080 個	〃
	ディスポガウン	2,700 枚	〃
	ディスポキャップ	2,700 枚	〃
	防護服セット	558 セット	〃
	消毒液	297 本	〃
	ディスペンサー	243 台	〃
	スピーカー	42 台	〃
	マイク	42 本	〃
	非接触型体温計	81 本	〃
	フェイスシールド	2,700 枚	〃

2 備蓄品保管場所一覧

	学 校 名	保 管 場 所	鍵保管表		
			学校長	危機管理課	地域対策本部班長
1	鶴瀬小学校 (TEL049-251-0144)	北校舎 2 階準備室	○	○	○
2	水谷小学校 (TEL049-251-1130)	校舎外防災倉庫	○	○	○
3	南畑小学校 (TEL049-251-1139)	校舎外防災倉庫	○	○	○
4	つるせ台小学校 (TEL049-251-2112)	体育館附属防災倉庫	○	○	○
5	関沢小学校 (TEL049-252-2886)	北校舎 1 階倉庫の一部	○	○	○
6	勝瀬小学校 (TEL049-262-1065)	普通教室棟 2 階倉庫	○	○	○
7	水谷東小学校 (TEL049-252-3850)	B 棟 1 階資材室	○	○	○
8	諏訪小学校 (TEL049-253-1451)	普通教室棟 4 階文書書庫 (文書書庫の一部)	○	○	○
9	みずほ台小学校 (TEL049-253-2981)	校舎外防災倉庫	○	○	○
10	針ヶ谷小学校 (TEL049-254-4482)	校舎外防災倉庫	○	○	○
11	ふじみ野小学校 (TEL049-267-2312)	校舎外防災倉庫	○	○	○
12	富士見台中学校 (TEL049-251-0473)	校舎外防災倉庫	○	○	
13	本郷中学校 (TEL049-252-2889)	管理及び普通教室棟 4 階図書準備室	○	○	
14	東中学校 (TEL049-253-1556)	普通教室棟 3 階防災備蓄室	○	○	
15	西中学校 (TEL049-252-4145)	1 階防災倉庫	○	○	
16	勝瀬中学校 (TEL049-266-2503)	1 階倉庫	○	○	
17	水谷中学校 (TEL049-254-5335)	5 階防災備蓄庫	○	○	
18	富士見特別支援学校 (TEL049-254-5335)	校舎外防災倉庫	○	○	
19	富士見市役所 (TEL049-251-2711)	市役所		○	
20	ピアザ☆ふじみ (TEL049-257-6446)	防災倉庫		○	

資料19 後方医療機関

県内の災害拠点病院・埼玉DMAT

(1) 基幹災害医療センター

- ① 川口市立医療センター

(2) 地域災害医療センター

- ① 埼玉医科大学総合医療センター
- ② 獨協医科大学越谷病院
- ③ さいたま赤十字病院
- ④ 深谷赤十字病院
- ⑤ 防衛医科大学校病院
- ⑥ 自治医科大学附属さいたま医療センター
- ⑦ 埼玉県済生会川口総合病院
- ⑧ 埼玉医科大学国際医療センター
- ⑨ さいたま市立病院
- ⑩ 新久喜総合病院
- ⑪ 社会医療法人壮幸会行田総合病院
- ⑫ 独立行政法人国立病院機構埼玉病院
- ⑬ 埼玉県済生会栗橋病院
- ⑭ 北里大学北里研究所メディカルセンター病院
- ⑮ 草加市立病院
- ⑯ 埼玉医科大学病院
- ⑰ 社会医療法人さいたま市民医療センター

資料20 激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年 度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該 都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当 該年度の農業所得推定×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5 であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮する。 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の 0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道 府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第12条 中小企業信用保証法による災害関係保証の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.2 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県負担事業の中小企業関係被害額＞当該都道府県の当該年度の中小企業所得推定×100分の2 (2) 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400億円
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 法第19条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に関する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 (1) 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ① 一市町村の区域内で200戸以上 ② 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ① 一市町村の区域内で400戸以上 ② 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

資料21 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1 公共施設災害関係 当該市町村俯瞰災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の全体額が、おおむね1億円未満を除く。	1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて、激甚法第2章の措置。 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公共学校施設災害に係る地方債について、激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置。
2 農地、農業用施設等災害関係 ① 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 （当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	左の市町村の区域内で左の市町村が施行する当該災害復旧事業に係る激甚災害法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置。（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））
3 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置。

資料22 市内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

番 号	名 称	所 在 地	警戒区域	特別警戒区域	発生原因となる自然現象の種類
11103-I-0021	諏訪1丁目	富士見市諏訪1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0022	諏訪2丁目	富士見市諏訪2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0023	鶴馬1丁目	富士見市鶴馬1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0024	鶴馬2丁目	富士見市鶴馬2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0025	山下	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0026-1	東石井ー1	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0026-2	東石井ー2	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0026-3	神明	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0028-1	打越	富士見市東みずほ台3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0028-2	打越公園	富士見市東みずほ台3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-I-0063	東小原	富士見市水子東小原	○		急傾斜地の崩壊
11103-II-0005	正網	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-II-0006	城ノ下	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
11103-II-0012	鶴馬二丁目ー2	富士見市鶴馬2丁目	○		急傾斜地の崩壊
11103-II-0013	鶴馬二丁目ー3	富士見市鶴馬2丁目	○		急傾斜地の崩壊

資料23 災害用飲料用井戸、生活用水として使用する登録井戸一覧

1 災害時飲料用井戸一覧

令和7年3月

番号	登 録 者 住 所・(井戸所在地)	町会・学校名
1	渡戸 3-3-37	渡戸 3
2	羽沢 2-3-7	羽沢 2
3	羽沢 2-4-22	羽沢 2
4	羽沢 3-8-15	羽沢 3
5	羽沢 3-20-37	羽沢 3
6	鶴馬 2-1-59	鶴馬 1
7	上沢 1-5-4	上沢 1
8	鶴瀬東 2-2-10	鶴瀬東 2 北
9	勝瀬 7 2 6	勝瀬
10	鶴馬 3 4 5 4-1	鶴瀬西 1 二葉
11	鶴馬 2 6 3 0-2	鶴瀬西 1 二葉
12	鶴馬 3 5 5 7-28・(鶴瀬西 2-16-22)	鶴瀬西 1 西
13	関沢 3-36-1	関沢 3 西
14	東大久保 205	南畑 1
15	東大久保 183-1・(東大久保 163)	南畑 1
16	東大久保 767	南畑 1
17	東大久保 523	南畑 1
18	東大久保 604	南畑 1
19	東大久保 1822	南畑 1
20	東大久保 1996	南畑 1
21	東大久保 2049	南畑 1
22	下南畑 343	南畑 3
23	下南畑 791	南畑 3
24	下南畑 1153	南畑 3
25	下南畑 3194	南畑 4
26	下南畑 2018	南畑 4
27	下南畑 2030	南畑 4
28	下南畑 2386	南畑 4
29	下南畑 2116	南畑 4
30	南畑新田 145-1	南畑 5
31	水子 648	水谷 1
32	水子 1462	水谷 1

番号	登 録 者 住 所・(井戸所在地)	町会・学校名
3 3	水子 2 0 2 6	水谷 1
3 4	水子 2 8 3 3 - 2	水谷 2
3 5	水子 1 8 3 1 - 1	水谷 2
3 6	水子 4 9 0 9	水谷 3
3 7	針ヶ谷 2 - 1 5 - 2 0	針ヶ谷 2
3 8	針ヶ谷 3 7 1	針ヶ谷 2
3 9	針ヶ谷 2 - 3 1 - 2	針ヶ谷 2
4 0	針ヶ谷 1 0	針ヶ谷 1
4 1	鶴馬 3 - 1 5 - 4・(鶴馬 3 - 1 5)	打越
4 2	鶴馬 2 - 1 4 - 4 2	鶴馬水利組合
4 3	諏訪 2 - 3	鶴馬水利組合
4 4	諏訪 2 - 7 - 2 2	諏訪 2
4 5	東みずほ台 4 - 6 - 1	東みずほ台 3・4
4 6	諏訪 2 - 5 - 1 5	鶴馬水利組合
4 7	水子 5 0 5 7	水谷 3
4 8	水子 4 1 4 2	水谷水利組合
4 9	鶴馬 2 0 1 0 - 1	鶴馬水利組合
5 0	渡戸 1 - 7 - 1	渡戸東
5 1	関沢 2 - 1 5 - 3 7	関沢 2 旭
5 2	下南畑 6 6 9	南畑 3
5 3	針ヶ谷 2 - 2 8 - 3	針ヶ谷 2
5 4	鶴瀬東 1 - 4 - 4 7	鶴瀬東 1 丁目
5 5	鶴瀬西 2 - 9 - 1	つるせ台小学校
5 6	関沢 3 - 2 4 - 1	関沢小学校
5 7	羽沢 2 - 1 - 1	鶴瀬小学校
5 8	大字勝瀬 6 7 4	勝瀬小学校
5 9	大字上南畑 1 2 8 0	南畑小学校
6 0	水谷 1 - 1 3 - 3	水谷小学校
6 1	大字水子 3 6 1 4	水谷東小学校
6 2	大字水子 5 3 9	本郷中学校
6 3	諏訪 2 - 8 - 1	富士見台中学校
6 4	大字鶴馬 1 9 3 2 - 1	諏訪小学校
6 5	東みずほ台 3 - 2 1	みずほ台小学校
6 6	針ヶ谷 2 - 3 8 - 1	針ヶ谷小学校
6 7	大字上南畑 9 8 0	東中学校

番号	登 録 者 住 所・(井戸所在地)	町会・学校名
68	西みずほ台3-14-6	西中学校
69	大字勝瀬400-1	勝瀬中学校
70	大字水子3117	水谷中学校
71	ふじみ野東4-4-1	ふじみ野小学校
72	ふじみ野東4-11-1	勝瀬原記念公園

2 生活用水として使用する登録井戸一覧

平成30年1月

番号	登 録 者 住 所・(井戸所在地)
1	水子1247・(水子801・本郷中校庭) ※水谷第一水利組合
2	水子1247・(水子702)
3	鶴瀬東2-22-19・鶴馬3498-1 ※鶴馬水利組合
4	鶴瀬東2-22-19・鶴馬3529-1 //
5	鶴瀬東2-22-19・鶴馬2003-4 //
6	鶴瀬東2-22-19・諏訪2-2049-1 //
7	上南畑543・上南畑字曲目 ※南畑土地改良区
8	上南畑543・上南畑字清水 //
9	上南畑543・上南畑字1161 //
10	水子2706-3・針ヶ谷480-1 ※水谷水利組合
11	水子2706-3・水子3706-1 //
12	水子2706-3・水谷東2-3573-2 //
13	下南畑3586・(下南畑2466-2) ※富士見第一改良区
14	東みずほ台2-26-13
15	水子4439
16	水子2588
17	針ヶ谷2-6-3
18	針ヶ谷2-15-19
19	針ヶ谷2-24-12
20	針ヶ谷2-27-3
21	針ヶ谷2-28-1
22	針ヶ谷2-3-4
23	水子1762
24	東みずほ台4-27-2
25	水子1878
26	水子1845
27	水子2548
28	水子2580
29	水子4442
30	水子3085
31	水子4965-1
32	水子6301-17
33	水子616

番号	登 録 者 住 所 ・ （ 井 戸 所 在 地 ）
34	水子 1 3 8 8 - 2
35	水子 6 0 0
36	水子 1 5 1 0
37	水谷 2 - 9 - 5
38	水子 1 3 4 5
39	水子 1 3 3 3
40	水谷 1 - 7 - 7
41	水子 1 5 7
42	水子 9 9 7
43	水子 1 6 3
44	水子 2 9 0
45	水谷 2 - 1 3 - 1
46	水子 1 7 7 9
47	下南畑 2 3 1 1
48	南畑新田 8 3 7
49	南畑新田 7 6 - 2 （みどり野東 6 5 - 2）
50	南畑新田 8 5 8 - 1
51	南畑新田 1 3 （みどり野北 3 5）
52	南畑新田 3 3
53	東大久保 8 5
54	東大久保 9 7 0 - 2
55	東大久保 1 0 1 7
56	東大久保 7 9 1
57	東大久保 2 1 9 3
58	東大久保 5 4 3
59	東大久保 1 5 0 4
60	下南畑 8 5 5
61	関沢 2 - 6 - 3 2
62	関沢 3 - 9 - 2 8
63	関沢 3 - 2 8 - 3 3
64	関沢 3 - 3 5 - 3 2
65	関沢 3 - 4 5 - 1 1 ・（3丁目 1 0 3 9 - 1）
66	関沢 3 - 4 5 - 1 7
67	関沢 3 - 3 4 - 1 3
68	鶴瀬東 1 - 6 - 8
69	鶴瀬東 2 - 9 - 7
70	勝瀬 7 2 8
71	勝瀬 9 8 2
72	勝瀬 1 0 7 8
73	鶴馬 2 - 4 - 1 6
74	鶴馬 2 - 4 - 1
75	鶴馬 2 - 1 4 - 1 1
76	鶴馬 2 - 1 - 6 6

番号	登 録 者 住 所 ・ （ 井 戸 所 在 地 ）
77	鶴馬 2－1 4－4 6
78	上沢 1－2 0－3
79	上沢 2－3－2
80	羽沢 1－1－2
81	羽沢 2－1 8－3 1
82	羽沢 2－1 8－4 3
83	羽沢 2－7－3 7
84	羽沢 3－1 9－2 3
85	羽沢 3－2 0－4 ・（3－2 0－3 2）
86	羽沢 3－2 0－4 4
87	羽沢 3－2 2－2 3
88	鶴馬 1－1 6－1 2
89	山室 2－9－2 8
90	諏訪 1－2－1 2
91	諏訪 1－4－2 3
92	諏訪 1－5－3 7
93	諏訪 1－1 0－4 8
94	諏訪 2－7－1 6
95	諏訪 2－7－1 0
96	諏訪 2－5－1 5
97	諏訪 2－5－2 5
98	諏訪 2－4－1 4
99	鶴馬 3 3 1 4－1
100	渡戸 2－1 0－1 9 ・（2丁目 9 2 3）
101	渡戸 1－4－1 4
102	渡戸 1－1 3－1 8
103	渡戸 3－5－3 8

資料24 プロパン業者一覧

平成30年1月現在

事業所名	所在地	電話番号
江澤商事(株)	鶴馬3-31-25	049-251-3636
(有)押田商店	鶴瀬東2-12-1	049-251-0506
(有)大曾根商店	渡戸3-16-16	049-251-0566
(株)キヨハラ	鶴馬2-15-21	049-251-0750
柳田商店	羽沢3-2-6	049-251-0474
(有)雷隣堂	渡戸2-1-6	049-251-0781
(有)太陽瓦斯	鶴馬1-7-33	049-251-1347
(有)高野商店	水子6352	049-251-5243
(有)朝日ガス	東みずほ台2-13-8	049-253-5535
東上ガス(株)首都圏統轄本部	水谷東3-9-1	048-473-2111
(株)トーコー 本社営業所	水谷東3-9-1	048-476-6990
東上ガス(株) 富士見オートガスタン্ড	水谷東3-9-1	048-473-2111
協和工業(株)埼玉事業所	針ヶ谷1-9-9	049-252-2333

資料：埼玉県LPガス協会

資料25 富士見市防災協力農地一覧

平成30年1月現在

番号	農地の所在地	現況地目	面 積
1	羽沢3-633-1	畑	1205 m ²
2	渡戸3丁目432-1	畑	1335 m ²
3	渡戸3丁目432-5	畑	219 m ²
4	渡戸3丁目433-1	畑	3258 m ²
5	渡戸3丁目433-5	畑	389 m ²
6	渡戸3丁目433-6	畑	2.92 m ²
7	渡戸3丁目433-7	畑	325 m ²
8	渡戸3丁目433-8	畑	1549 m ²
9	渡戸3丁目433-4	畑	330 m ²
10	渡戸3丁目437-2	畑	602 m ²
11	渡戸3丁目439-1	畑	838 m ²
12	鶴馬2丁目2964-4	畑	123 m ²
13	鶴馬2丁目2968-1	畑	395 m ²
14	鶴馬2丁目3064-1	畑	2150 m ²
15	鶴馬2丁目2964-6	畑	174 m ²
16	鶴馬2丁目2965-2	畑	162 m ²
17	鶴馬2丁目2967-1	畑	570 m ²
18	鶴馬2丁目2967-2	畑	570 m ²
19	鶴馬2丁目3065-1	畑	3674 m ²
20	鶴馬1丁目18-1	畑	1416 m ²

資料26 国際交流団体一覧

団 体 名	所 在 地	電話番号
ふじみの国際交流センター	ふじみ野市上福岡5-4-25	049-256-4290

資料27 災害時の広報文例

1 非常時の広報文例作成の考え方

- (1) 最も普遍的で、かつ広範な広報が必要とされる地震時の広報を対象とする。
- (2) 広報文の表現はできるだけ「わかり易く、簡潔に」を重点に、緊急性を考慮して、第一報は必要最小限の情報、第二報は詳しい情報というように段階を分けて作成する。

2 広報活動上の留意事項

- (1) 広報環境の変化や災害の状況、時期等を配慮して、実情に合った広報文をあらかじめ作成しておく。
- (2) 広報予定原稿は、あらかじめ関係機関と十分調整しておくとともに、伝達される施設の職員、利用者等にも事前に周知しておく。
- (3) 災害時に市民が求める情報は、地域の被害状況や個人の安否といった具体的なものであり、各機関との情報連絡を密にして地域に密着したきめ細かい広報の実施に努める。

3 広報文例一覧

広報時期	文例番号	題 名	頁
発 災 時	発災 - 1	地震情報の伝達	61
	発災 - 2	地震時の一般的注意	61
	発災 - 3	崖崩れ危険地域住民への避難指示	61
	発災 - 4	火災地区住民への避難指示	62
	発災 - 5	浸水危険区域の住民への高齢者等避難の発令	62
	発災 - 6	水害地区住民への避難指示	63
	発災 - 7	避難時の注意事項	63
	発災 - 8	生徒・児童等の安否	64
	発災 - 9	混乱防止の呼びかけ	64
	発災 - 1 0	道路状況と交通規制	65
	発災 - 1 1	交通機関の運行状況	65
	発災 - 1 2	被害状況等の速報（その 1）	66
	発災 - 1 3	被害状況等の速報（その 2）	66
	発災 - 1 4	避難所の開設状況	67
	発災 - 1 5	被災者の救護状況	67
	発災 - 1 6	応急給水の連絡	67
復 旧 時	復旧 - 1	飲料水・食料等の供給状況	68
	復旧 - 2	学校等の再開状況	68
	復旧 - 3	市民の安否情報	69
	復旧 - 4	電気の復旧状況	69
	復旧 - 5	ガスの復旧状況	70
	復旧 - 6	水道の復旧状況	70
	復旧 - 7	電話の復旧状況	71
	復旧 - 8	道路の復旧状況	71
	復旧 - 9	ごみ・し尿の収集	72
	復旧 - 1 0	防犯・防火の訓練	72
	復旧 - 1 1	防疫・保健衛生の広報	72
	復旧 - 1 2	相談所の開設状況	73

文例番号	発災－ 1					
広報時期	発 災 時	広報対象	市	民	広報手段	防災無線
題 名		地震情報の伝達				
こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市役所から地震情報をお知らせします。 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは約〇〇kmと推定されます。 富士見市の震度は〇〇で、地震の規模は、マグニチュード〇〇でした。 今後も、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 （繰返し放送）						

文例番号	発災－ 2					
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車	
題 名		地震時の一般的注意				
〔同報無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からお知らせします。 ○ 住民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。 ガスの元栓は締めましたか。もし、火が出たら隣り近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。 ○ まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。 ○ 看板やガラスの破片が落ちたり、ブロック塀などが倒れることがありますので、注意しましょう。 引続き、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線と同じ）						

文例番号	発災－ 3					
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車	
題 名		崖崩れ危険地区住民への避難指示				
〔同報無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。 〇〇地区は、崖崩れの危険があります。住民の皆さんは、直ちに〇〇へ避難してください。 〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがある場合には、その指示に従ってください。〕 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線と同じ） （注） 避難広報は対象地域に限定して、広報車など集中的に実施することが望ましい。						

文例番号	発災－ 4				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	火災地区住民への避難指示				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方向へ) 燃え広がっております。(燃え広がる危険があります)。 〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ (〇〇方面へ) 避難してください。 〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕 (繰返し放送) 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ) (注) 避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施する。					

文例番号	発災－ 5				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	浸水危険区域の住民への高齢者等避難の発令				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から避難情報のお知らせをします。 本日、〇〇時、〇〇地域を対象に高齢者等避難が発令されました。 〇〇地域の方は〇〇小学校へ避難してください。 繰り返しお知らせします。 〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕 (繰り返し放送) 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ) (注) 避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施する。					

文例番号	発災－ 6				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	浸水危険区域の住民への避難指示の発令				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から避難情報のお知らせをします。 本日、〇〇時、〇〇地域を対象に避難指示が発令されました。 〇〇地域の方は至急〇〇小学校へ避難してください。 繰り返しお知らせします。 〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線と同じ） （注） 避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施する。					

文例番号	発災－ 7				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名		避難時の注意事項			
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からお知らせします。 現在、〇〇地域に避難指示が出ています。 ○ 市民の皆さん！車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。 ○ 避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持物は非常持出し品など最少にとどめましょう。 ○ お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。 ○ 現場の警察官や市職員、消防職員などの指示に従って落着いて避難してください。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線と同じ）					

文例番号	発災－ 8				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名		生徒・児童等の安否			
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から市立学校の幼児・児童・生徒の安否についてお知らせします。 ○ 市立の保育所や小・中学校、養護学校の幼児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。 なお、幼児・児童・生徒などは、全員、保育所・各学校で保護しています。 ○ 私立〇〇幼稚園、〇〇保育所の幼児は、全員、無事に〇〇へ避難しています。 ○ 〇〇小学校、〇〇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員、元気で校庭（〇〇）に待機しています。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 市立の学校の児童・生徒の安否についてお知らせします。 （本文、防災無線と同じ） （注） この広報は、状況に応じ、項目を選択して放送することが望ましい。					

文例番号	発災－ 9				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	混乱防止の呼びかけ				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 （その１） 富士見市災害対策本部からお知らせします。 余震が続いておりますが、先程のような強い揺れはもうありません。 市民の皆さん！まず、落ち着いてください。 いたずらに、不安がったり、自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。 市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。 また、デマなどに惑わされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。 （繰返し放送） （その２） 富士見市災害対策本部からお知らせします。 現在、市内の一部で………との情報が流れていますが、そのような事実はありません（………についての誤った情報が流れていますが、この情報はデマです）。 市民の皆さん！ テレビ・ラジオや市役所などからの正しい情報に基づいて、冷静に行動してください。 決して、デマや無責任なうわさなどに惑わされないようにしてください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 （その１） こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線と同じ） （その１） こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線と同じ）					

文例番号	発災－１０				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名		道路状況と交通規制			
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から道路交通情報についてお知らせします。 （その１） 現在、県内では、 ○ ○○線の内側の道路と○○道路は、全て車の通行が禁止されています。 ○ 川越街道、○○通り、○○道路の各道路も通行禁止となっています。 ○ また、本県から都内への乗り入れも禁止されています。 〔○ 次に市内の全ての道路（○○通り、○○街道）も○○のため通行が禁止されています。〕 ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。 （繰返し放送） （その２） 現在、市内の道路は、全て車の通行が禁止されています。 市民の皆さん！車は使用しないでください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 （その１） こちらは、富士見市の広報車です。 さきほどの地震のため、市内の全ての道路（又は○○通り、○○街道）は、車の通行が禁止されています。 市民の皆さん！車は使用しないでください。 （繰返し放送）					

文例番号	発災－ 1 1				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	交通機関の運行状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 （その１） 富士見市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、県内のＪＲ・地下鉄・私鉄は、全てストップしています。 各交通機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転の再開見通しはたっていません。 今後の運転見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。 （繰返し放送） （その２） 富士見市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、県内のＪＲ・地下鉄・私鉄は、次の路線で運転が一部再開されています。 ○○線 ○○線 ○○線 ○○線 ○○線 ○○・○○線 ○○線 ○○・○○間 なお、各路線とも運転本数が少なく、たいへん混雑が予想されます。 市民の皆さんは、今後のテレビやラジオの情報に注意してください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	発災－１２				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	被害状況等の速報（その１）				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からこれまでに分った被害状況についてお知らせします。 ○ ○○町付近で火災が発生し、○○戸が焼失し、現在も延焼中です。 ○ 道路陥没（崖崩れ）のため、○○通りの○○付近、○○街道の○○付近は通行できません。 また、○○通りも○○川の○○橋が損壊して通行ができません。 ○ ○○の堤防（護岸）が決壊し、○○地区は浸水しています（おそれがあります）。 ○ ○○付近は、ガス漏れ（○○）のため危険ですから近付かないでください。 ○ 現在、市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。 また、電話も不通となっています。復旧の見通しは、まだたっていません。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ） （注） 被害の状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。					

文例番号	発災－１３				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線
題 名	被害状況等の速報（その２）				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からこれまでに分った市内の被害状況の概要についてお知らせします。 亡くなった方 ○○人 行方の分らない方 ○○人 重傷者 ○○人 軽傷者 ○○人 全壊家屋 ○○棟 半壊家屋 ○○棟 火 災 ○○件のうち○○件鎮火 （繰返し放送）					

文例番号	発災－１４				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名		避難所の開設状況			
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。 富士見市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、…………（近くの小学校や中学校など）に避難所を開設しましたのでご利用ください。 なお、ケガをされた方々のために避難所などには（〇〇、〇〇に）救護所を開設しています。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	発災－１５				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名		被災者の救護状況			
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。 被害の大きかった〇〇町の方々は、〇〇避難所に、また、〇〇町、〇〇町の方々は、〇〇小学校にそれぞれ収容されています。 また、亡くなった方々は、〇〇寺、〇〇公園に遺体が安置されています。 なお、ケガをされた方々は、〇〇小学校の救護所や〇〇病院に収容されています。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	発災－１６				
広報時期	発 災 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名		応急給水の連絡			
〔同報無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からお知らせします。 現在、市内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は、地震のため断水しています。 市では、〇〇公園（〇〇浄水場、〇〇給水所）において飲み水をお配りしていますので、ご利用ください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－１				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	飲料水・食料等の供給状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からお知らせします。 断水している地域の方々のために、現在、〇〇公園、〇〇において飲み水をお配りしていますので、ご利用ください。 また、〇〇小学校、〇〇中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食料・毛布などをお配りしています。 〔 また、被害にあわれた方々には、自主防災組織や町会などを通じ食料・毛布などを、お渡ししています。 〕 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－２				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	学校等の再開状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から市立学校の授業の再開についてお知らせします。 ○ 市立の保育所、小学校、中学校については、（〇〇小学校、〇〇中学校を除き）〇〇日から保育・授業を再開します。 ○ 私立幼稚園、〇〇保育所については、〇〇日から授業を再開します。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－３				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	市民の安否情報				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から今回の地震で亡くなられた方（やケガをされた方）の収容先についてお知らせします。 亡くなられた方の遺体は、〇〇町の〇〇寺、〇〇町の〇〇に安置されています。 遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。 〔なお、ケガをされた方は、〇〇病院、〇〇病院、〇〇病院………に収容されています。〕 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－４				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	電気の復旧状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、電気の復旧状況についてお知らせします。 （その１） 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。 （その２） 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が停電していますが、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に復旧する見込です。 （繰り返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－５				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	ガスの復旧状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、ガスの復旧状況についてお知らせします。 （その１） 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）で、ガスの供給が止まっていますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧工事が完了する見込です。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、それまでは、絶対に使用しないでください。 （繰返し放送） （その２） 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）で、ガスの供給が止まっていますが、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃には復旧工事が完了する見込です。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、それまでは、絶対に使用しないでください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－６				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	水道の復旧状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、水道の復旧状況についてお知らせします。 （その１） 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）で、断水していますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。 （繰返し放送） （その２） 現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）で、断水していますが、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日には復旧する見込です。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－ 7				
広報時期	復 旧 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	電話の復旧状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、電話の復旧状況についてお知らせします。 現在、市全域（〇〇町、〇〇地区一帯）で、電話が不通になっています。 N T Tでは、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込です。 なお、電話が不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇、……………に臨時電話を設置していますのでご利用ください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－ 8				
広報時期	復 旧 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	道路の復旧状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、道路の復旧状況についてお知らせします。 現在、〇〇通り、……………は、道路破壊などのため、一般車両が禁止されています。このうち、〇〇通りについては、〇〇日頃、また、〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。 なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－ 9				
広報時期	復 旧 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	ごみ・し尿の復旧状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、ごみ（し尿）の収集についてお知らせします。 ごみ（し尿）については、〇〇日頃、（〇〇地域については〇〇日頃、また、〇〇日頃……………）に収集作業が開始される予定です。 なお、収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に処理・保管してください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－ 1 0				
広報時期	復 旧 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	防犯・防火の広報				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部から、市民の皆さんにお願いします。 現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。 市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行ってください。 また、夜の外出をなるべくやめましょう。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－ 1 1				
広報時期	復 旧 時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	防疫・保健衛生の広報				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からお知らせします。 市民の皆さん！食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。 また、熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

文例番号	復旧－１２				
広報時期	復旧時	広報対象	市 民	広報手段	防災無線・広報車
題 名	相談所の開設状況				
〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいふじみ」です。 富士見市災害対策本部からお知らせします。 富士見市では、震災により被害を受けた方々のために、〇〇日より、〇〇や〇〇において、相談所を開設しますのでご利用ください。 なお、相談時間は、〇〇時から〇〇時までです。 （繰返し放送） 〔広報車〕 こちらは、富士見市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）					

資料28 災害対策基本法に基づく放送要請依頼用紙

市町村 放送要請依頼用紙

市町村名 _____

〈件名〉	放送要請について（依頼）								
年	月	日	時 分						
		市町村災害対策本部	第 号						
〈本文〉	災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり要請方依頼します。								
1 申請理由	①避難勧告、警報等の周知徹底を図るため ②災害時の混乱を防止するため ③その他（ ）								
2 放送事項	について （別紙の読み上げ） ①送出メディア テレビ・ラジオ								
3 放送希望日時	①直ちに ② 日 時								
4 その他	貴局におかれましては放送日時等について、速やかに下記までご連絡ください。								
〈連絡	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所属・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無線番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有線番号</td> <td></td> </tr> </table>		所属・氏名		無線番号		有線番号		先〉
所属・氏名									
無線番号									
有線番号									

資料29 避難所業務日誌

避難所業務日誌（施設名： ）

年 月 日 (曜日) 天候 (正午現在)			記入者
収容者内訳	男性(内就学前の子ども)	女性(内就学前の子ども)	合 計
本日の収容者数(A)	()	()	()
本日の退所者数(B)	()	()	()
現在の入所者数(A-B)	()	()	()
主な物資・飲食糧の動向	入庫数量	出庫（支給）数量	在庫数量
<食糧>			
<飲料>			
本日の配給品			
本日の給食内容	朝	昼	夜
来所者（ボランティア、来客、業者等）			
特記事項・申し送り事項			
確認：避難所管理者（ ） 施設管理者（ ） 担当者（ ）			

【世帯個票】										避難者名簿（施設名： _____ ）									
住 所										世帯主氏名									
電話番号		（固定： _____				携帯： _____													
避難者氏名	生年月日	性別	年齢	健康上の 留意事項	入 退 所 記 録				移動先	安否情報提供記録 (年月日、提供先等)									
		男・女	歳		入	月	日	時	退	月	日	時							
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
		男・女	歳																
避難時における自宅及び付近の状況					<備考>														
					入所受付者氏名：					退所記録者氏名：									

資料31 市内及び近隣の医療施設一覧

1 医療施設（富士見医師会）

令和6年12月現在

	病 院 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
鶴 瀬 東 地 域	鈴木内科医院	山室2-10-13	049-253-6280	内、小、循
	栗原医院	羽沢1-33-28	049-255-3700	内、外、脳外、消内、糖、救、リハ、胃
	イムス富士見総合病院	鶴馬1967-1	049-251-3060	外、整、内、耳、皮、泌、小、循、心外、消外、麻、透、呼内、形、脳外、血、放、神内、呼外、産婦、リハ、腎内、糖、肛
	わたなべ整形外科	鶴馬2-20-8	049-255-6311	整、リハ
	篠田中央クリニック	鶴瀬東1-8-19	049-251-0200	内、小、外、整、麻、神内
	家田整形外科皮膚科クリニック	鶴瀬東1-10-4	049-253-3022	整、皮、リハ、リウ
	すずき眼科医院	鶴瀬東2-6-34	049-251-9722	眼
	日比生クリニック	鶴瀬東2-17-29 マイフィールド [®] 101	049-255-5515	内、小
	平塚整形外科クリニック	鶴馬3371-1	049-253-8020	整、リハ
	富士見井上眼科	山室1-1313メディカルモール富士見（ららぽーと富士見1階）	049-257-5671	眼
鶴 瀬 西 地 域	きらり・ヘルスケアクリニック	山室1-1313メディカルモール富士見（ららぽーと富士見1階）	049-257-5420	内、小、皮、リウ、消内、美皮
	根本外科整形外科	鶴馬3477-1	049-251-0011	外、整、内、消外、呼内、呼外、循、乳、消内、肛、理学、胃、血外
	日鼻医院	鶴瀬西2-4-13	049-251-0633	内、小、循、消内
	中島医院	鶴瀬西2-16-54	049-251-0793	内、小、循
	関本耳鼻咽喉科医院	関沢2-25-51	049-251-4133	耳
	ひまわり内科	鶴馬2590-1 みんなの住まい館1F	049-253-5686	内、小
	稲本しげたクリニック	鶴馬2623-6	049-254-9081	内、小、精、心内
	いままき内科医院	鶴馬2609-13 サンマリー鶴瀬2F	049-275-1110	内、糖
	上沢クリニック整形外科内科	上沢3-14-10	049-275-6777	内、整
	鶴瀬村山眼科	鶴馬2609-13 サンマリー鶴瀬3F	049-293-6688	眼、ア
み ず ほ 台 ・ 水 谷 ・ 南 畑 地 域	鶴瀬腎クリニック	鶴馬3523-1	049-293-5771	腎内、透
	さくら記念病院	水谷東1-28-1	049-253-3811	外、整、内、泌、透、腎内、形、循、消、リハ
	富士見クリニック	水谷東2-53-8	048-472-0120	内、整
	わたなべ皮膚科	東みずほ台1-7-2	049-252-2033	皮、ア
	おぎそハートクリニック	東みずほ台2-16-10	049-255-2000	小、内、循
	根本眼科	東みずほ台2-2-20	049-255-6060	眼
	宮沢クリニック	西みずほ台1-20-4 サンライトマンションさつき203	049-251-9165	内、小
	中川内科小児科医院	西みずほ台1-20-6 みずほ台ビル2F	049-254-1545	内、小
	武田耳鼻咽喉科	西みずほ台1-19-5	049-254-8733	耳
	坂本整形外科	西みずほ台1-22-8	049-253-3989	整、リウ、リハ
	みずほ台病院	西みずほ台2-9-5	049-252-5121	内、外、歯、脳外、心内、循、呼外、糖、肝内、消外、呼内、整、肛、消内
	恵愛病院	針ヶ谷526-1	049-252-2121	産、婦、小、麻

	病 院 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
	三浦病院	下南畑3166	049-254-7111	循、外、内、消内、呼内、消外、乳外
	みずほ台サソクリニック	西みずほ台1-1-1 キャナル3-2F	049-255-3929	内、循、外、泌、美外、腎内、胃、皮、美皮
	北村クリニック	水谷2-4-19 カーサヘリオス1F	049-275-3051	内、外、消内
	はまだ内科クリニック	東みずほ台3-24-6	049-268-7100	内、消内、肝内
	アイルみずほ台内科クリニック	東みずほ台1-3-14 高野ビルディング103	049-252-8855	内、消内、呼内、糖、循、ア
	みずほ台泌尿器科	東みずほ台1-7-2	049-293-8174	泌
	恵愛こどもクリニック	針ヶ谷530-1	049-254-5377	小
	たにあい内科医院	上南畑240-1	049-265-7811	内、呼内、消内、糖、胃、循、皮
勝 瀬 地 域	ますなが医院	勝瀬739-1	049-264-1511	内、循、小、ア、呼
	草野整形外科	ふじみ野西1-1-1 アイムプラザ2F	049-266-1866	整、リハ、リウ、理学
	大島皮フ科・形成外科	ふじみ野西1-21-4 斉藤ビルⅡ 4F	049-261-8199	形、皮
	まつさき小児科医院	ふじみ野東1-7-4	049-263-7003	内、小、ア
	こう内科循環器科クリニック	ふじみ野東1-16-4 ベラヴィスタ101	049-262-7732	内、循、ア、呼、糖
	オーク内科クリニック	ふじみ野西1-25-1 ウィンベル1F	049-256-0011	内、小
	にしじまクリニック	勝瀬1034-1	049-262-0600	産婦
	藤倉眼科	ふじみ野東1-1-3 アステール ふじみ野イーステーション2C	049-265-1050	眼
	じゅんファミリークリニック	ふじみ野西1-17-3 ハピネスビルふじみ野 1FB	049-293-8388	内、小、外、肛
	ウィメンズクリニックふじみ野	ふじみ野西1-17-3 ハピネスビルふじみ野 2F・3F	049-293-8210	婦、泌
	ふじみ野内科クリニック	ふじみ野西1-1-1アイムプラザ2F	049-263-2678	内、糖、皮、ア
	富士見在宅クリニック	ふじみ野西1-17-3ハピネスビル ふじみ野 4F-B	049-293-3206	内
	ふじみ野消化器・内視鏡内科 クリニック	ふじみ野東2-1-1グリーンテラス ふじみ野1FA	049-278-5200	内、消内
	徳永内科クリニック	ふじみ野東3-1-8	049-265-8208	内、アレ、小、甲、糖、内内

資料：健康増進センター

2 歯科診療施設（富士見市歯科医師会）

令和6年12月現在

	病 院 名	所 在 地	電 話	診 療 科 目
	水野歯科医院	鶴馬1-13-25	049-251-9527	歯、矯、小歯、口外
	しぶや歯科医院	鶴馬1-25-3	049-255-8044	歯、小歯
	竹内歯科医院	鶴瀬東1-10-43	049-251-0503	歯
	苗代歯科医院	鶴瀬東2-7-32	049-251-1480	歯
	やまうらデンタルクリニック	鶴瀬東1-9-30 セイコーガーデンⅢ101	049-275-2288	歯、矯、小歯、口外
	鶴瀬さかい歯科クリニック	羽沢1-31-3本邑ビル2F	049-255-1666	歯、小歯、口外
	鶴瀬ヒロデンタルクリニック	鶴馬1-20-7グランドステージ1F	049-265-6079	歯、矯、小歯、口外
	鶴瀬あおぞら歯科クリニック	鶴瀬東2-4-43やまざきエステートビル1F	049-275-6480	歯、矯、小歯、口外
鶴瀬西地域	堤歯科・小児歯科クリニック	鶴馬2600-6 k8ビル2F	049-254-0581	歯、小歯、矯、口外
	平澤歯科医院	鶴馬2613-10	049-251-5331	歯
	鈴木歯科	鶴馬3531-1	049-254-3205	歯、小歯、口外、矯
	富士原歯科医院	鶴瀬西3-9-27	049-254-8248	歯、小歯
	大月デンタルケア	鶴馬3530-11	049-254-2177	歯、小歯、矯、口外
	松本歯科医院	関沢2-15-40	049-275-2118	歯、小歯
みずほ台・水谷・南畑地域	巖歯科クリニック	東みずほ台1-6-22	049-253-1153	歯、矯、小歯、口外
	みずほ台歯科診療所	東みずほ台3-3-11 メディックビル1F	049-253-1800	歯、小歯、口外
	大渡歯科	西みずほ台1-20-4 サンライトマンションさつき201	049-254-1525	歯、矯、小歯、口外、障
	渡辺歯科医院	西みずほ台1-20-6 みずほ台ビル3F	049-254-0568	歯、矯、小歯、口外
	みずほ台病院内歯科	西みずほ台2-9-5 みずほ台病院内	049-251-8149	歯、口外
	黒田歯科医院	針ヶ谷1-5-7	049-254-4180	歯、小歯
	さえぐさ歯科クリニック	東みずほ台1-9-29	049-251-8876	歯、矯、小歯、障
	トール歯科クリニック	水谷東2-53-4	048-424-8241	歯、矯、小歯、口外
	下山歯科医院	水谷東2-55-8 エスエスビル2F	048-472-5404	歯、矯、小歯、口外
	たかだ歯科・矯正歯科クリニック	西みずほ台3-2-2カーサ松の木103	049-268-5900	歯、矯、小歯、口外
	みずほ台駅前さくらそう歯科クリニック	東みずほ台1-4-3	049-253-2002	歯、小歯、口外
	みずほ台サンクリニック	西みずほ台1-1-1	049-255-3929	口外、障
	飯島歯科医院	ふじみ野西1-1-1アイムプラザ2F	049-262-8218	歯、矯、小歯、口外
勝瀬地域	そがべ歯科クリニック	ふじみ野西1-18-1 第6松本ビル202	049-262-8215	歯、矯、小歯、口外
	くろだデンタルクリニック	ふじみ野東1-22-7	049-256-5156	歯、小歯、口外、矯
	はしもと歯科医院	ふじみ野東2-1-1 グリーンテラスふじみ野office C	049-264-8600	歯、矯、小歯、口外
	ふじみ野みらい歯科	ふじみ野西1-17-14ウエストアルディール1F	049-278-4500	歯、矯、小歯、口外

資料：健康増進センター

資料32 埼玉県柔道整復師会 川越支部 (富士見市)

平成30年1月現在

施術所名	施術責任者	所在地	電話番号
八木接骨院	八木 勲二	富士見市針ヶ谷1-22-1	049-253-3293
増田接骨院	増田 泉	富士見市水子2002-1	049-251-4931
十全堂 整骨院	金子 浩之	富士見市鶴馬1-20-7	049-252-6318
新井接骨院	新井 博海	富士見市東大久保2124-1	049-251-3006
門井整骨院	知花 誠	富士見市鶴瀬東2-27-24	049-251-4114

資料33 薬局（富士見市薬剤師会）

令和6年12月現在

	名 称	所在地	電話番号
鶴 瀬 東 地 域	パル薬局鶴馬店	鶴馬2-20-3	049-254-7911
	あおい調剤薬局富士見店	鶴瀬東2-6-35	049-252-9070
	パル薬局鶴瀬店	鶴瀬東2-17-29	049-254-5430
	のぞみ薬局ふじみ野店	羽沢1-17-16	049-277-8046
	そうごう薬局 ららぽーと富士見店	山室1-1313 ららぽーと富士見1F	049-257-5901
	パル薬局鶴瀬東口店	鶴瀬東1-8-8	049-251-6903
	ゆみ薬局富士見店	鶴馬1931-1	049-254-0500
	鈴薬局富士見店	鶴馬2-17-37	049-257-4315
鶴 瀬 西 地 域	パル薬局ふじみサンロード店	鶴馬3479-2	049-265-7988
	パル薬局鶴瀬西店	鶴瀬西2-4-14	049-253-2081
	太陽堂薬局	鶴瀬西3-22-7	049-252-4569
	あい薬局	鶴瀬西2-17-12	049-253-6998
	あおい調剤薬局鶴瀬関沢店	関沢2-25-53	049-268-7411
	みどりの森薬局鶴瀬店	鶴馬2590-1	049-268-5554
	つばさ薬局	鶴馬2609-16L・Radice1F	049-293-9744
	よつば薬局	鶴馬2605-10	049-293-2753
み ず ほ 台 ・ 水 谷 ・ 南 畑 地 域	パル薬局東みずほ台店	東みずほ台1-7-1	049-255-4040
	吉村薬局	東みずほ台2-2-10-201	049-268-1530
	あおい調剤薬局みずほ台店	東みずほ台2-2-7	049-254-9301
	さくらそう薬局	水谷東1-1-10	049-268-3133
	パル薬局西みずほ台店	西みずほ台2-10-3	049-254-8666
	あおば薬局	水谷東2-54-5	048-473-3376
	創健薬局東みずほ台店	東みずほ台3-24-22	049-255-8368
	とんぼ薬局みずほ台店	下南畑3660-4	049-251-6048
	パル薬局中央公園店	東みずほ台2-16-10	049-255-0220
	パル薬局（株式会社パルオネスト）	東みずほ台1-9-4	049-255-6616
	パル薬局恵愛病院前店	針ヶ谷184-1	049-293-2238
	あおい調剤薬局東みずほ台店	東みずほ台1-3-14高野ビル102	049-252-4193
	ひまわり薬局	上南畑240-1	049-293-4336
勝 瀬 地 域	アイン薬局ふじみ野店	ふじみ野西1-25-1	049-263-3995
	勝瀬薬局	勝瀬759-5	049-264-1461
	オレンジ薬局	ふじみ野東1-16-4 ベラヴィスタ102	049-267-7655
	イルカ薬局ふじみ野店	ふじみ野西1-17-3ハピネスビルふ じみ野1A	049-256-6008
	龍生堂薬局ふじみ野店	ふじみ野西1-20-2第7マツモトビ ル1F	049-278-7635
	ふくもと調剤薬局	ふじみ野東3-1-8-1B	049-265-7873

資料：健康増進センター

資料34 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 高齢者の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、水道光熱費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等の一切の経費として 5,516,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内		
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者等との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。		
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができ	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分			1 人	2 人

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考			
	ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		世 帯	世 帯	世 帯	世 帯	世 帯	1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		全壊	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
		半壊	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たりの限度額 574,000円以内			災害発生の日から1ヵ月以内				
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円			災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内(文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。			
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 210,200円以内 小人(12歳未満) 168,100円以内			災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にありかつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,400円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ 「平成29年災害救助基準」（平成29年 内閣府）による。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料35 緊急輸送道路

第一次特定緊急輸送道路

国道	国道254号、国道254号バイパス、国道463号
----	--------------------------

第一次緊急輸送道路

国道	国道254号
----	--------

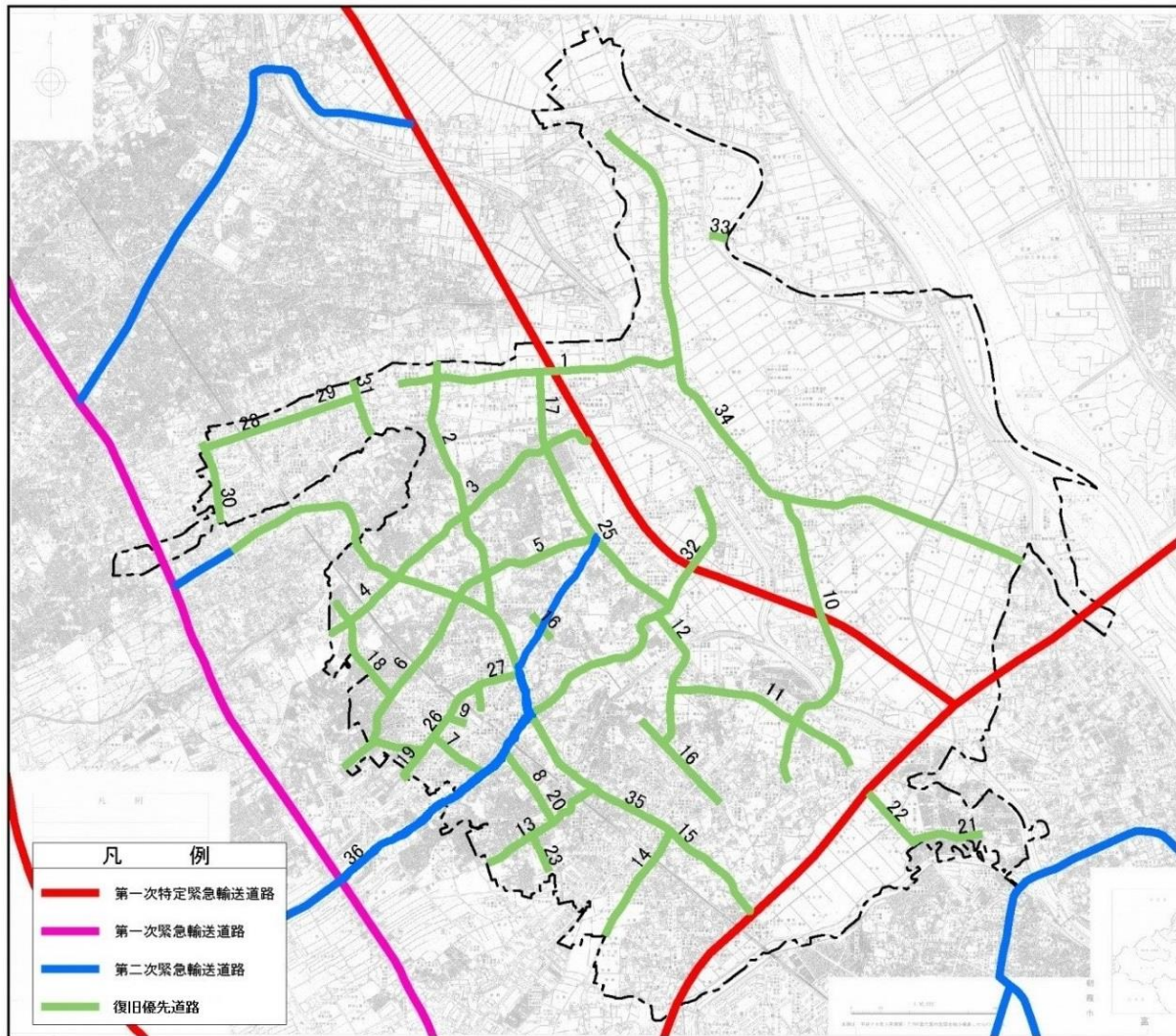
第二次緊急輸送道路

県道	県道245号、県道266号、県道334号
----	----------------------

資料36 復旧優先道路一覧

No.	路線名	幅員 (m)	距離 (m)
①	市道5101, 5102号線	7.57～15.93	2104.83
②	市道5104号線	6.71～14.58	1779.78
③	市道5106号線	7.31～12.98	1370.41
④	市道5203号線	5.65～9.48	601.82
⑤	市道5107, 2931号線	3.05～10.00	1023.58
⑥	市道5109号線	3.05～8.00	1174.60
⑦	市道5110号線	3.60～15.50	1161.97
⑧	市道5209号線	3.57～5.41	526.74
⑨	市道5210号線	5.29～14.16	449.19
⑩	市道5112, 5111号線	5.68～19.00	2180.34
⑪	市道5113号線	5.55～9.33	1375.31
⑫	市道5114号線	7.38～11.64	978.28
⑬	市道0037号線	3.06～8.04	913.41
⑭	市道5115号線	5.78～9.68	846.77
⑮	市道5116号線	7.65～10.00	793.90
⑯	市道5130号線	16.00	756.83
⑰	市道5223号線	11.22～15.38	515.02
⑱	市道0904号線	3.34～5.94	657.90
⑲	市道0992号線	2.88～4.79	223.31
⑳	市道1014-2号線	5.05～7.00	58.96
㉑	市道5135号線	6.55～7.05	485.87
㉒	市道5136号線	7.10～10.13	491.33
㉓	市道1341号線	4.80～6.00	176.01
㉔	市道2407号線	4.93～5.20	93.72
㉕	市道5137号線	9.22～19.87	1384.56
㉖	市道2933号線	5.02～8.44	150.78
㉗	市道2976号線	7.11～8.82	214.82
㉘	市道5126号線	7.00～25.01	709.63
㉙	市道5125号線	7.30～13.61	673.27
㉚	市道5124号線	15.99～17.50	569.37
㉛	市道5103号線	6.54～10.15	102.67

③②	市道72号線	4.50～10.17	1613.62
③③	市道5222号線	7.00～7.71	121.59
③④	県道川越・新座線	9.10～17.00	5103.00
③⑤	県道ふじみ野・朝霞線	7.10～14.00	5775.00
③⑥	県道三芳・富士見線	6.60～29.40	2789.00



資料37 市有車両

令和3年4月現在

No.	所管課	車名			登録番号			
1	秘書広報課	トヨタ	プリウスアルファ	普通乗用	所沢	330	に	2234
2	秘書広報課	トヨタ	プリウス	普通乗用	所沢	330	ぬ	2234
3	秘書広報課	トヨタ	プリウス	普通乗用	所沢	331	は	150
4	公共施設マネジメント課	日産	セレナ	小型乗用	所沢	502	せ	8547
5	公共施設マネジメント課	日産	セレナ	小型乗用	所沢	502	と	2293
6	公共施設マネジメント課	トヨタ	シエンタ	小型乗用	所沢	502	な	5380
7	公共施設マネジメント課	トヨタ	ヴィッツ	小型乗用	所沢	501	は	5652
8	公共施設マネジメント課	日産	NV200バネット	小型貨物	所沢	400	つ	4612
9	公共施設マネジメント課	日産	ADバン	小型貨物	所沢	400	て	3128
10	公共施設マネジメント課	日産	バネットトラック	小型貨物	所沢	400	つ	1657
11	公共施設マネジメント課	スズキ	アルト	軽乗用	所沢	580	ゆ	7681
12	公共施設マネジメント課	マツダ	AZ WAGON	軽乗用	所沢	580	こ	5783
13	公共施設マネジメント課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	せ	5779
14	公共施設マネジメント課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	せ	5780
15	公共施設マネジメント課	スズキ	ワゴンR	軽乗用	所沢	580	と	7706
16	公共施設マネジメント課	スズキ	ワゴンR	軽乗用	所沢	580	と	7707
17	公共施設マネジメント課	スズキ	ワゴンR	軽乗用	所沢	580	は	1367
18	公共施設マネジメント課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	ふ	4910
19	公共施設マネジメント課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	ふ	4911
20	公共施設マネジメント課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	ふ	4912
21	公共施設マネジメント課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	ま	1053
22	公共施設マネジメント課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	か	1073
23	公共施設マネジメント課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	か	1074
24	公共施設マネジメント課	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物	所沢	480	こ	6789
25	公共施設マネジメント課	スズキ	エブリイ	貨物	所沢	480	さ	5950
26	公共施設マネジメント課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	き	4575
27	公共施設マネジメント課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	き	4761
28	公共施設マネジメント課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	け	8370
29	公共施設マネジメント課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	け	8371
30	公共施設マネジメント課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	2897
31	公共施設マネジメント課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	2898
32	公共施設マネジメント課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	6059
33	公共施設マネジメント課	ミツビシ	MINICAB MiEV	軽貨物	所沢	480	さ	6922
34	収税課	スズキ	ワゴンR	軽乗用	所沢	580	も	3904
35	収税課	スズキ	ワゴンR	軽乗用	所沢	580	も	3905
36	収税課	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	50	ま	716
37	市民課	スズキ	アルト	軽乗用	所沢	580	つ	6862
38	子ども未来応援センター	ダイハツ	ムーヴ	軽乗用	所沢	580	ち	6752
39	障がい福祉課	トヨタ	ラクティス	小型特種	所沢	800	せ	884
40	高齢者福祉課	いすゞ	エルガミオ バス	普通乗合	所沢	200	は	54
41	子ども未来応援センター	ミツビシ	eK スペース	軽乗用	所沢	580	む	1148
42	みずほ学園	トヨタ	コースター	普通乗合	所沢	200	は	320
43	みずほ学園	日産	セレナ	小型乗用	所沢	501	み	2460
44	みずほ学園	スズキ	ワゴンR	軽乗用	所沢	580	の	5252
45	子ども未来応援センター	スズキ	エブリイバン	軽貨物	所沢	480	き	1676

46	健康増進センター	トヨタ	コースター（マイクロバス）	普通乗合	所沢	200	さ	1244
47	健康増進センター	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	さ	5420
48	健康増進センター	日産	キャラバン	普通特種	所沢	800	す	1573
49	健康増進センター	トヨタ	ハイエースコミュニーター	普通乗合	所沢	200	さ	1233
50	子ども未来応援センター	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	5071
51	健康増進センター	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	5072
52	健康増進センター	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	5073
53	都市計画課	スズキ	エブリイバン	軽貨物	所沢	480	け	1053
54	都市計画課	いすゞ	エルフ	小型貨物	所沢	400	て	2006
55	都市計画課	トヨタ	ダイナ 2 t	普通貨物	所沢	100	す	3299
56	農業振興課	スズキ	キャリイ	軽貨物	所沢	480	こ	838
57	道路治水課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽特種	所沢	880	あ	922
58	道路治水課	いすゞ	エルフ	普通特種	所沢	800	せ	5131
59	道路治水課	いすゞ	エルフ	普通特種	所沢	800	せ	5132
60	道路治水課	T C M	ショベルローダー	大型特殊	所沢	00	も	773
61	道路治水課	トヨタ	ダイナ	普通貨物	所沢	100	す	4767
62	道路治水課	ダイハツ	ハイゼット	軽貨物	所沢	480	あ	344
63	道路治水課	ミツビシ	キャンター	普通貨物	所沢	100	せ	5066
64	道路治水課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	か	8848
65	道路治水課	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物	所沢	480	さ	408
66	道路治水課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	さ	159
67	道路治水課	ダイハツ	ハイゼットダンプ	軽貨物	所沢	480	こ	7098
68	協働推進課	日産	ティーダ	小型乗用	所沢	501	ち	613
69	協働推進課	ダイハツ	ミラ	軽乗用	所沢	580	さ	3682
70	協働推進課	トヨタ	ラクティス	小型乗用	所沢	502	そ	4553
71	環境課	ミツビシ	ミニキャブ	軽貨物	所沢	480	い	5818
72	環境課	いすゞ	エルフ	普通貨物	所沢	100	さ	4674
73	ふじみ野交流センター	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	さ	2260
74	鶴瀬西交流センター	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	5575
75	生涯学習課	マツダ	ボンゴ	小型貨物	所沢	400	て	7896
76	鶴瀬公民館	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	680
77	南畑公民館	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	け	1678
78	水谷公民館	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	4901
79	水谷東公民館	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	き	7567
80	水子貝塚資料館	トヨタ	ダイナ	小型貨物	所沢	400	そ	9684
81	水子貝塚資料館	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	く	5167
82	難波田城資料館	日産	N V 2 0 0 バネット	小型貨物	所沢	400	て	1437
83	教育相談室	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	ぬ	1107
84	給食センター	スズキ	アルト	軽乗用	所沢	580	も	2164
85	下水道課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	こ	5140
86	下水道課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	か	33
87	鶴瀬駅周辺地区整備事務所	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	む	1610
88	鶴瀬駅周辺地区整備事務所	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物	所沢	40	む	3393
89	鶴瀬駅周辺地区整備事務所	ミツビシ	eK ワゴン	軽乗用	所沢	580	む	1611
90	水道課	スズキ	キャリイ	軽貨物	所沢	480	く	9175
91	水道課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	く	9176
92	水道課	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物	所沢	480	こ	1374
93	水道課	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物	所沢	480	こ	2210

94	水道課	スズキ	エブリイ	軽貨物	所沢	480	さ	7694
95	水道課	ミツビシ	ミニキャブバン	軽貨物	所沢	480	き	9957
96	水道課	いすゞ	エルフ	小型特種	所沢	800	す	5914
97	水道課	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物	所沢	480	こ	9079
202	福祉政策課	ホンダ	タクト・ベーシック	原付	富士見市		ふ	6225
203	福祉政策課	ホンダ	トゥデイ	原付	富士見市		ふ	720
204	高齢者福祉課	ホンダ	タクト・ベーシック	原付	富士見市		ふ	5826
205	高齢者福祉課	ホンダ	タクト・ベーシック	原付	富士見市		ふ	5827
206	高齢者福祉課	ホンダ	トゥデイ	原付	富士見市		ふ	712
207	高齢者福祉課	ホンダ	トゥデイ	原付	富士見市		ふ	713
208	高齢者福祉課	ホンダ	タクト・ベーシック	原付	富士見市		ふ	6507
209	高齢者福祉課	ホンダ	ディオ	原付	富士見市		ふ	1070
210	高齢者福祉課	ホンダ	ディオ	原付	富士見市		ふ	717
301	都市計画課	クボタ	ロータリー L2850T-MC	(小特)	富士見市		に	52
302	道路治水課	日立	ZW40	(小特)	富士見市		ぬ	568
302	都市計画課	クボタ	ロータリー L2851T-MC	(小特)	富士見市		た	201

資料38 主な市内の輸送業者

所有者名	所在地	電話番号
広岡運輸(株)	榎町19	049-251-3047
(有)富士越運輸	水子290	049-251-0844
(株)三津穂	水谷東1-26-5	049-252-3481
鶴瀬交通(株)	上南畑2940-1	049-251-0376
(有)みずほ昭和 みずほ台営業所	東みずほ台2-2-8	049-254-2559
東上ハイヤー株式会社	川越市大字中福238-5	049-242-9333
ダイヤモンド交通(有)	ふじみ野市苗間353-4	049-261-2121
三和富士交通株式会社 埼玉営業所	入間郡三芳町大字上富1077-1	049-274-1500

資料39 緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第21条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(確認機関)

第3条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車

両」という。)の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 前項に規定するもの以外の車両の確認については、各警察署長が行う。

3 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は同表第4に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条 第2条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書(様式第1)によるものとする。

(事前届出)

第5条 第3条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第3条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査(以下「事前届出」という。)を行うことができる。

2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書(様式第5の1)によるものとする。

3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証(様式第5の2)を申請者に交付する。

(標章及び証明書の交付)

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条の規定による緊急通行車両等の標章(様式第2)及び緊急通行車両等確認証明書(様式第3)(以下「標章等」という。)を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書(様式第1)を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

(標章等の再交付)

第7条 緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせ、標章等の再交付を行うものとする。

(使用者等に対する指導等)

第8条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

- (1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること
- (2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められ

たときは、これを提示すること

(3) 標章等を不正に使用しないこと

(4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと

ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき

イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき

ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき

エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

(標章等の整理)

第9条 各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第4）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

様式第 1

緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 (あて先) 埼玉県知事 住 所 申 請 者 氏 名 印 下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。 記		
番号順に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式第 2

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号			年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書				
埼 玉 県 知 事 印				
番号順に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

様式第 4

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

受 番	付 号	登録番号	使用者氏名 (機関名)	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備 考

(注) 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 5 の 1

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書	
年 月 日	
(あて先) 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地 (住所) 機関等の名称 氏名 印 電話 () 【担当係 担当者】	
番号標に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第 5 0 条に規定する災害応急対策
使用者	住 所
	氏 名
出 発 地	
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部 (消防防災課) に提出してください。	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 5 の 2

第 号
緊急通行車両事前届出済証
左のとおり事前届出を受けたことを証する。
年 月 日
埼玉県知事 印
(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

資料40 災害応急米穀の供給割当申請

災害応急米穀供給割当申請書様式

第 年 月 日

埼玉県知事様

申請者（受配責任者）

住 所

職

氏 名

印

災害応急米穀の供給割当について（申請）

このことについて、下記のとおり供給割当されたく申請する。

記

1 品目及び数量

水稻うるち米 K g

2 積算基礎

3 要受先（小売業者住所氏名）

4 申請の理由

資料41 災害救助米受領書

災害救助用米穀の受領書																											
1. 受領数量等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">種 別</th> <th style="width: 12.5%;">産 年</th> <th style="width: 25%;">産 地 銘 柄</th> <th style="width: 12.5%;">包 装</th> <th style="width: 12.5%;">量 目</th> <th style="width: 12.5%;">等 級</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 算出基礎 2. 受領倉庫名 3. 受領年月日 4. 供給（給食）実施地域 5. 災害救助用米穀を必要とする事由 6. 災害救助法発動時限 上記のとおり災害救助米穀として受領しました。 年 月 日 様 富士見市長 印							種 別	産 年	産 地 銘 柄	包 装	量 目	等 級	数 量														
種 別	産 年	産 地 銘 柄	包 装	量 目	等 級	数 量																					

（注）受領年月日、倉庫別に別葉とする。

資料42 応急給水用資機材

令和7年1月現在

資 器 材 名	数 量	備蓄場所（所在地）	備 考
給水タンク （500リットル）	6 台	東大久保浄水場	全市域
給水タンク （1,000リットル）	1 台	〃	
給水容器 （ポリエチレン製角型20リットル）	170個	〃	
給水タンク車 （2,000リットル）	1 台	〃	
飲料用 濾過器	1 台	〃	濾過能力 最大3800リットル/h
非常用飲料用水袋（6リットル） リュック機能付き	30,000個	〃	

資料43 富士見市管工事業協同組合

令和7年1月現在

工 事 店 名	電話番号	FAX番号	所 在 地
(有)斉藤水道工業所	049-251-1363	049-254-6034	鶴瀬東2-2-17
(有)富田設備工業所	049-251-1046	049-251-1079	鶴瀬東2-9-8
(有)岡部ポンプ店	049-251-5418	049-254-6130	鶴瀬東1-3-13
(有)松崎工業所	049-251-3961	049-252-4832	大字東大久保1619
(有)神保水道	049-253-3515	049-252-3183	大字鶴馬3490
協和工業(株)	049-252-2333	049-252-2379	針ヶ谷1-9-9
(株)三栄工業	049-251-0719	049-253-1759	羽沢3-25-2
(有)三枝鉄工所	049-254-2036	048-471-0059	針ヶ谷1-19-6
岩田工業所	048-472-1026	048-476-1338	水谷東2-15-2
(有)武井設備	049-258-3525	049-258-4537	大字南畑新田145-1
(有)篠田設備	049-252-0858	049-253-5505	大字鶴馬3245
(有)吉見水道	049-251-8387	049-254-6054	渡戸1-9-13
杉山設備工業	049-262-5003	049-262-5742	大字勝瀬1603-1

資料44 遺体処理票及び遺留品処理票

号番号	処理番号	第 号	取扱日時 年 月 日 午 前後 時 分 取扱者 安置所 保管所 取扱者
災害 遺体 処理 票	被 保 管 者		処 理 顛 末
	住 所 氏 名 性別 年齢	番地 (男) (女) 推定 歳	送付月日 年 月 日 火葬場 墓 地
	死亡日時	年 月 日	埋 火 葬 月 日 年 月 日 火 葬 埋 葬
	死亡場所 発見場所		埋葬位置 区 側 番
	保管日時	年 月 日	遺 留 品 送付月日 年 月 日 保管場所へ送付
	遺 留 品	(有) (無)	遺 骨 送付月日 年 月 日 保管場所へ送付
	容 姿	身長 cm 容 観	
	そ の 他 着 衣		引渡月日 受 取 者 年 月 日 丁目 番地
	摘 要		摘 要

資料45 遺骨及び遺留品処理票

富士見市災害遺体 第 号	氏 名		性 別	男 女
遺体が発見された 場所				
火 葬 場 名				
遺 留 品				

資料46 火葬場一覧

施設名	所在地	能力	摘要
川越市斎場	川越市大字小仙波786-1 TEL 049-226-7088	1日 18体	連絡先 川越市役所 市民課 TEL 049-224-8811
所沢市斎場	所沢市北原町1282 TEL 04-2993-9931	1日 12体	連絡先 所沢市役所 市民課 TEL 04-2998-9087
(株)戸田葬祭場	東京都板橋区舟渡4-15-1 TEL 03-3966-4241	1日 98体	
入間東部広域斎場 しのめの里	富士見市下南畑70-1 TEL 049-275-3030	1日 12体	

資料47 主な市内の葬祭業者等

平成30年1月現在

名称	所在地	電話番号
(有)菊屋	富士見市鶴瀬東1-11-43	049-251-1466
(株)埼玉金周 鶴瀬店	富士見市鶴馬3570-1	049-293-3741
(有)ジーエフ商事 吉香社	富士見市山室1-1171-128	049-254-1281
アルファクラブ武蔵野(株) さがみ典礼鶴瀬葬祭センター	富士見市鶴馬2623-3	049-268-0155

令和7年3月現在

	学 校 名	所 在 地	開校年月	保 有 教 室 数		保 有 面 積 (㎡)		校 地 面 積 (㎡)			プ ー ル (㎡)	
				普 通	特 別	校 舎	屋 内 運 動 場	建 物 敷 地	運 動 場	合 計	コ ー ス	長さ×幅＝水面積
1	鶴 瀬 小 学 校	羽沢2-1-1	明 6. 11	22	12	5, 630	(R) 733	5, 992	6, 693	12, 685	7	25×13=325
2	水 谷 小 学 校	水谷1-13-3	明 6. 11	31	9	6, 484	(R) 717	7, 514	5, 837	13, 351	6	25×10. 8=270
3	南 畑 小 学 校	上南畑1280	明6. 11	15	7	3, 157	(R) 752	6, 381	7, 379	13, 760	7	25×13. 6=340
4	関 沢 小 学 校	関沢3-24-1	昭44. 4	21	14	6, 292	(S) 713	13, 927	7, 842	21, 769	7	25×13. 2=330
5	勝 瀬 小 学 校	勝瀬674	昭46. 4	21	20	7, 100	(S) 812	11, 598	9, 200	20, 798	7	25×13. 6=340
6	水 谷 東 小 学 校	水子3614	昭48. 4	9	21	6, 287	(S) 812	6, 772	10, 765	17, 537	7	25×13. 6=340
7	諏 訪 小 学 校	鶴馬1932-1	昭50. 4	27	13	6, 993	(R) 808	10, 107	12, 585	22, 692	7	25×13. 6=340
8	みずほ台小学校	東みずほ台3-21	昭52. 4	19	15	5, 983	(R) 797	5, 295	9, 534	14, 829	6	25×11. 8=295
9	針ヶ谷小学校	針ヶ谷2-38-1	昭59. 4	14	12	4, 331	(R) 843	6, 953	8, 486	15, 439	6	25×11. 5=287. 5
10	ふじみ野小学校	ふじみ野東4-4-1	平11. 4	19	18	7, 199	(R) 1, 055	8, 962	7, 493	16, 455	6	25×12=300
11	つるせ台小学校	鶴瀬西2-9-1	平18. 4	22	12	6, 415	(R) 882	9, 670	6, 056	15, 726	5	25×13=325
	合 計			220	153	65, 871	8, 924	93, 171	91, 870	185, 041	—	3492. 5
1	富士見台中学校	諏訪2-8-1	昭35. 4	18	16	5, 704	(R) 1, 006	8, 845	13, 583	22, 428	6	25×13=325
2	本 郷 中 学 校	水子539	昭46. 4	12	19	5, 316	(S) 1, 088	11, 541	9, 665	21, 206	7	25×15. 5=387. 5
3	東 中 学 校	上南畑980	昭51. 4	11	17	5, 117	(S) 1, 028	12, 825	11, 444	24, 269	7	25×15. 5=387. 5
4	西 中 学 校	西みずほ台3-14-6	昭54. 4	14	25	6, 609	(R) 1, 060	7, 911	10, 230	18, 141	6	25×12=300
5	勝 瀬 中 学 校	勝瀬400-1	昭55. 4	20	14	6, 318	(R) 1, 110	6, 306	13, 484	19, 790	6	25×13=325
6	水 谷 中 学 校	水子3117	昭58. 4	11	20	5, 584	(R) 1, 102	6, 097	12, 314	18, 411	6	25×13=325
	合 計			86	111	34, 648	6, 394	53, 525	70, 720	124, 245	—	2, 050
	富士見特別支援学校	上南畑1317	昭50. 4	17	6	4, 092	(R) 1, 005	8, 568	2, 146	10, 714	—	12×7=84

※ (R)は鉄筋コンクリート造、(S)は鉄骨造

資料49 富士見市災害対策協力会会員一覧

和7年3月

会 員 名	所 在 地	電 話 番 号
栗 木 建 設 (株)	東大久保186	049-254-0175
島 田 建 設 (株)	東大久保309	049-251-0138
(株) 富 士 実 業	下南畑2343-3	049-251-7600
(株) 三 津 穂	水子3023	049-252-3481
加 治 建 設 工 業 (株)	諏訪1-9-26	049-252-6430
(株) 島 村 組	南畑新田199	049-253-3183

罹 災 証 明 申 請 書

富士見市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所	
	電話番号	
	(現在の連絡先)	
	電話番号	
	(ふりがな) 氏 名	生年月日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	
	電話番号	
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	☐ 浸水被害（ ☐ 床上 ☐ 床下） ☐ その他被害（以下に記入）
-------	---

写真による 被害区分の 判定（※）	☐ 希望する（写真を添付） ☐ 希望しない
-------------------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富士見市長

罹 災 者 調 査 原 票

富 士 見 市

被害者の住所 被害建物の所在地										
居住者住所				世帯主氏名			調査員氏名			
所有者住所				世帯主氏名						
被害程度 全焼、半焼、全壊、半壊、一部壊、流失、床上浸水 cm、床下浸水 cm、便槽浸水、井戸汚染										
氏 名	性 別	年 齢	職 業	在学名・学年別	死 亡	行 方 不 明	負 傷		要 助 産	
							重 傷	軽 傷		
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
	男・女									
計	人			小学生 人 中学生 人	人	人	人	人	人	人
床上浸水の土砂流入状況										
被害を受けた建物の種別		住家 棟 非住家 棟			住民登録状況		有 ・ 無			
避難先の住所・氏名										

資料53 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

様

年 月 日

このたびの当市の災害のために、下記義援金品をお贈りいただき、誠にありがとうございました。市としては、有効に使わせていただきたく所存でございます。

義 援 金	金額 () 円		
義 援 品	物 品 名	数 量	備 考

義 援 者	氏 名	住 所	電 話 番 号

富 士 見 市 長

資料54 被災者生活再建支援制度の概要（内閣府）

（平成23年8月改正）

1. 制度の対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）																		
2. 制度の対象となる被災世帯	上記の自然災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
3. 支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 (2. ①に該当)</td><td>解体 (2. ②に該当)</td><td>長期避難 (2. ③に該当)</td><td>大規模半壊 (2. ④に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、 合計で200（又は100）万円	住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
4. 支援金の支給申請	（申請窓口） 市町村 （申請時の添付書面） ①基礎支援金： り災証明書、住民票 等 ②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等 （申請期間） ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内 ②加算支援金： 災害発生日から37月以内																		
5. 基金と国の補助	○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。																		

※ 県では支援金支給に関する事務の全部を基金に委託している。

資料55 災害援護資金の貸付（富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例）

対 象 災 害	災害救助法が適用された場合、又は県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合		
貸 付 け 対 象 者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし、世帯の年間総所得額が次の金額を超えた世帯は対象者とはならない。 ア 世帯員が 1 人 220万円 イ " 2 人 430万円 ウ " 3 人 620万円 エ " 4 人 730万円 オ " 5 人 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額とする。 カ 住宅が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付け対象 となる被害	ア 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 イ 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1／3以上の損害		
貸付け金額	ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	イ 家財の1／3以上の損害	〃	150万円
	ウ 住居の半壊	〃	170（250）万円
	エ 住居の全壊	〃	250（350）万円
	オ 住居の全体が滅失若しくは流失	〃	350万円
	カ アとイが重複	〃	250万円
	キ アとウが重複	〃	270（350）万円
	ク アとエが重複	〃	350万円
	※（ ）は、特別の事情がある場合の額		
利 率	年3％、ただし据置期間は無利子		
償 還 期 間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
費 用 負 担	貸付原資の2／3を国庫補助、1／3を県負担とする。		

資料56 生活福祉資金貸付制度（福祉資金）に基づく災害援助資金貸付（埼玉県社会福祉協議会）

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
貸 付 限 度	150万円以内
償 還 期 間	6ヶ月以内の据置期間経過後7年以内
利 率	連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てることが困難な場合は、据置期間経過後から年1.5%。

資料57 災害弔慰金の支給（富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例）

対 象 災 害	ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ウ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
受 給 遺 族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支 給 額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
費 用 負 担	国1／2、県1／4、市1／4

資料58 災害障害見舞金の支給（富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例）

対 象 災 害	災害弔慰金の場合と同様
支 給 対 象 者	上記の災害により重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支 給 額	ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円
費 用 負 担	災害弔慰金の場合と同様

資料59 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

平成29年1月

貸付対象者	次の①から④の全てに当てはまる者 ① 自然災害により被害を生じた住宅の所有者・居住者で災証明書を交付された者 【建設・新築住宅購入・中古受託購入】 全壊、大規模半壊、半壊した旨のり災証明書 【補修】 被害が生じた旨のり災証明書 ② 自ら居住するためのもの ③ 総返済負担率基準（年収400万未満30%以下、400万円以上35%以下）を満たすもの ④ 日本国籍または永住許可等を受けている外国人	
融資対象	建設	床面積13㎡以上175㎡以下の住宅
	新築住宅購入	床面積又は専有面積50㎡（マンションは30㎡）以上175㎡以下の住宅 申込日において竣工日から2年以内の住宅で申込前に人が住んだことがない住宅
	中古住宅購入	床面積又は専有面積50㎡（マンションは30㎡）以上175㎡以下の住宅 申込日において竣工日から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅
	補修	床面積・築年数に関する制限は無し
融資額	建設	建設資金 1,650万（特例加算額 510万） 土地取得資金 970万 整地資金 440万
	購入	新築住宅 2,620万（特例加算額 510万） 中古住宅・中古マンション 2,320万（特例加算額 510万） 中古プラス住宅・プラスマンション 2,620万（特例加算額 510万）
	補修	補修資金 730万 整地資金 440万 引方移転資金 440万
利率	借入申込時に返済期間の全ての金利が固定する全期間固定金利型	基本融資額 0.63%、特例加算額 1.53%
	補修	0.63%
返済期間	次のいずれか短い期間	
	① 申込区分・構造等による最長返済期間	
	建設・新築住宅購入	耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内
	中古住宅購入	中古プラス住宅・プラスマンション 35年以内 中古住宅・マンション 25年以内
	補修	20年以内
	② 「80歳」－「完済時年齢の対象となる方の申込時年齢（1歳未満切上げ）」	

資料60 中小企業災害復旧融資

経営安定資金（災害復旧資金）

融 資 対 象		県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している。【大臣指定等貸付（セーフティネット保証3号・4号）】 ② 内閣府が指定した「激甚災害」を受け、市町村長等の発行する『罹災証明』を受けた。【大臣指定等貸付（激甚災害）】 ③ 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する『罹災証明』を受けた。【知事指定等貸付】			
融 資 条 件		大臣指定等貸付		知事指定等貸付	
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
	限 度 額 (※1)	①5,000万円	②5,000万円	③5,000万円	④5,000万円
		①②併用の場合は、合計1億円		③④併用の場合は、合計1億円	
		①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計5,000万円			
	利 率	年1.0%以内		年1.1%以内	
		平成29年10月1日から平成30年3月31日融資実行分の利率（固定金利）			
	期 間 ・ 償還方法	1年超10年以内	1年超7年以内	1年超10年以内	1年超7年以内
		据置2年以内 元金均等月賦償還			
	担 保	取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める			
保 証 人	個人：原則として不要 法人：原則として、代表者を連帯保証人とし、代表者以外の連帯保証人は不要				
信用保証	付する (保証料 年0.80%以内)		付する (保証料 年0.80%以内)		
資 金 使 途		工場、店舗の建設又は機械設備の購入等に必要資金（災害の復旧に必要なものに限る。）		工場、店舗又は機械設備の修繕費等に充てる資金（セーフティネット保証の場合を除き災害の復旧に必要なものに限る。）	

※1 中小企業組合の場合、設備資金（①、③）は1億円、運転資金（②、④）は6,000万円となり、併用の場合は1億6,000万円となる。

資料61 農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫）

対 象 者	① 認定農業者(※1) ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの） ③ 認定新規就農者(※2) ④ 集落営農組織 (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいう。 (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいう。
利 用 要 件	① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金 ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金 (※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など
融 資 限 度 額	一般600万円 特認年間経費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）
利 率（年）	0.20%
償 還 期 限	10年以内（うち据置期間3年以内）
担保・保証人	協議による

資料60 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸 付 の 相 手	被害農業者
資 金 用 途	種苗、肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹棚・蚕室・畜舎放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸 付 利 率	無利子
償 還 期 間	6年以内（据置1年）
貸 付 限 度 額	市町村長が認定した損失額、または500万円のいずれか低い額
融 資 機 関	農業協同組合等
担 保	保証人
そ の 他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

資料63 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価額が12万円以下のもの）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（漁網綱、はぜ、えり、やな及びかご）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭窯の構築資金、漁船（総トン数5トン未満）の建造又は取得に必要な資金及びその他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期間	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

資料64 農林漁業施設資金（災害復旧）（株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部）

貸付対象者	① 農林漁業を営む者 ② 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
貸付対象	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ① 果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ② 個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③ 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率	貸付期間に応じて年0.16～0.21% （果樹、共同利用施設は年0.16～0.30%） （平成29年1月23日現在）
償還期限	15年（うち据置期間3年）以内 （果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円 （特認600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）

資料65 農業災害補償制度

支 払 い の 相 手	当該保険加入の被災農家
農 業 共 済 事 業 対 象 物	農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支 払 機 関	農業共済組合

資料66 水防施設等一覧

1 水防施設等

令和7年3月現在

河川名	NO.	名 称	所 在 地	水防施設の内容	設置・改修年度
新 河 岸 川	1	水谷東第1排水機場	水谷東3丁目45 (志木市役所裏)	水中ポンプ400φ 22 $\frac{3}{4}$ 18t/分 100φ 3.7 $\frac{3}{4}$ 1.5t/分	1987年3月 1990年3月交換 2020年3月交換
	2	増寿久湯前ポンプ場	水谷東3丁目28 (増寿久湯前)	排水ポンプ150φ 11 $\frac{3}{4}$ 2台 6.4t/分 ゲート無	1979年12月 1997年3月改修
	3	水谷東第3排水機場	水谷東1丁目11	排水ポンプ250φ 15 $\frac{3}{4}$ 3台 18.0t/分 ジャバラ管接続	1994年3月改修 2000年1月改修
	4	竹ノ内調整池排水ポンプ場	大字下南畑3898-9 (竹ノ内調整池内)	水中ポンプ250φ 15 $\frac{3}{4}$ 2台 12.0t/分	1997年3月改修 2000年7月交換 2012年6月交換
	5	竹ノ内第2ポンプ場	大字下南畑	ゲートポンプ300φ 7.5 $\frac{3}{4}$ 1台 8.01t/分 インバータ式	2008年5月
	6	山形ポンプ場	大字下南畑	ゲートポンプ300φ 7.5 $\frac{3}{4}$ 2台 18.2t/分 インバータ式	2009年3月
	7	尺地排水機場	大字上南畑3599	排水ポンプ φ600 55KW 78.0t/分 排水ポンプ φ600 37KW 20.0t/分 (ケーシングφ700)	1994年3月 2016年8月追加
	8	水越ポンプ場	大字下南畑	ゲートポンプ400φ 18.5 $\frac{3}{4}$ 2台 36.0t/分 インバータ式	2016年3月
	9	別所雨水ポンプ場	水谷東3丁目	排水ポンプ700φ 90 $\frac{3}{4}$ 2台 102t/分 800φ 110 $\frac{3}{4}$ 1台 96t/分 ゲート有	1996年3月 2017年2月追加 2023年2月改修
	10	別所雨水第2ポンプ場	水谷東3丁目	排水ポンプ300φ 15 $\frac{3}{4}$ 2台 18t/分 ゲート無	1996年3月
江 川	11	ケアセンター排水機場	鶴馬3360-1 (ケアセンター調整池内)	排水ポンプ100φ 5.5 $\frac{3}{4}$ 2台 4.0t/分	1996年5月 2017年6月交換 2023年3月交換
	12	前谷住宅ポンプ場	鶴馬3303 (増進センター西側)	排水ポンプ100φ 3.7 $\frac{3}{4}$ 1台 1.4t/分	1987年3月 2010年3月交換 2017年10月交換
	13	鶴馬3丁目ポンプ場	鶴馬3丁目7	排水ポンプ300φ 11 $\frac{3}{4}$ 2台 18.0t/分 (常時排水) 排水ポンプ250φ 7.5 $\frac{3}{4}$ 1台 6.0t/分 (洪水時排水)	1993年6月 2009年3月交換 2010年9月交換
	14	鶴馬2丁目ポンプ場	鶴馬2丁目7番9号	排水ポンプ300φ 15 $\frac{3}{4}$ 1台 8.7t/分 排水ポンプ100φ 3.7 $\frac{3}{4}$ 1台 1.5t/分	1989年2月 2000年7月交換
	15	関沢3丁目排水機場	関沢3-33-4	排水ポンプ200φ 11 $\frac{3}{4}$ 1台 3.75t/分 排水ポンプ200φ 11 $\frac{3}{4}$ 1台 3.75t/分	1992年3月 2017年9月交換
	16	前谷排水機場	鶴馬字前谷3278-2	排水ポンプ250φ 7.5 $\frac{3}{4}$ 2台 12t/分 排水ポンプ400φ 22 $\frac{3}{4}$ 1台 18t/分	1998年5月 2000年7月追加 2021年1月交換 2022年1月交換
	17	桜井雨水ポンプ場	大字水子地内	排水ポンプ500φ 22 $\frac{3}{4}$ 2台 60t/分 ゲート一体型	2000年11月
砂 川 堀	18	貝塚第1排水機場	鶴馬1110	排水ポンプ200φ 11 $\frac{3}{4}$ 2台 9.4t/分 排水ポンプ300φ 11 $\frac{3}{4}$ 1台 7t/分 超音波水位計全自動ゲート 600φ	1984年7月 2000年7月追加 1990年3月改修 2024年2月交換
	19	貝塚第2排水機場	鶴馬1077	排水ポンプ250φ 15 $\frac{3}{4}$ 2台 16.4t/分 超音波水位計全自動ゲート 500φ	1987年3月 1990年3月交換

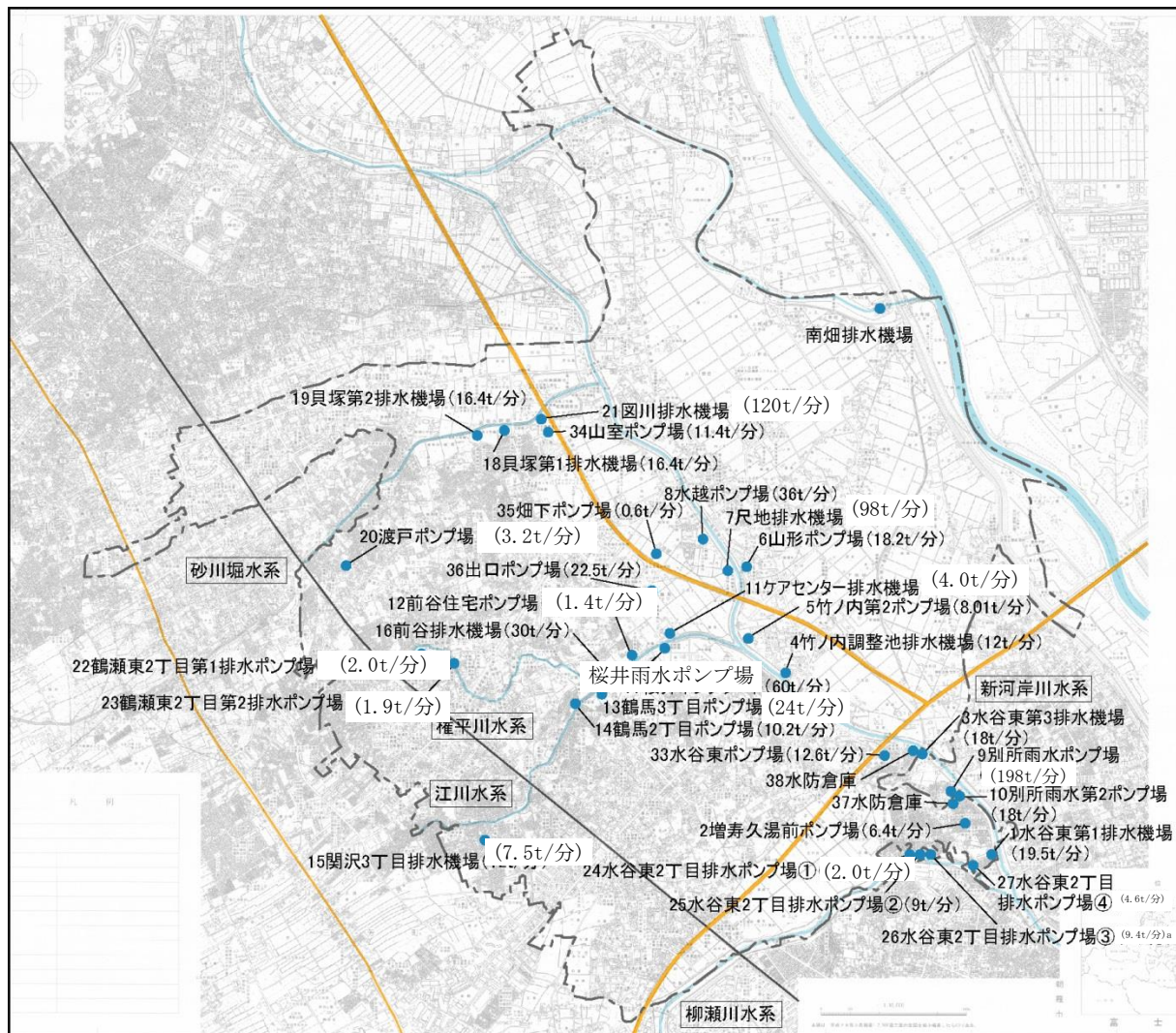
河川名	NO.	名 称	所 在 地	水防施設の内容	設置・改修年度
	20	渡戸ポンプ場	渡戸3-17-16	排水ポンプ100φ 3.7馬力 2台 3.2t/分	1994年3月 2020年11月交換 2022年3月交換
	21	図川排水機場	大字勝瀬100	排水ポンプ700φ 90馬力 2台 120.0t/分	1993年3月 2020年7月新設
権平川	22	鶴瀬東2丁目排水ポンプ場①	鶴瀬東2-9-16	排水ポンプ100φ 3.7馬力 1台 2.0t/分	1987年3月 1990年3月改修 2018年3月交換
	23	鶴瀬東2丁目排水ポンプ場②	鶴瀬東2-16-7	排水ポンプ100φ 3.7馬力 1台 1.9t/分	1987年3月 1990年3月改修 1994年3月交換
柳瀬川	24	水谷東2丁目排水ポンプ場①	水谷東2丁目21	排水ポンプ 80φ 3.7馬力 2台 2.0t/分 フラップゲート 450φ	1992年3月 1985年3月交換
	25	水谷東2丁目排水ポンプ場②	水谷東2丁目22	排水ポンプ 150φ 11.0馬力 2台 9.0t/分 フラップゲート 600φ	1985年3月 1992年5月交換 2003年10月交換 2018年10月交換
	26	水谷東2丁目排水ポンプ場③	水谷東2丁目25	排水ポンプ200φ 7.5馬力 2台 9.4t/分 フラップゲート 500φ	1992年3月 1987年3月交換
	27	水谷東2丁目排水ポンプ場④	水谷東2丁目60	排水ポンプ150φ 5.5馬力 2台 4.6t/分 フラップゲート 250φ	1992年3月 1985年3月
調整池	28	山室第1遊水池	山室1丁目1171	1,000t	
	29	山室第2遊水池	山室1丁目1171	400t	
	30	貝塚山遊水池	渡戸1丁目1番	1,800t	
	31	山室第3遊水池	山室1丁目1171	450t	
	32	竹ノ内調整池	下南畑 (竹ノ内工業団地)	9,592t	
下水道	33	水谷東ポンプ場	水谷東1丁目6	排水ポンプ200φ 22馬力2台 12.6t/分	1992年3月 2001年9月
	34	山室ポンプ場	大字勝瀬94	排水ポンプ250φ 18.5馬力2台 11.4t/分 排水ポンプ150φ 5.5馬力1台 2t/分	2000年3月 2000年8月
	35	畑下ポンプ場	大字鶴馬地内	排水ポンプ 65φ 2.2馬力2台 0.6t/分	2000年3月 2023年11月改修
	36	出口ポンプ場	大字鶴馬3408-3	排水ポンプ300φ 37馬力2台 22.5t/分 排水ポンプ100φ 3.7馬力1台 1.1t/分	2001年7月
倉庫	37	水防倉庫	水谷東3丁目13番	12.96㎡	1987年
	38	水防倉庫	水谷東1丁目11番	12.96㎡	1987年

2 観測地点の警戒水位

水 系	観測地点	備 考
荒川	富士見市運動公園	羽根倉橋（国管理水位計）又は堤防から観測
新河岸川	新河岸川放水路（上）	県管理水位計から観測
	新河岸川放水路（下）	〃
	南畑橋	〃
	旧富士見江川樋管	危機管理型水位計から観測
	水谷第3樋管	〃

新河岸川放水路	渋井水門	県管理水位計・監視カメラ映像から観測
びん沼川	びん沼船渡橋（上）	県管理水位計から観測
	びん沼船渡橋（下）	〃
	びん沼砂塚橋	〃
	南畑排水機場	国管理水位計から観測
富士見江川	権平川合流地点	危機管理型水位計から観測
唐沢堀	市立第4保育所前	危機管理型水位計から観測
図川	図川排水機場	通報・監視装置から観測
砂川堀都市下水路	花影橋	県管理水位計から観測
	蛇島調節池	〃

資料67 水防施設配置図





資料68 市内文化財（国・県・市指定）一覧

平成30年1月現在

指定者	種別	種類	名 称	所在地または保持者	所有者	指定日
国	記念物	史 跡	水子貝塚	水子貝塚公園	富士見市	S44-9-9
埼玉県	記念物	旧 跡	難波田氏館跡	難波田城公園他	富士見市	S36-9-1
	有形文化財	考古資料	羽沢遺跡出土縄文土器	水子貝塚資料館	富士見市	H10-3-17
富士見市	有形文化財	歴史資料	コロボックルの碑	山室2-26	富士見市	S50-11-1
			道しるべ	大字水子1891	富士見市	S52-3-17
			南畑八幡神社鰐口	大字下南畑1148・南畑八幡神社	南畑八幡神社	H13-2-8
		考古資料	関口不動堂月待板碑	難波田城資料館	個人	S50-11-1
			護国寺建長四年板碑	大字勝瀬723-1・護国寺境内	護国寺	S50-11-1
			嘉吉元年月待板碑	難波田城資料館	個人	S52-3-17
			大型板碑	大字勝瀬723-1・護国寺境内	護国寺	S58-6-20
			建長四年板碑	大字南畑新田83	個人	S58-6-20
			北通遺跡第8号方形周溝墓出土遺物	水子貝塚資料館	富士見市	H4-2-17
		建造物	旧大澤家住宅・主屋	難波田城公園内	富士見市	H5-7-7
			大澤家住宅・表門	大字東大久保	富士見市	H5-7-7
			大澤家住宅・穀蔵	大字東大久保	個人	H5-7-7
			旧金子家住宅・主屋	難波田城公園内	個人	H9-9-19
			旧鈴木家長屋門	難波田城公園内	富士見市	H9-9-19
			水越門樋	大字上南畑295-3	富士見市	H20-3-26
			山形樋管	大字下南畑125-3	富士見市	H20-3-26
		古文書	横田家文書	難波田城資料館	富士見市	H13-2-8
			柳下家十玉院文書	難波田城資料館	個人	H13-2-8
			水宮神社般若院文書	大字水子1762	個人	H13-2-8
	民俗文化財	無形民俗	南畑八幡神社獅子舞	南畑八幡神社獅子舞保存会	水宮神社	S58-6-20
			鶴馬諏訪神社獅子舞	渡戸獅子会	個人	H1-1-10
			勝瀬囃子	勝瀬囃子保存会	個人	H1-1-10
			水子上組囃子	水子上組囃子連		H1-1-10
			水子城の下組囃子	水子城の下組囃子連		H1-1-10
			水子石井囃子	水子石井囃子保存会		H1-1-10
			中水子囃子	中水子囃子保存会		H1-1-10
	記念物	天然記念物	ケヤキ	諏訪2-1589-1・諏訪神社境内	諏訪神社	S58-6-20
			イチヨウ	大字勝瀬791-1・榛名神社境内	榛名神社	S58-6-20
			カヤ	諏訪1-8-3・瑠璃光寺境内	瑠璃光寺	H4-2-17

資料69 注意報・警報等の種類及び発表基準

1 警報・注意報発表基準一覧表（富士見市）

令和5年6月8日現在

富士見市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		南中部	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準※1	17
		土砂災害	土壌雨量指数基準※2	118
	洪水	流域雨量指数基準※3		柳瀬川流域=30.1
		複合基準※4		新河岸川流域=(11、19.7)
		指定河川洪水予報による基準		入間川流域[菅間]、 新河岸川[宮戸橋]、荒川[治水橋]
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		9
		土壌雨量指数基準		81
	洪水	流域雨量指数基準		柳瀬川流域=24
		複合基準※4		柳瀬川流域=(5、21.6)、 新河岸川流域=(9、15.1)
		指定河川洪水予報による基準		新河岸川[宮戸橋]、荒川[治水橋]
	暴風	平均風速		11m/s
	暴風雪	平均風速		11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最少湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※5		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

※2 土壌雨量指数：大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

※4 複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※5 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

2 特別警報、警報、注意報、気象情報について

用 語	説 明	備 考
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。	地面現象特別警報については、気象特別警報に含めて発表する。
警 報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。	地方気象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに発表する。 地面現象警報は大雨警報に、浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する。
注意報	災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。	地方気象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに発表する。 地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表する。
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。	(地面現象特別警報、警報、注意報共通) a) 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表する。 b) 「山崩れ、地滑り等」には土石流、がけ崩れも含む。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。	「地面現象特別警報」の備考欄参照。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する注意報。	「地面現象特別警報」の備考欄参照。
浸水警報	浸水に関する警報。	(浸水警報、注意報共通) a) 大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。 b) 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表する。 c) 河川の水が増し、堤防やダムが損傷を受けること（破堤、溢水を含む）により低い土地に浸水すること等によって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく洪水警報を発表する。

用 語	説 明	備 考
		報等により警戒等と呼びかける。 d) 津波または高潮のため、海岸付近の低い土地に浸水することによって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく津波または高潮の警報等により警戒等と呼びかける。
浸水注意報	浸水に関する注意報。	「浸水警報」の備考欄参照。
洪水警報	洪水に関する警報。	(洪水警報、注意報共通) a) 大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために、河川の堤防・ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。 b) 津波又は高潮によって河口付近の河川の水が増し、災害が起こるおそれがある場合は、洪水警報・注意報ではなく津波又は高潮の警報等により警戒等と呼びかける。
洪水注意報	洪水に関する注意報。	「洪水警報」の備考欄参照。
指定河川洪水予報	洪水予報指定河川について、国土交通大臣又は都道府県知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときに水位又は流量（国土交通大臣と気象庁長官が共同して行うものについて、氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して行う洪水に関する予報。	
洪水警報（指定河川洪水予報）	洪水予報指定河川に対して行う洪水警報。××川氾濫警戒情報、××川氾濫危険情報または××川氾濫発生情報との標題で発表する。	
洪水注意報（指定河川洪水予報）	洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報。××川氾濫注意情報との標題で発表する。	
××川氾濫注意情報	住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を求める段階に発表される洪水予報。	
××川氾濫警戒情報	住民の避難行動に関連し、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階に発表される洪水予報。この情報により市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断する。	
××川氾濫危険情報	住民の避難行動に関連し、いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する警戒を求める段階に発表される洪水予報。この情報により市町村は避難勧告等の発令を判断する。	

用 語	説 明	備 考
××川氾濫発生情報	住民の避難行動に関連し、氾濫水への警戒を求める段階に発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。	
暴風雪特別警報	暴風雪に関する特別警報。	a) 運用基準：特別警報の基準による。 b) 暴風特別警報の警報事項も含む。
暴風雪警報	暴風雪に関する警報。	a) 運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。 b) 暴風警報の警報事項も含む。
風雪注意報	風雪に関する注意報。	a) 運用基準：平均風速がおおむね10m/sを超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。 b) 強風注意報の注意報事項も含む。
暴風特別警報	暴風に関する特別警報。	運用基準：特別警報の基準による。
暴風警報	暴風に関する警報。	運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。
強風注意報	強風に関する注意報。	運用基準：平均風速がおおむね10m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。
大雨特別警報	大雨に関する特別警報。	基準：特別警報の基準による。 （大雨特別警報、警報、注意報共通） a) 大雨が原因となる地面現象又は浸水によって、災害が起こるおそれのある場合は、それぞれ、地面現象警報又は浸水警報等の警報事項等を含める。 b) 雨量基準に到達することが予想される場合の警報は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合の警報は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合の警報は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 c) 更に、特別警報の基準に到達することが予想される場合には、それぞれ、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
大雨警報	大雨に関する警報。	「大雨特別警報」の備考欄参照。
大雨注意報	大雨に関する注意報。	「大雨特別警報」の備考欄参照。
大雪特別警報	大雪に関する特別警報。	運用基準：特別警報の基準による。
大雪警報	大雪に関する警報。	
大雪注意報	大雪に関する注意報。	
雷注意報	雷に関する注意報。	運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。
乾燥注意報	空気の乾燥に関する注意報。	運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。
濃霧注意報	濃霧に関する注意報。	運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合。

用 語	説 明	備 考
霜注意報	霜に関する注意報。	運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。
低温注意報	低温に関する注意報。	運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。
着雪注意報	着雪に関する注意報。	運用基準：着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。
着氷注意報	着氷に関する注意報。	運用基準：着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。
融雪注意報	融雪に関する注意報。	運用基準：浸水、土砂災害などの災害が予想される場合。
水防活動用警報	水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。 気象、津波、高潮、洪水の警報がある。	a) 水防活動用警報は、水防活動用気象警報については大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用津波警報は津波特別警報又は津波警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水警報も、水防活動の利用に適合する警報である。
水防活動用注意報	水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。 気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。	a) 水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。
気象情報	円滑な防災活動を支援するため、一般および関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもので、対象とする予報区により全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報に分類する場合がある。 情報の主な種類として、台風に関する情報、大雨や暴風などに関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海氷情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報などがある。	観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報等に関する情報、その他、気象庁が保有する情報を総称して「気象情報」という場合がある。
天候情報	気象情報のうち、社会的に影響の大きい天候に関する情報。少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するために発表する。	

用 語	説 明	備 考
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。	現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。
注意警戒文	特別警報、警報・注意報のより有効な利用をはかるため、警戒すべき場所・期間・現象の程度や災害発生の危険度等を具体的に示し100文字以内でまとめたもの。	
発表する		特別警報、警報、注意報および気象情報の公表には「発表」を用いる。「発令」、「宣言」ではない。
切り替える		特別警報、警報、注意報などの継続などには「切り替え」を用いる。「更新」は用いない。
二次細分区域	特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村（東京特別区は区）を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。	一次細分区域は府県天気予報を細分して行う区域。 参考資料：特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域（細分区域等一覧表）、市町村を分割して設定している二次細分区域
市町村等をまとめた地域	二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。	参考資料：特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域（細分区域等一覧表）、発表地域図

3 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が埼玉県知事に通報するもので、気象状況の通報及び警報の基準は当日の気象状況が次のいずれか一つの条件を満たした時とする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が12m/s以上、ただし、降雨、降雪中は除く
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

資料70 水防法第20条の水防信号

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）	事 項
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第2 信号	○—○—○ ○—○—○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4 信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 5秒 ○ — 休止 ○ — 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

資料71 富士見市における主な風水害の記録

発生年月日	災害内容	総雨量 (mm)	災害の概要								
			住宅被害（棟）					道路冠水 （箇所）	河川溢水 （箇所）	その他	
			全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水				
明治23年8月	大雨	不詳	2					572			
明治43年8月10日	台風	不詳	65	40	流失 18	707（南畑地区全戸冠水）		決壊 25	11	死者6人	
大正2年8月26日	暴風雨	不詳				349	213		堤防決壊 7		
昭和16年7月23日	大雨	不詳	南畑地区15日間冠水 水稻全滅、赤痢発生								
昭和22年9月25日 （カスリーン台風）	台風	不詳	全県で40万人が罹災、死傷者1,400人、流失家屋392戸、全壊家屋726、床上浸水44,610、床下浸水34,334								
昭和24年8月30日 （キティ台風）	台風	不詳	全県で死者12、負傷者12、流失家屋4、全壊家屋683、半壊家屋1,567、床上浸水326、床下浸水1,390								
昭和33年9月26日 （狩野川台風）	台風22号	不詳	全県で死者 5、床上浸水11,563、床板浸水29,980								
昭和34年 9 月26日 （伊勢湾台風）	台風15号	不詳	9	12							
昭和41年6月28日 （災害救助法適用）	台風4号	331				689	138				
昭和41年9月25日 （災害救助法適用）	台風26号	不詳	8	242			5				
昭和47年7月15日	台風6号	120				4	15				
昭和48年6月21日	大雨	44.6				1	53				
昭和49年9月9日	大雨	87					63				
昭和51年9月9日	台風17号	99					423				
昭和52年8月17～19日	大雨	55.5				3	439				
昭和54年3月24日	大雨	62					67				
昭和56年10月22～23日	台風24号	145				79	569				
昭和 5 7年9月12日 （災害救助法適用）	台風18号	180				1,031	1,254	橋梁 1	決壊 4		
昭和58年7月9日	集中豪雨	48.5				23	264				
昭和60年7月20日	集中豪雨	80				10	296				
昭和61年8月4日	台風10号	144				57	202				
平成元年7月26日	大雨・雷	85.5				2	97				
平成元年8月1日	大雨・雷	164				5	202				
平成元年8月6日	台風13号	52					8				
平成元年8月24～25日	大雨・雷	87.5					21			土砂流出6	
平成元年8月27日	台風17号	67				1	1				
平成2年9月30日	台風20号	96.5			1					公共下水逆流	
平成2年11月30日～ 12月1日	台風28号	154				1	65			公共下水逆流	
平成3年8月1日	集中豪雨	39				5	17			土砂流出3	
平成3年8月20～21日	台風12号	118					29				
平成3年9月19～20日 （災害救助法適用）	台風18号	170				480	1,540	19			
平成3年10月11～13日	台風21号	164					6				
平成5年6月21日	集中豪雨	62				34	210	4		軽傷1名 土砂流出1 がけ崩れ1	
平成5年8月26～30日	台風11号	198					46	4			
平成5年11月13～14日	集中豪雨	120					7				
平成7年9月16～17日	台風12号	145						1		道路陥没 1	
平成8年9月21～22日	台風17号	211				19	57	5			

発生年月日	災害内容	総雨量 (mm)	災害の概要							
			住宅被害（棟）					道路冠水 （箇所）	河川溢水 （箇所）	その他
			全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水			
平成10年8月27～31日	大雨	315					30	8		
平成10年9月15～17日	台風5号	175					17			
平成11年8月13～16日	大雨	256				8	58	9		護岸崩壊 1
平成12年7月7～8日	台風3号	181					4	5		
平成16年10月8日	台風22号	183					1			
平成16年10月19日	台風23号	175					1			
平成17年9月4日	台風14号	71.5				8	9			
平成19年8月28日	集中豪雨	20				1	1			
平成19年9月6日	台風9号	119						1		倒木2件
平成21年7月30日	集中豪雨	64					3			公共下水逆 流、土砂 2
平成21年10月8日	台風18号	141			3			5		死者1 倒木10
平成22年6月29～30日	雷雨	82						1		
平成23年8月19日	集中豪雨	120					1	1		り災証明書 発行件数 2件
平成23年9月21日	集中豪雨	110					1	1	5	
平成24年5月2～3日	大雨	124							2	
平成24年6月19日	台風4号	60							2	倒木 1 件
平成24年8月17日	集中豪雨	48							1	
平成24年9月4日	集中豪雨	不詳							1	
平成25年10月16日	台風26号	不詳			1					
平成28年8月22日	台風9号	169					27	78		道路通行止め 9箇所
平成29年10月23日	台風21号	315					11	13		道路通行止め 12箇所
令和元年10月12日	台風19号	337					77	176		道路通行止め 20箇所

災害に係る住家の被害認定基準運営指針（令和2年3月）改定後

発生年月日	災害内容	総雨量 (mm)	災害の概要								
			住宅被害（棟）						道路冠水 (箇所)	河川溢水 (箇所)	その他
			全壊	半壊	一部 破損 (準半壊)	一部 損壊 (10% 未満)	床上 浸水	床下 浸水			
令和2年7月22日	集中豪雨	不詳				1		1			
令和6年7月6日	集中豪雨	48						1			
令和6年7月24日	突風	不詳		3	2						
令和6年7月31日	大雨	54					5	2			
令和6年8月7日	大雨	80					4				

資料72 情報収集拠点

番号	施 設 名	所 在 地
1	鶴瀬公民館	羽沢3-23-10
2	南畑公民館	上南畑306-1
3	水谷公民館	水谷1-13-6
4	水谷東公民館	水谷東2-12-10
5	みずほ台コミュニティセンター	西みずほ台1-19-2
6	鶴瀬西交流センター	鶴馬3575-1
7	ふじみ野交流センター	ふじみ野東3-7-1

資料73 地域対策本部

番号	施 設 名	所 在 地
1	鶴瀬小学校	羽沢2-1-1
2	水谷小学校	水谷1-13-3
3	南畑小学校	上南畑1280
4	関沢小学校	関沢3-24-1
5	勝瀬小学校	勝瀬674
6	水谷東小学校	水子3614
7	諏訪小学校	鶴馬1932-1
8	みずほ台小学校	東みずほ台3-21
9	針ヶ谷小学校	針ヶ谷2-38-1
10	ふじみ野小学校	ふじみ野東4-4-1
11	つるせ台小学校	鶴瀬西2-9-1

資料74 避難の指示の判断基準

1 高齢者等避難

- 大雨警報（土砂災害）は、避難の準備や要配慮者の避難行動に要する時間を確保するために、避難指示の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合に、高齢者等避難を発令する（判断基準例1）。
- 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、高齢者等避難を発令する（判断基準例2）。
- 夜間・早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者等避難を発令する（判断基準例3）。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、県気象情報も勘案することが必要である。

【高齢者等避難の判断基準の設定例】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき高齢者等避難の発令を検討してもよい。

2 避難指示

- 土砂災害警戒情報は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする（判断基準例1）。土砂災害に関するメッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合、予め避難勧告の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域・危険箇所等の全てに避難指示を発令する。

- ・ 土砂災害に関するメッシュ情報のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報が発表されることとなるため、避難指示を発令する（判断基準例2）。
- ・ 記録的短時間大雨情報は、当該情報の対象地域において、災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている時に発表される。この情報と大雨警報（土砂災害）の両方が発表された場合は、土砂災害の発生のおそれが高まっていることを示していることから、避難指示を発令する（判断基準例3）。
- ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象区域とする必要がある（判断基準例4）。
- ・ 避難指示を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・ 山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難指示等の判断を行うことも必要である。

【避難勧告の判断基準の設定例】

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。

1：土砂災害警戒情報が発表された場合

2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合

3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

注 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

3 避難指示等の解除の考え方

- ・ 避難指示等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、市は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

資料75 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設

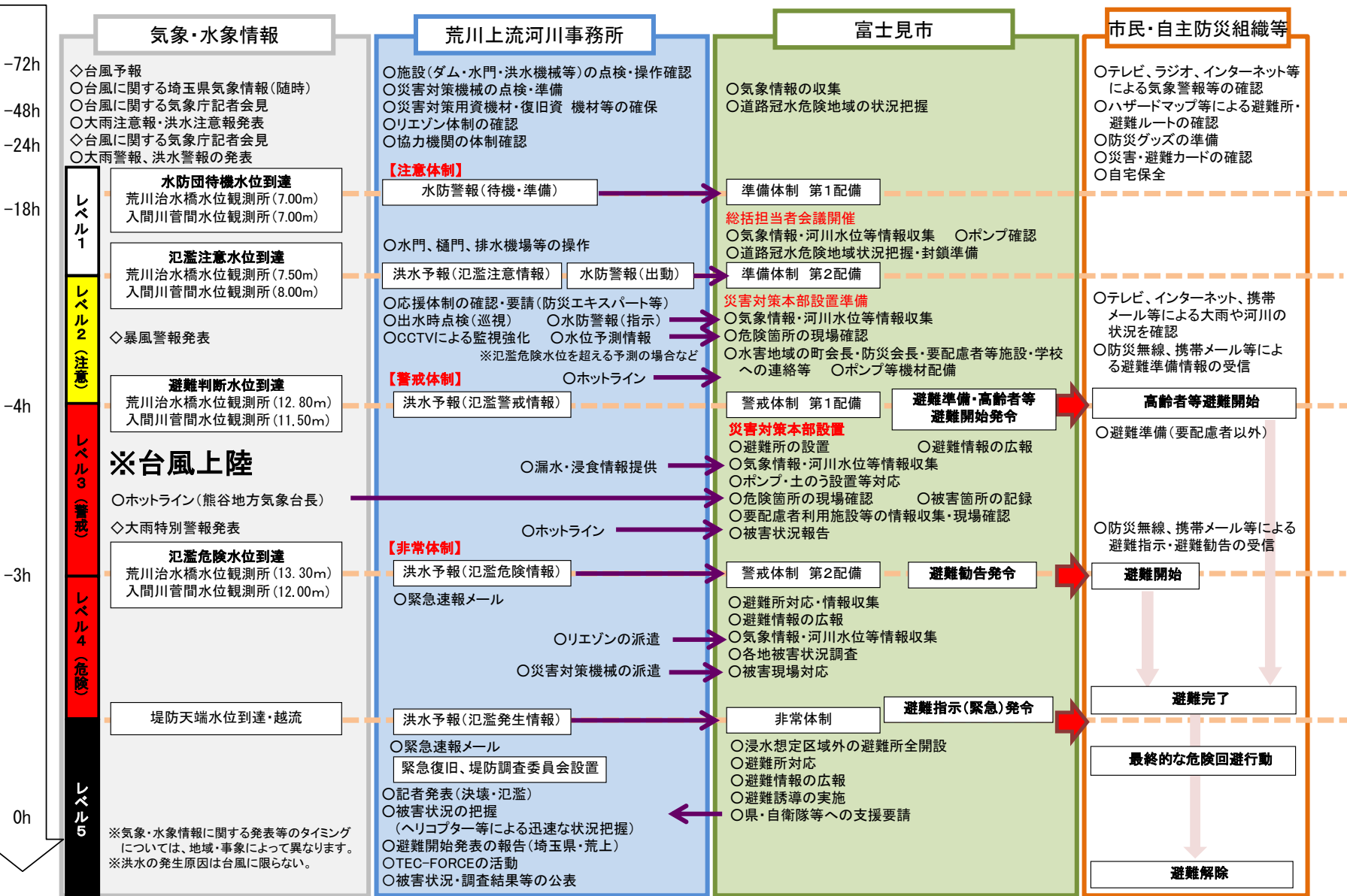
令和7年3月現在

番号	施設名	所在地
1	富士見特別支援学校	上南畑1317
2	みずほ学園	みどり野南2-1
3	入間東部むさしの作業所	上南畑3262-1
4	ケアセンターふじみ 特別養護老人ホームふじみ苑	鶴馬3360-1
5	老人福祉センター	東大久保3655
6	特別養護老人ホーム はるな苑	勝瀬512-1
7	特別養護老人ホーム むさしの	南畑新田16-1
8	特別養護老人ホーム こぶしの里	上南畑2836
9	介護老人保健施設 富士見の里	みどり野南3-1
10	介護老人保健施設 葵の園・富士見	勝瀬937-1
11	南畑小学校	上南畑1280
12	勝瀬小学校	勝瀬674
13	水谷東小学校	水子3614
14	諏訪小学校	鶴馬1932-1
15	富士見台中学校	諏訪2-8-1
16	本郷中学校	水子539
17	東中学校	上南畑980
18	勝瀬中学校	勝瀬400-1
19	水谷中学校	水子3117
20	第二保育所	水谷東2-12-23
21	第三保育所	山室2-26-20
22	第五保育所	諏訪1-3-1
23	こばと保育園	鶴馬2-19-43
24	勝瀬こばと保育園	勝瀬632-1
25	けやきわかば保育園	鶴馬1-6-41
26	富士見すくすく保育園	山室2-5-9
27	針ヶ谷保育園	針ヶ谷1-16-5
28	ナーサリースクールSUKUSUKU	山室1-1313 1F 12500（ららぽーと内）
29	南畑幼稚園・なんばた保育園	下南畑3474-1
30	諏訪児童館	鶴馬1932-7（「ばれっと」内）
31	ほんごう幼稚園	水子793-2
32	富士見みずほ幼稚園	水子3595-1
33	あずみ苑みずほ	鶴馬3-8-2
34	ニチイケアセンター鶴馬 ニチイのやわらぎ	鶴馬3234-1
35	ニチイケアセンター鶴馬 ニチイのほほえみ	鶴馬3231-4
36	志木シルバーハイツ 第一・第二	針ヶ谷1-16-9

番号	施 設 名	所 在 地
37	通い処三四五	諏訪2-5-9
38	the DS	勝瀬743-1
39	きらめきリハビリデイサービス つるせ	鶴馬3-31-31-101
40	デイサービスセンター南畑	上南畑980
41	ふじの木作業所	東大久保3655
42	ゆいの里	みどり野南1-1
43	生活介護事業所てらす	南畑新田字尻永682-3
44	ケアハウスすまいる	東大久保字金子街道1430-13
45	あらかると	上南畑1318-11
46	デイサービス凜	大字南畑新田138-4
47	南畑小規模保育園 あおぞら	鶴馬3244-25
48	1・2 SUKUSUKU	勝瀬1031-9
49	工房ゆい	みどり野南1-78
50	FLOWERS	山室2-8-2WELL' S21鶴瀬1号
51	わおんホームふじみ1号棟	水谷東1-18-10
52	わおんホームふじみ2号棟	水谷東1-3-3
53	認定こども園 泉の森ふじみ	鶴馬3304-1
54	ふじさくら有料老人ホーム	水谷東1-28-1
55	イムス富士見総合病院	鶴馬1967-1
56	わたなべ整形外科	鶴馬2-20-8
57	平塚整形外科クリニック	鶴馬3371-1
58	富士見井上眼科	山室1-13131（ららぽーと富士見1階）
59	きらり・ヘルスケアクリニック	山室1-13131（ららぽーと富士見1階）
60	さくら記念病院	水谷東1-28-1
61	富士見クリニック	水谷東2-53-8
62	たにあい内科医院	上南畑240-1
63	三浦病院	下南畑3166
64	恵愛病院	針ヶ谷526-1
65	恵愛こどもクリニック	針ヶ谷530-1

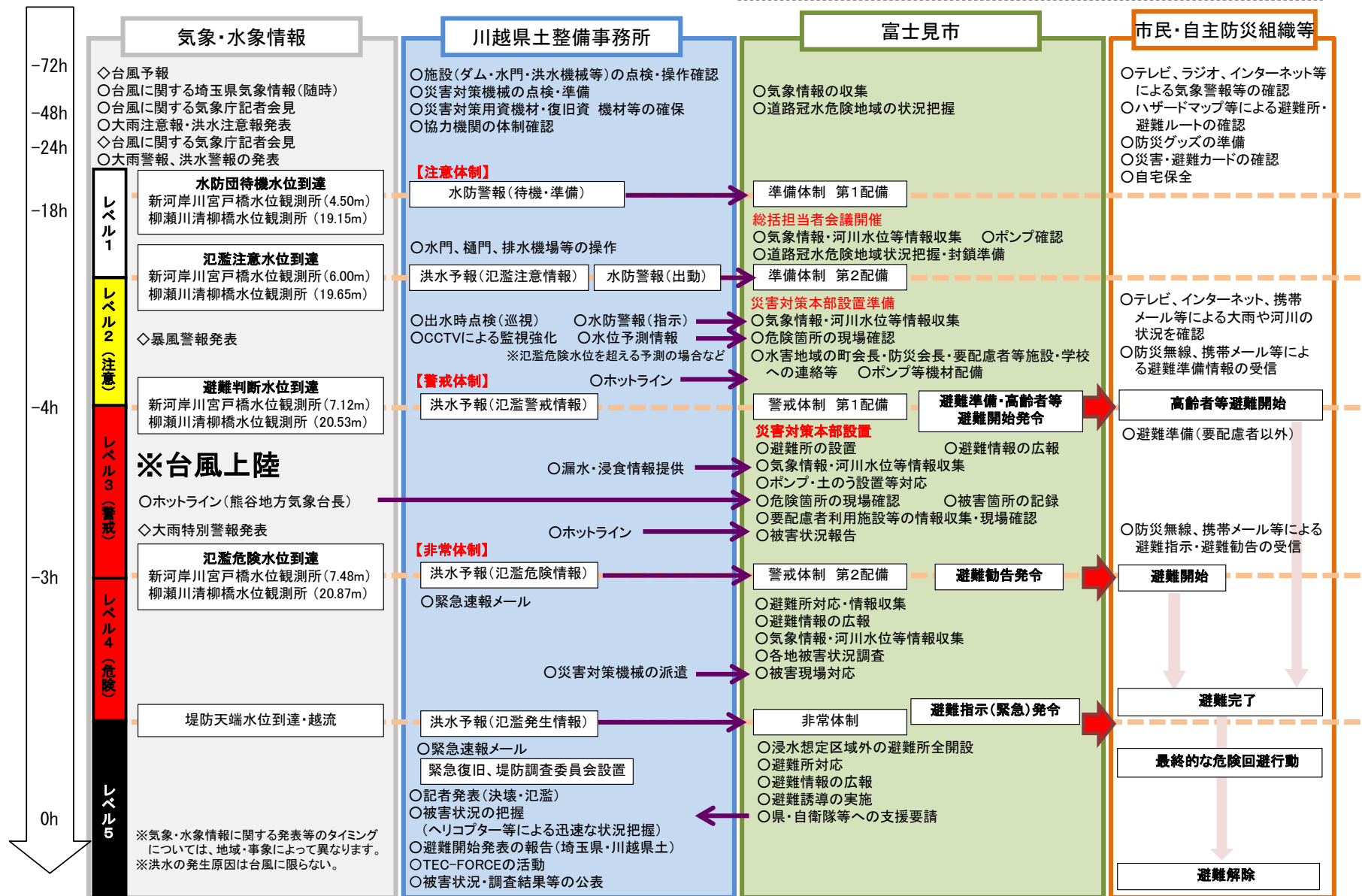
富士見市洪水対応タイムライン（荒川、入間川）

※1 洪水予報は気象庁予報部と関東地方整備局の共同発表となります。
 ※2 ホットラインによる助言の要請はタイムラインに示されたタイミングではありません。



富士見市洪水対応タイムライン（新河岸川、柳瀬川）

※1 洪水予報は気象庁予報部と関東地方整備局の共同発表となります。
 ※2 ホットラインによる助言の要請はタイムラインに示されたタイミングではありません。



資料77 重要警戒地点

1 河川

河 川	観測箇所	監視方法
荒 川	治水橋	水位（川の防災情報）
入間川	菅間	水位（川の防災情報）
新河岸川	宮戸橋	水位（川の防災情報）
	南畑橋	監視カメラ、水位（川の防災情報）
	砂川堀との合流地点	目視
柳瀬川	清柳橋	水位（川の防災情報）
	富士見橋	監視カメラ、水位（川の防災情報）
	高橋	目視
黒目川	浜崎	水位（川の防災情報）
砂川堀	花影橋	監視カメラ
その他	富士見市役所	雨量（川の防災情報）
	所沢西高校	雨量（川の防災情報）
	所沢	雨量（川の防災情報）
	所沢・气象台	雨量（川の防災情報）
	川越県土	雨量（川の防災情報）
	菅間	雨量（川の防災情報）
	高倉（道路）	雨量（川の防災情報）
	仏子（入間市）	雨量（川の防災情報）
	大森調整池	雨量（川の防災情報）

2 水防警報発令基準

河川水位	荒川 治水橋 水位観測所	入間川 菅間 水位観測所	新河岸川 宮戸橋 水位観測所	柳瀬川 清柳橋 水位観測所
氾濫危険水位 （水防警報／避難指示）	13.30m	12.00m	7.48m	20.87m
避難判断水位 （洪水警報／避難勧告）	12.80m	11.50m	7.12m	20.53m
氾濫危険水位 （洪水注意報／避難準備・ 高齢者等避難開始）	7.50m	8.00m	6.00m	19.65m
水防団待機水位	7.00m	7.00m	4.50m	19.15m



資料78 地域防災計画関連マニュアル等一覧

No	名 称
1	富士見市地域防災ガイドライン
2	富士見市避難所運営マニュアル
3	富士見市防災ガイドブック
4	富士見市洪水対応時系列マニュアル
5	富士見市職員災害対応マニュアル
6	富士見市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
7	避難所カルテ

資料79 富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第622号

富士見市自主防災組織結成・活動支援事業補助金交付要綱(平成7年告示第52号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災活動の重要性に鑑み、自主防災組織の育成及び強化を図るため、当該組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和55年規則第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、市民と富士見市町会長及び副町会長設置規則(昭和47年規則第3号)第3条の規定により委嘱された町会長とが連携して自主的な地域防災活動を行うため、当該町会長の担当地域内に組織された団体で、その代表者から富士見市自主防災組織設置届(様式第1号)により市長に届け出たものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自主防災組織の結成に関する事業
- (2) 自主防災組織の活動に関する事業
- (3) 自主防災組織の資機材整備等に関する事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の上限額及び補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の限度基準額は、別表第2の左欄に掲げる構成世帯数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第4号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織編成表
- (3) 防災訓練計画書
- (4) 役員名簿
- (5) 自主防災組織の構成世帯数及び構成人数が確認できる書類
- (6) 補助対象事業に要する経費の内訳が分かる見積書等の書類

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 自主防災組織の代表者は、規則第11条の規定により市長の要求があったときは、当該要求に係る事項を、市長が指定する日までに書面で報告しなければならない。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後(当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後)30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第8号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 補助対象事業を実施した成果が分かる写真等の書類

(3) 案内図、配置図及び立面図(防災倉庫の設置に限る。)

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 自主防災組織の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日(当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、自主防災組織が解散した場合にあつては解散した日)の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業の区分	補助金の上限額	補助対象経費
自主防災組織の結成に関する事業	補助対象経費の10分の10以内の額（別表第2に定める補助金の限度基準額の2倍の額を限度とする。）	(1) 報償費（講師謝礼等） (2) 需用費（備蓄食料、消耗品、飲食料、資料印刷等） (3) 役務費（はがき、切手、電話等） (4) 使用料及び賃借料（バス等借上料、会場使用料等） (5) 資機材整備費（初期消火、救助、救護、訓練、避難誘導等に必要な次に掲げる資機材） ア 消火用具類（三角バケツ、消火器、ホース等） イ 運搬用具類（リヤカー、一輪車等） ウ 照明用具類（カンテラ、懐中電灯、発電機、投光器等） エ 救出救助用具類（ロープ、スコップ、担架、折たたみ式ハシゴ等） オ 炊飯用具類（かま、なべ、はんごう、食器等） カ 安全用具類（ヘルメット、防災ずきん等） キ 情報用具類（メガホン、ラジオ、トランシーバー等） ク その他（毛布、防水シート、誘導旗、テント、土のう袋、作業服、帽子、カップ、救急箱、腕章等）
自主防災組織の活動に関する事業	補助対象経費の3分の2以内の額（別表第2に定める補助金の限度基準額を限度とする。）	
自主防災組織の資機材整備等に関する事業	10万円	資機材の整備に要する費用（1品につき5万円以上のものに限る。）
	20万円	防災倉庫の設置に要する建設費用

備考 補助対象事業のうち自主防災組織の資機材整備等に関する事業における補助金の交付を受けた場合には、当該補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過しなければ、新たに当該事業における補助金の交付を受けることはできない。

別表第2（第4条関係）

自主防災組織の構成世帯数	補助金の限度基準額
100世帯未満	20,000円
100世帯以上～200世帯未満	25,000円
200世帯以上～300世帯未満	30,000円
300世帯以上～500世帯未満	40,000円
500世帯以上～1,000世帯未満	50,000円
1,000世帯以上	70,000円

富士見市自主防災組織設置届

年 月 日

(宛先)富士見市長

届出者
自主防災組織名
所在地
代表者
連絡先

下記のとおり自主防災組織として届け出ます。

記

自主防災組織の名称		
自主防災組織の構成	世 帯 数	世帯
	人 数	人
添付書類	(1) 自主防災組織規約 (2) 自主防災組織編成表 (3) 役員名簿 (4) 自主防災組織設置同意書（別紙）	

備考 世帯数及び人数は、届出時点で把握している数を記入してください。

別紙

自主防災組織設置同意書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

自主防災組織名

代表者

私は、地域防災活動の推進及び防災意識の高揚を目的として活動していくための当該自主防災組織を設置することに署名をもって同意します。

町 会 名

町会長名

様式第2号（第5条関係）

（表）

富士見市自主防災組織育成補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

自主防災組織名

所在地

代表者

連絡先

富士見市自主防災組織育成補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

（交付申請額の内訳）

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 自主防災組織の結成に関する事業 | _____ 円 |
| (2) 自主防災組織の活動に関する事業 | _____ 円 |
| (3) 自主防災組織の資機材整備等に関する事業 | |
| ア 資機材の整備に要する費用 | _____ 円 |
| イ 防災倉庫の設置に要する建設費用 | _____ 円 |

（裏面にも記載欄等があるのでご注意ください）

(裏)

2 申請日現在の自主防災組織の構成

(1) 世帯数 _____ 世帯

(2) 人 数 _____ 人

3 添付書類

(1) 事業計画書（様式第3号）

(2) 収支予算書（様式第4号）

(3) 自主防災組織規約（既提出の規約に内容変更がないときは、不要）

(4) 自主防災組織編成表

(5) 防災訓練計画書

(6) 役員名簿

(7) 自主防災組織の構成世帯数及び構成人数が確認できる書類

(8) 補助対象事業に要する経費の内訳が分かる見積書等の書類

※ 上記(3)及び(4)については、自主防災組織設置届に貼付した書類と変更がない場合は、改めて添付する必要はありません。

事業計画書

1 事業目的及び申請理由

事業目的	
申請理由	

2 自主防災組織の結成に関する事業・自主防災組織の活動に関する事業の概要

期 間	内 容	場 所	備 考

3 自主防災組織の資機材整備等に関する事業の概要

期 間	内 容	場 所	備 考

4 事業効果

様式第4号（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予算額（円）	摘 要
合 計		

2 支出の部

(1) 自主防災組織の結成に関する事業及び自主防災組織の活動に関する事業

科 目	予算額（円）		摘 要
		うち補助対象額	
合 計			

(2) 自主防災組織の資機材整備等に関する事業

科 目	予算額（円）		摘 要
		うち補助対象額	
合 計			

様式第5号（第6条関係）

富士見市自主防災組織育成補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市自主防災組織育成補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
- (2) 交付方法 概算払（口座振込）
- (3) 交付条件

- ア この補助金は、富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱に定める目的以外に使用しないでください。
- イ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けてください。
- ウ 補助対象事業により取得した防災資機材等は、補助対象事業の完了後においても補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって効率的に管理してください。
- エ 年1回以上の防災訓練を実施してください。

2 却 下
(理由)

様式第6号（第8条関係）

富士見市自主防災組織育成補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富士見市長

報告者

自主防災組織名

所在地

代表者

連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 領収証の写しその他支払を証する書類
- (4) 補助対象事業を実施した成果が分かる写真等の書類
- (5) 案内図、配置図及び立面図（防災倉庫の設置に限る。）

事業報告書

1 自主防災組織の結成に関する事業・自主防災組織の活動に関する事業の概要

事業内容	期 間	場 所	参加人員	備 考

2 自主防災組織の資機材整備等に関する事業の概要

資機材名	数量	金額	保管場所	備 考
防災倉庫型式	数量	金額	設置場所	備 考

3 事業効果

様式第8号（第8条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	予算額（円）	決算額（円）	摘 要
合 計			

2 支出の部

(1) 自主防災組織の結成に関する事業及び自主防災組織の活動に関する事業

科 目	予算額（円）		決算額（円）		摘 要
		うち補助 対象額		うち補助 対象額	
合 計					

(2) 自主防災組織の資機材整備等に関する事業

科 目	予算額（円）		決算額（円）		摘 要
		うち補助 対象額		うち補助 対象額	
合 計					

様式第9号（台9条関係）

富士見市自主防災組織育成補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで実績報告のありました富士見市自主防災組織育成補助金
については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金の交付手続等に関する規則第14条
の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返 還 額 | 円 |

富士見市自主防災組織育成補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

請求者

自主防災組織名

所在地

代表者

連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた富士見市自主防災組織育成補助金について補助金の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 支店
預 金 種 類	普通預金 ・ 当座預金
口 座 番 号	
ふ り が な	
口 座 名 義	

備考 通帳の写しを添付してください。

資料80 富士見市防災会議条例

昭和39年 7 月 1 日

条 例 第 1 7 号

改正 昭和47年 3月18日条例第11号
昭和55年 3月31日条例第 3号
平成12年 3月10日条例第 2号
平成15年12月19日条例第23号
平成19年 3月27日条例第 3号
平成24年12月25日条例第24号
平成30年 3月26日条例第2号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富士見市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士見市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平24条例24・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 入間東部地区事務組合の消防長
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(平19条例3・平24条例24・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び防災に関する措置に関し知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平19条例3・一部改正)

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平24条例24・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月18日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月10日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料81 富士見市防災会議委員名簿

委 員	機 関 名	職 名
会 長	富士見市役所	市 長
第一号	厚生労働省埼玉労働局川越労働基準監督署 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	署 長 所 長
第二号	埼玉県南西部地域振興センター 埼玉県川越農林振興センター 埼玉県川越県土整備事務所 埼玉県朝霞保健所	所 長 所 長 所 長 所 長
第三号	東入間警察署	署 長
第四号	富士見市	副 市 長 危 機 管 理 監 総 務 部 長 政 策 財 務 部 長 協 働 推 進 部 長 市 民 部 長 子 ど も 未 来 部 長 健 康 福 祉 部 長 経 済 環 境 部 長 都 市 整 備 部 長 建 設 部 長 教 育 部 長
第五号	富士見市教育委員会	教 育 長
第六号	入間東部地区事務組合	消 防 長
第七号	富士見市消防団	団 長
第八号	日本郵便株式会社 三芳郵便局 東京電力パワーグリッド（株）志木支社 東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉西支店 東武鉄道（株）東武川越駅管区ふじみ野駅 大東ガス（株） 富士見医師会	局 長 支 社 長 支 店 長 駅 長 代 表 取 締 役 社 長 会 長
第九号	富士見市町会長連合会 富士見市男女共同参画社会確立協議会	会 長 会 長

資料82 富士見市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項

(昭和58年6月30日富士見市防災会議議決)

富士見市防災会議条例第2条に規定する防災会議の所掌事務のうち、次の事項については、会長において専決処理することができる。

- 1 富士見市地域防災計画のうち、資料の修正に関すること。
- 2 富士見市災害対策本部組織の変更に関すること。
- 3 富士見市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 4 富士見市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 その他緊急措置を要する事項。

ただし、この規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

資料83 富士見市災害対策本部条例

昭和39年7月1日
条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、富士見市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料84 富士見市防災行政用無線局管理運用規程

平成2年3月26日
訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士見市地域防災計画に基づく災害対策に係わる事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する富士見市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備及びアンサーバック機能を有する固定局をいう。
- (4) アンサーバック機能 固定系親局の通報を受信する機能に合わせて自局の動作確認などに係る信号を送信する機能をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局を通信の相手として、本庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (7) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。ただし、移動系については、通信管理者の指定するところとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、危機管理監の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受けその無線系の管理・運用の業務を行うとともに通信取扱責任者・管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係わる業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 次の所には、管理者を置く。

(1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う課

(2) 本庁以外であって固定系遠隔制御装置を配備した消防本部又は陸上移動局を配備した出先機関等の課

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局では、施設等の管理・監督の業務を所掌する。

3 管理者は、第1項第1号に規定する課にあつては主管主査を、同項第2号に規定する課にあつては当該機関の長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号の(1)又は様式第2号の(2))に記載するものとする。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(様式第3号)を毎年1月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第4号)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、総務省令(無線局運用規則)に定めるもののほか、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、毎月点検及び年点検を行う。

2 前項の点検については、次の各号に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 固定系親局 様式第5号の(1)
- (2) 固定系子局 様式第5号の(2)
- (3) 移動系基地局 様式第5号の(3)
- (4) 陸上移動局 様式第5号の(4)

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 毎月点検は、管理責任者
- (2) 年点検は、総括管理者

4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練を毎年1回以上行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(勤務時間外等の運用体制)

第16条 休日、夜間等勤務時間外に緊急を要する事態が発生したとき又は発生が予想されるときは、総括管理者の指示により、消防本部に配備した固定系遠隔制御装置を使用し、消防本部の通信取扱責任者が無線局の運用にあたる。

2 消防本部の通信取扱責任者は、前項の運用にあたったときは、その旨を管理責任者に報告するものとする。

3 消防本部に配備した固定系遠隔制御装置については、別に定める協定書により運用する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理運用の方法等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成2年3月29日から施行する。

附 則(平成13年3月12日訓令第2号)

この訓令は、平成13年3月12日から施行し、改正後の第2条第8号及び第12条の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成19年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第1号)

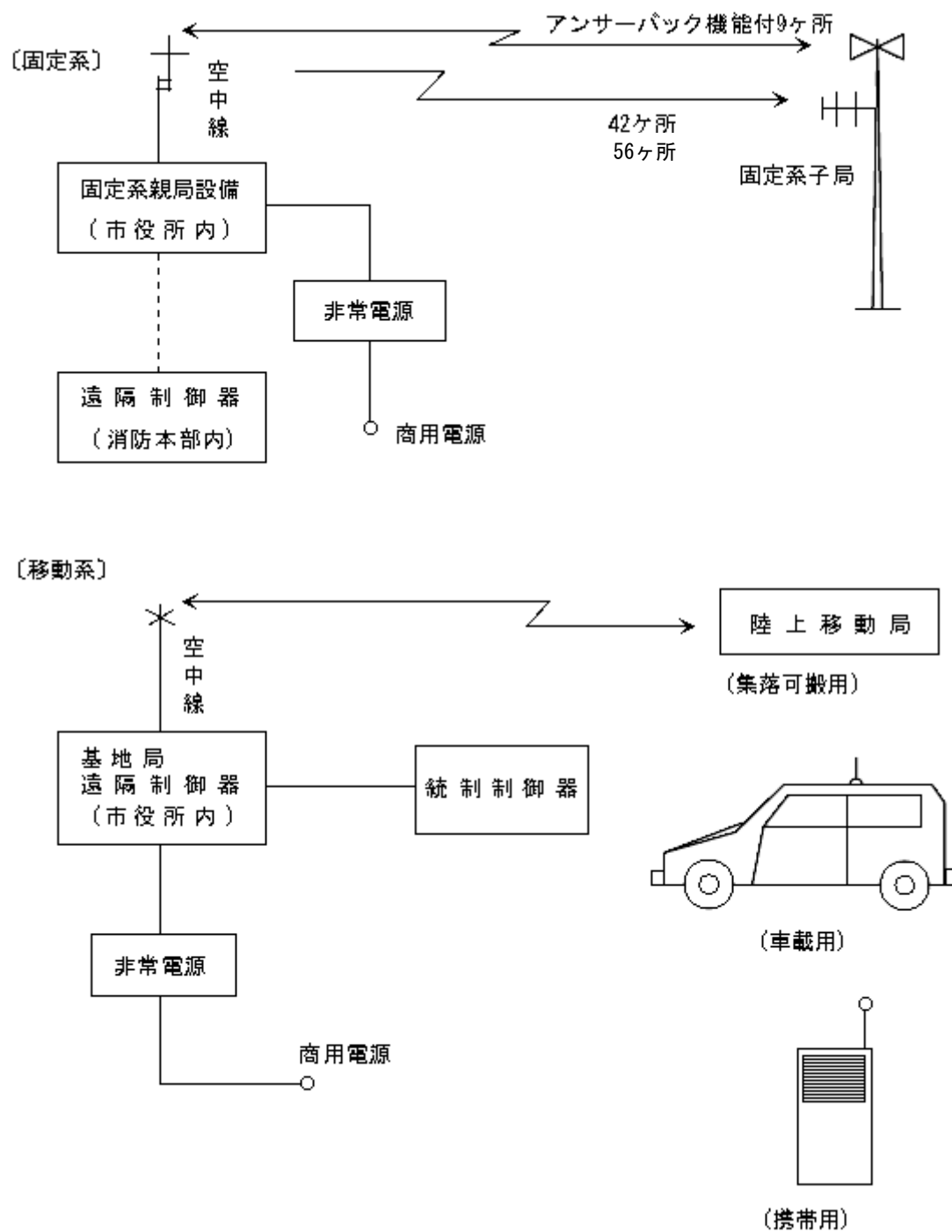
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日訓令第9号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

無線局の回線構成及び配置



様式第1号（第8条関係）

無線局の種別	
--------	--

無線従事者名簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	資格・免許証番号	選 任 年 月 日	備 考

様式第2号の(1)（第9条関係）

無線局業務日誌
(固定系)

査 閲	管 理 責 任 者	管 理 者	通 信 取 扱 責 任 者

年 月 日		無線従事者	資 格		氏 名	
種 類	区 別	区 域		開始・終了時刻	特 記 事 項 (注 1)	
災害・行政・定時	一斉・地域・個別			～		
災害・行政・定時	一斉・地域・個別			～		
災害・行政・定時	一斉・地域・個別			～		
災害・行政・定時	一斉・地域・個別			～		
災害・行政・定時	一斉・地域・個別			～		
災害・行政・定時	一斉・地域・個別			～		
				一日の延べ通信回数	回	
そ の 他 (注 2)						
注1	(1) 空電・混信・受信感度の減退等の通信状態					
	(2) 通信事項・その他参考となる事項					
注2	(1) 機器の故障の事実・原因及びこれに対する措置の内容					
	(2) 電波の規制についての指示を受けたときはその事実及び措置の内容					
	(3) 法第74条第1項に規定する通信の実施状況					
	(4) 発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときはその措置の内容					
	(5) 法第80条第2号の場合はその事実					
	(6) その他参考となる事項					

様式第2号の(2) (第9条関係)

無線局業務日誌
(基地局)

査 閲	管理責任者	管 理 者	通 信 取 扱 責 任 者

運用部課名		従 事 者 の 資 格		従 事 者 の 氏 名		自 時 分・至 時 分
日 付	年 月 日					自 時 分・至 時 分
相 手 局 の 呼 出 名 称		通 信 の 内 容		通 信 回 数	動 作 の 状 況	非常通信の実施状況・混信・空電 そ の 他 の 参 考 事 項
						延べ通信回数 回

様式第3号（第11条関係）

無線業務日誌抄録

年 月 日
関東電気通信監理局長 様

免許人住所
氏 名

無線局名 呼出名称又は 呼出符号を記載	ぼうさいふじみ	期 間	年 月から 年 月まで
無線従事者の資格	員 数	今期中の無線従事者の異動状況	
特殊無線技士無線電話乙	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
(注)簡易無線局及び個人が開設するアマチュア局の場合は記載を要しない。			
機器の故障の事実 及びこれに対する 措 置 の 概 要			
空電・混信・受信 感度の減退等不良 の通信状態の概要			

毎月の延べ通信 時間又は回数 多重無線設備の固定局・無線 標識局・アマチュア局及び 簡易無線局の場合は記載を 要しない。		通 信 時 間	通信回数
	1月	時間 分	回
	2月	時間 分	回
	3月	時間 分	回
	4月	時間 分	回
	5月	時間 分	回
	6月	時間 分	回
	7月	時間 分	回
	8月	時間 分	回
	9月	時間 分	回
	10月	時間 分	回
	11月	時間 分	回
	12月	時間 分	回
実験の方法、経過及び結果 の概要 (実験局に限る。) 実用化の試験の方法、経過 及び結果の概要 (実用化試験局に限る。)			
その他参考となる事項			

様式第4号（第11条関係）

無線従事者選(解)任届

年 月 日

様

住所
届出者 (電話番号)
氏名

印

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線局の種別

年 月 日現在

氏 名	資格・免許証番号	選 任 年 月 日	備 考

様式第5号の(1) (第13条関係)

年点検

1 無線局の概要

(1)無線局の種目		(2)呼出名称	
(3)無線局の目的		(4)免許番号	
(5)設(常)置場所	送(受)信所 通 信 所		
(6)指 定 周 波 数	MHz	(7)指定空中線電力	W

2 点検項目

(1)無線局管理規定	有 無	(2)点検立会者 印			
(3)無 線 従 事 者	資 格		(4)時 計	備付	有無
	員 数	名		照合	有無
(5)備 付 書 類	免 許 状	有 無	業務日誌	有 無	
	無線局検査簿	有 無	選任届写	有 無	
	申請書等写	有 無			
	日誌抄録写				
	電波法令集				
(6)前回検査の指示又は勧告				有 無	
(7)前回検査の指示又は勧告に対する措置				済 未	

査 閲		総括管理者	管理責任者	管 理 者	通 信 取 扱 責 任 者

(8)無線設備 (現 用 ・ 予 備)																		
送 受 信 機		製 造 者 名			形 式													
		製 造 番 号			検 定 番 号													
測 定 値	調 整	周 波 数 偏 差					電 力											
							進 行			反 射								
	前						W			W								
	後						W			W								
ス プ リ ア ス 発 射 強 度																		
周 波 数	F	n-1	n-2	n+1	n+2	F $\frac{3}{4}$	F $\frac{2}{3}$	F $\frac{1}{2}$	F $\frac{1}{3}$	F $\frac{3}{4}$	F $\frac{3}{2}$	2F	3F					
	dB																	
	比																	
受信感度の問題点				良 否 ()														
混信等の問題点																		
測 定 年 月 日				年 月 日			測 定 機 器	会 社 名		印 (.)								
周 波 数								測定者名										
電 力																		
ス プ リ ア ス								(資格)										

様式第5号の(2) (第13条関係)

防 災 行 政 用 無 線 施 設 点 検 表 (固 定 系 子 局)										査 閲		総括管理者		管理責任者		管 理 者		通 信 取 扱 責 任 者					
年点検																							
点検日		年 月 日 ()			天 気				点 検 者 業 者						点 検 者		印		点 検 者 立 会 者		印		
点検項目 受信所名		受 信 機		ア ン プ		非常電源		電源電圧		空 中 線		トランペット スピーカー		選択信号		S/N(dB)		外 観		ア ン サ ー パ ッ ク 機 能		備 考	
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			
		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否		良 否			

様式第5号の(3) (第13条関係)

防 災 行 政 用 無 線 施 設 点 検 表
(移 動 系 基 地 局)

年 点 検
1 無線局の概要

(1)無線局の種目		(2)呼 出 名 称	ぼうさいふじみ
(3)無線局の目的		(4)免 許 番 号	
(5)設(常)置場所	送(受)信所 通 信 所		
(6)指 定 周 波 数	MHz	(7)指定空中線電力	W

2 点 検 項 目

(1)無線局管理規程	有	無	(2)点検立会者	印		
(3)移動局の概要	車 載 用		局	携 帯 用	局	
	集 落 可 搬 用		局			
(4)無 線 従 事 者	資 格		(5)時 計	備付	有 無	
	員 数			照合	有 無	
(6)備 付 書 類	免 許 状	有	無	証 票	有 無	
	無線局検査簿	有	無	業務日誌	有 無	
	申請書等写	有	無	選任届写	有 無	
	日誌抄録写	有	無	放送原稿	有 無	
	電波法令集	有	無			
(7)前回検査の指示又は勧告				有 無		
(8)前回検査の指示又は勧告に対する措置				済 未		

査 閲	総括管理者	管理責任者	管 理 者	通 信 取 扱責任者

(9)無線設備															(現用・予備)														
送受信機				製造者名								型式																	
				製造番号								検定番号																	
測定値	調整	周波数偏差								電力																			
										進行				反射															
		前									W				W														
	後									W				W															
測定値	スプリアス発射強度																												
	周波数	F	n-1	n-2	n+1	m+2	$\frac{4}{3}F$	$\frac{1}{3}F$	$\frac{1}{2}F$	$\frac{2}{3}F$	$\frac{3}{4}F$	$\frac{3}{2}F$	2F	3F															
	dB																												
	比																												
受信機感度				良否()																									
混信等の問題点																													
測定年月日				年 月 日				測定者	会社名																				
測定機器	周波数								測定者名				印																
	電力								(資格)				()																
	スプリアス																												

様式第5号の(4) (第13条関係)

防 災 行 政 用 無 線 施 設 点 検 表
(陸 上 移 動 局)

年点検															査 閲	総 管 理 者	管 理 者	管 理 者	通 信 取 扱 者
点検日	年 月 日 ()		天気	点検業者		点検者		印		点検立会者		印							
呼出名称	指定空中線 電力 (W)	形 式	製 造 番 号	送 信 電 力 (W)		電 力 (V)		受 信 感 度 (dB)		周 波 数 偏 差(Hz)		周 波 数 偏 移 (KHz)		備 考					
呼出名称			スプリアス		F	n-1	n-2	n+1	n+2	$\frac{1}{3} F$	$\frac{1}{2} F$	$\frac{2}{3} F$	$\frac{5}{4} F$	$\frac{4}{3} F$	$\frac{3}{2} F$	$\frac{5}{3} F$	2F	3F	
						dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB	dB

資料85 富士見市防災行政用移動系無線局運用細則

平成3年3月26日

告示第23号

(目的)

第1条 この細則は、富士見市防災行政用移動系（基地局・陸上移動局）無線局（以下「移動系無線局」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常時通信及び災害時通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・台風等の非常災害に関するもの
- (2) 一般行政に関するもの

(通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 不必要な無線通信を行ってはならない。
- (2) 通信に使用する用語は、電波法運用規則第14条別表第4号に定める略語を使用するものとし、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、ただちに訂正するものとする。
- (5) 相手局を呼び出す時は、通信が行われていないことを確かめた上で通信するものとする。

(通信時間)

第5条 移動系無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(混信等の防止)

第7条 移動系無線局は、相手局を呼び出そうとする時は、まず受信機で聴取し、他の局が通信中でないことを確かめなければならない。

(通信の方法)

第8条 基地局及び陸上移動局の通信の方法は、次によるものとする。なお、移動局は、開局又は閉局しようとする時は、その旨基地局に通知しなければならない。

2 呼出しは、次によるものとする。

- (1) 通信の相手方である無線局を呼び出す場合は、次の事項を順次送信して行う。
ただし、確実に連絡の設定ができると認められるときは、「こちら、および自局の呼出名称」の送信を省略することができる。

ア 相手局の呼出名称 3回以下

イ こちら 1回

ウ 自局の呼出名称 3回以下

(2) 2以上の特定の無線局を一括して呼び出す場合は、次の事項を順次送信する。

ア 相手局の呼出名称 2回以下

イ こちら 1回

ウ 自局の呼出名称 3回以下

エ どうぞ 1回

なお、相手局の呼出名称は、「各局」に地域名を付したものをもって代えることができる。

(3) 通信の相手方である無線局を一括して呼出場合は、次の事項を順次送信する。

ア 各局 3回

イ こちら 1回

ウ 自局の呼出名称 3回以下

エ どうぞ 1回

3 応答は、次によるものとする。

(1) 自局に対する呼出しを受信したときは、ただちに応答しなければならない。

(2) 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信する。

ア 相手局の呼出名称 3回以下

イ こちら 1回

ウ 自局の呼出名称 1回

エ どうぞ 1回

ただし、確実に連絡の設定ができると認められるときは、「相手局の呼出名称」の送信を省略することができる。

(3) 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、呼出し名称の番号順によるものとする。

(不確実な呼出しに対する応答)

第9条 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが回復され、かつ、自局に対する呼出しであることを確実に判明するまで応答してはならない。

2 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに、「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、ただちに応答しなければならない。

(通報の送信)

第10条 呼出しに対し応答を受けたときは、ただちに次の事項を送信して行うものとする。

(1) 通報

(2) どうぞ 1回

(通報の受信)

第11条 通報を確実に受信したときは、次の事項を送信しなければならない。

(1) 通報の通数(必要な場合に限る) 1回

(2) 了解 1回

附 則

この告示は、平成3年3月26日から施行する。

資料86 富士見市防災行政用固定系無線局運用細則

平成2年3月28日

告示第24-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、富士見市防災行政用無線局管理運用規程（平成2年訓令第2号）第12条の規定に基づき、富士見市防災行政用固定系無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類)

第2条 放送の種類は、災害放送、行政放送及び定時放送とする。

(放送事項)

第3条 災害放送は、災害時及び災害の発生が予想されるときに行うものとし、その放送事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常事態に関すること。
- (2) 火災に関すること。
- (3) その他、緊急に知らせる必要がある災害情報

2 行政放送は、行政の普及と周知のために行うものとし、その放送事項は次に掲げるものとする。

- (1) 市の一般行政事務に関すること。
- (2) その他、緊急に市民に知らせる必要があるもの。

3 定時放送は、機器の作動状況を確認することを主な目的とし、夕やけ放送等により次に掲げる時に放送するものとする。

4 放送は、災害放送を除き3分以内に行うよう努めなければならない。

(放送の申込み)

第4条 放送の申込手続きは、次のとおりとする。

(1) 災害・行政放送

ア 各課(所)長等は、防災行政用無線放送依頼書(様式第1号)を管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

イ 管理責任者は、放送依頼書の提出を受けたときはその内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送させることができる。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(2) 災害対策本部設置後の放送は、総括管理者の指示に従うものとする。

(放送を行う部署)

第5条 放送を行う部署は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間中は、危機管理課で放送する。
- (2) 勤務時間外及び日曜日その他の休日

ア 緊急に放送する必要がある場合は、消防本部で放送する。

イ 放送した場合は、放送報告書(様式第2号)を統括管理者に提出するものとする。

(放送の方法)

第6条 放送の開始及び終了に際しては、自局の呼称である「ぼうさいふじみ」を放送しなければならない。

2 試験電波の発射を行うときは、他局に混信を与えないことを確かめた後に電波を発射しなければならない。また、電波を発射したときは、直ちに「試験電波発射中、こちらは、ぼうさいふじみ」を放送しなければならない。

(放送の制限)

第7条 統括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録)

第8条 通信取扱責任者は、放送を行ったときは無線業務日誌(富士見市防災行政用無線局管理運用規程様式第2号の1)に、必要事項を記載しなければならない。

附 則

この告示は、平成2年3月29日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第73号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月13日告示第44号)

この告示は、平成13年3月20日から施行する。

附 則(平成15年3月10日告示第35号)

この告示は、平成15年3月20日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第79号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第100号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第106号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第152号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

防災行政無線放送依頼書

放送の種類		災害・行政		年 月 日				
依頼課	課長	副課長	主査	担当	依頼の方法			
					文書・口頭・電話			
件名								
希望する放送日時		年 月 日 午前・午後 時 分						
希望する放送地域		市内全域 地区別（地区名 ）						
放送文（簡潔に記載してください。）こちらは、ぼうさいふじみです								
備考	1 放送依頼は、緊急の場合を除き前日の正午までに庶務課長に提出してください。 2 緊急放送と重なった場合は、緊急放送が優先します。							
処理	受理日時	放送日時	放送者	主管課	課長	副課長	主査	担当
	月 日 時 分	月 日 時 分						
備考								

様式第2号 (第5条関係)

放送報告書

(あて先) 総括管理者

入間東部地区事務組合消防長

次のとおり、防災無線によって放送したので報告します。

- | | | | | | | | | | |
|---|-----|--------|---|---|----|---|---|----|-----|
| 1 | 件名 | | | | | | | | |
| 2 | 日時 | 年 | 月 | 日 | 開始 | 時 | 分 | | |
| | | | | | | | | 終了 | 時 分 |
| 3 | 依頼者 | | | | | | | | |
| 4 | 放送文 | 別紙のとおり | | | | | | | |

資料87 富士見市防災協力農地登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、災害時における市民等の安全確保及び円滑な復旧活動を図る用地を確保するため、避難空間及び災害復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、農地の防災空間としての役割について市民の理解を深めるとともに農地の保全と都市農業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)災害 富士見市災害対策本部が設置された災害をいう。

(2)農地 農地法（昭和27年7月15日法律229号）第2条第1項に規定する農地をいう。

(3)防災協力農地 災害時に避難空間及び災害復旧用資材置場等として使用する農地をいう。

(4)避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が避難する場所をいう。

(5)災害復旧用資材置場等 農地の原状回復に支障とならない仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等の仮置き等をする場所をいう。

(登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、別に定める基準を全て満たす場合に限るものとする。

(申出及び登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、防災協力農地登録申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 小作権等が設定されている農地の所有者は、前項に規程する申出について、当該権利者の同意を得るものとする。

3 市長は、申出のあった農地が防災協力農地として適当であると認めたときは、当該農地を防災協力農地登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

(登録証等の交付)

第5条 市長は、前条第3項の規定により防災協力農地として登録したときは、当該申出をした所有者に防災協力農地登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、防災協力農地の登録を取消しようとするときは、防災協力農地登録取消届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 防災協力農地が、別に定める基準に該当しなくなった場合は、市長は当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。この場合において市長は、当該登録者にその旨を通知する。

(登録の期間及び更新)

第7条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとする。ただし、期間満了時までに、登録者から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに

3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

- 2 前項ただし書きに規定する登録の更新に際しては、その都度、当該登録者に登録証を交付する。

(災害時の使用)

第8条 市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を災害復旧用資材置場等として使用するときは、登録者にその使用について承諾を得るものとする。ただし、防災協力農地を避難空間として使用するときは、防災協力農地の登録者の承諾を得ることなく、市民の利用に供することができるものとする。

- 2 前項の使用の要請は、文書で通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭等により要請する。

(使用期間)

第9条 防災協力農地として使用する期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、当該登録者の同意を得て、これを延長することがある。

(補償及び土地使用料等)

第10条 防災協力農地を使用した場合には、市長は、当該登録者に対して、支給する補償及び土地使用料等は別に定める基準によるものとする。

(原状復旧)

第11条 防災協力農地の使用が終了したときは、市長は、速やかに防災協力農地を使用前の農地の状態に復旧し、土地所有者に返却しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成24年5月1日から施行する。

資料88 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合その対応として必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 協力体制とは、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の構成団体で（以下「会員」という。）相互間において、前条の目的を達成するための応援協力を行うことをいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は会員が行う一般廃棄物処理業務とする。

(会員の責務)

第4条 会員は協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- (1) 協力の要請を受けた場合は、相互援助の精神をもって積極的に協力に応じるように努めなければならない。
- (2) 協力体制を円滑に実施するため、必要に応じて各会員ごとの規約等の見直し、及び地元住民の理解を得るように努めなければならない。

(協定の締結)

第5条 会員はあらかじめ協定書（様式1号）を締結するものとする。

- 2 協定書は、埼清研会長（以下「会長」という。）と会員の間で締結する。
- 3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したとみなす。

(費用負担)

第6条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定するものとする。

(計画書の提出)

第7条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書（様式3号）等を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第8条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

- 2 会員は、必要がある場合には、前項の規定に係わらず会長に直接委託可能な会員の斡旋を要

請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(契約の締結)

第9条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書（様式2号）により会長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年5月8日から施行する。

(様式1号)

災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会会員が災害により一般廃棄物処理が困難となった場合に相互に救護協力を行うことを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、つぎの責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けた場合は、相互援助の精神をもって積極的に強力に応ずるように努めなければならない。

(費用負担)

第3条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第4条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレの備蓄数報告書(様式3号)等を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定に係わらず会長に直接委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(契約の締結)

第6条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 会員は、処理を委託したときは事業完了後のなるべく早急に、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書(様式2号)により会長に提出するものとする。

(期 間)

第8条 この協定の有効期間は、平成9年6月2日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに異議の申し出のないときは、これをさらに延長するものとする。

(質疑が生じた場合)

第9条 この協定に関し質疑が生じた場合は、協議会役員会で協議のうえ決定するものとする。

(協議の締結)

第10条 この協定は、協議会会長と対象団体の長の間で締結する。なお、協定を締結したことにより、対象団体相互が協定を締結したものとみなす。本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年6月2日

所在地	埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号
名 称	埼玉県清掃行政研究協議会
代表者	会長 相川宗一

所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
名 称	富士見市
代表者	富士見市長 萩原 定次郎

(様式2号)

一般廃棄物処理委託実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要項第10条の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
 - (1) 処理施設等
 - (2) 人的派遣等
 - (3) 機材等
 - (4) その他
- 3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
 - 担当部課所
 - 担 当 者
 - 電話番号

資料89 富士見市の災害協定一覧

	協定等名称（締結年月日）	協定先（現時点）	主な内容（求めるもの等）
1	災害時における相互援助に関する基本協定（H8.5.23） （H20.3.14更新）	ふじみ野市 三芳町	①食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供 ②救援活動を行うための職員の派遣 ③被災者を一時収容するための施設の提供 ④その他救援活動に必要な物資及び労務等の提供
2	災害時の情報連絡活動協力に関する協定（タクシー会社）（H8.8.5）	ふじみ野市 三芳町 東上ハイヤー(株) ダイヤモンド交通(有) 三和富士交通(株) (有)みずほ昭和 鶴瀬交通(株) 川越乗用自動車(株)	①災害情報の収集・伝達に協力 ②被災傷病者の搬送等人命救助活動
3	災害時における避難場所相互利用に関する協定（H9.1.17）	さいたま市	①避難場所の利用 ②避難者への同等の救護活動等
4	災害時相互協力に関する協定（H9.1.17）	志木市	①避難所の利用及び生活支援 ②応急対策に必要な資機材及び車両の提供 ③食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供 ④被災者の応急救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
5	災害時における協力に関する覚書（R7.3.10）	日本郵便株式会社	①緊急車両等としての車両の提供 ②収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報共有 ③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ⑤日本郵便株式会社が郵便物の配達時の業務中に発見した道路等の損傷状況の市への情報提供 ⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 ⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い ⑧市又は日本郵便株式会社が所有し、又は管理する場所の提供 ⑨前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
6	大規模災害時の相互応援に関する協定（H10.4.30）（H16.9.1更新）	群馬県藤岡市 群馬県富岡市 羽生市 春日部市 神奈川県藤沢市 静岡県藤枝市 愛知県江南市	①食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供 ②被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供 ③施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

	協定等名称（締結年月日）	協定先（現時点）	主な内容（求めるもの等）
		愛知県津島市	④災害応急活動に必要な職員の派遣及び車両の提供 ⑤その他、特に必要とする事項
7	震災時における緊急設備支援に関する協定（H14. 4. 1）	㈱セレスポ	①指定した5箇所にテント等の資材の搬入・設置
8	災害時におけるガソリン等燃料に関する協定（H14. 10. 1）	埼玉県石油業協同組合入間東部支部 富士見班	①ガソリン等の優先提供 ②運搬等の協力
9	災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定（H14. 10. 1）	埼玉県エルピーガス協会朝霞支部富士見地区	①避難所等へのLPガス等の仮設供給及び安全確保 ②LPガス等の優先協定及び運搬等の協力
10	救助犬の出動に関する協定（H17. 7. 5）	特定非営利活動法人日本救助犬協会	市が要請する人命等捜索活動への出動
11	災害時における救援物資提供に関する協定（H17. 7. 14）	三国コカ・コーラボトリング㈱	地域貢献型自動販売機について、災害時に飲料水の優先供給と被災者への無償提供（7箇所8台）
12	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定（H18. 6. 16）	埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	①民間賃貸住宅への入居の支援 ②民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援
13	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（H19. 5. 1）	埼玉県	①食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥被災傷病者の受入れ ⑦遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ボランティア受付及び活動調整 ⑨被災児童及び生徒の応急教育の受入れ ⑩前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
14	災害時等における応急対策活動に関する協定（H19. 6. 12）	富士見市災害対策協力会	人命に係る事態における自主的または市の要請による応急対策活動
15	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定（H20. 7. 15） ※協定締結は《環境課》	埼玉県清掃行政研究会	①災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋 ②災害廃棄物等を一時的に保管する仮置き場の提供 ③災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 ④災害廃棄物等の処理の実施 ⑤その他、災害廃棄物等の処理に関し必要な事項
16	災害時における電気設備等の復旧に関する協定（H20. 10. 30）	埼玉県電気工事工業組合	①公共施設の電気設備等の復旧 ②市内電気事故の防止 ③災害時の情報提供 ④その他の災害時復旧活動
17	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定（H20. 11. 26）	埼玉県接骨師会川越支部富士見市接骨師会	①災害時の市の応急救護活動に協力 ②市の要請に基づいて接骨師を派遣

	協定等名称（締結年月日）	協定先（現時点）	主な内容（求めるもの等）
			③派遣された接骨師は救護チームの医師の指示により活動 ④市は衛生材料の確保、扶助費を負担 ⑤派遣接骨師の応急処置費は無料
18	災害時におけるバス利用に関する協定（H21. 6. 23）	（社）埼玉県バス協会西部地区部会	①避難者を避難所に輸送 ②バスを避難施設として提供
19	大規模災害時等における電力復旧等に関する協定（H21. 6. 24）	東京電力（株） 埼玉支店志木支社	①広域停電及び一般被害に関する情報の提供 ②防災行政無線等の活用による広報活動 ③物資の提供 ④施設及び駐車場の提供 ⑤電力復旧優先施設の設定
20	災害時における応急生活物資供給等に関する協定（H21. 7. 1）	いるま野農業協同組合	応急生活物資の供給
21	災害時の情報交換に関する協定（H23. 1. 18）	国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所）	①一般被害状況に関する情報交換 ②公共土木施設（道路、河川等）の被害状況に関する情報交換 ③その他必要な事項に関する情報交換 ④甲からの情報連絡員（リエゾン）の派遣
22	災害時における県立学校の使用に関する覚書（H23. 2. 10）	埼玉県立富士見高等学校	災害時における体育館の避難所使用
23	富士見市と東松島市との災害時相互支援に関する協定（H24. 5. 14）	宮城県東松島市	①食糧及び飲料水等の供給 ②応急物資（生活必需品等）の供給 ③応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供 ④被災者の一時受入れ ⑤前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として相当であると認めたもの
24	災害時における物資の輸送に関する協定（H24. 10. 3）	社団法人埼玉県トラック協会川越支部	①貨物自動車による緊急輸送 ②富士見市が災害応援協定を締結している自治体にも適用
25	災害時における放送等に関する協定（H25. 10. 1）	株式会社ジェイコムさいたま	①放送要請の理由 ②依頼する放送の内容 ③希望する放送の日時 ④その他必要な事項
26	富士見市と二本松市との災害時相互支援に関する協定（H25. 10. 23）	福島県二本松市	①食糧及び飲料水等の供給 ②応急物資（生活必需品等）の供給 ③応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供 ④被災者の一時受入れ ⑤前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として相当であると認めたもの
27	災害時における物資供給に関する協定（H27. 2. 23）	NPO法人 コメリ災害対策センター	飲料水、応急生活物資、資機材等の供給
28	避難所誘導案内付電柱広告に関する協定（H27. 3. 5）	東電タウンプランニング株式会社	富士見市内における避難場所誘導案内付電柱広告の掲出
29	災害時における支援協力に関する協定（H27. 4. 9）（R4. 5. 12修正）	三井不動産株式会社	①管理する駐車場の一部（P4）を救援物資の一時集積所等として提供 ②管理する駐車場の一部（P11）を公用車の一時

	協定等名称（締結年月日）	協定先（現時点）	主な内容（求めるもの等）
			駐車場として提供 ③管理する公園の一部を一時避難場所として 災害発生時における近隣住民及び近隣に滞 在する帰宅困難者等に提供
30	特設公衆電話の設置・利用 に関する覚書 (H27. 6. 16)	東日本電信電話株 式会社	非常用電話（特設公衆電話）の設置及び利 用・管理等
31	災害時における被災者等相 談の実施に関する協定 (H28. 1. 22)	埼玉司法書士会	次に掲げる被災者等相談の実施 ①相続に関する相談 ②不動産登記及び商業・法人登記に関する相 談 ③不在者財産管理制度及び相続財産管理制度 に関する相談 ④成年後見制度に関する相談 ⑤その他司法書士法に定める業務に関する相 談
32	災害時等における畳の提供 に関する協定 (H28. 4. 21)	5 日で5000枚の約 束。プロジェクト 実行委員会	避難所等への畳の提供
33	災害時における医療救護活 動に関する協定書 (R6. 9. 1)	一般社団法人東入 間医師会	災害時に本市の行う医療救護活動に対し、医 療救護班の派遣などの東入間医師会の協力に ついて定めたもの。
34	富士見市被災建築物応急危 険度判定士の招集に関する 協定 (H29. 3. 8)	一般社団法人埼玉 建築士会 入間第一支部東部 部会	災害発生時における被災建築物応急危険度判 定活動
35	災害時における被災者支援 に関する協定 (H29. 3. 27)	埼玉県行政書士会	次に掲げる行政書士業務相談の実施 ①罹災証明書申請書類に関する相談 ②自動車登録申請書類に関する相談 ③相続関係書類に関する相談 ④許認可申請書類に関する相談 ⑤権利義務・事実証明関係書類に関する相談 ⑥その他行政書士法に定める業務に関する相 談
36	入間東部地区消防組合・朝 霞地区一部事務組合消防相 互応援協定 (H10. 10. 1)	朝霞地区一部事務 組合	災害時の消防相互応援
37	入間東部地区消防組合・さい たま市消防本部消防相互 応援協定 (H13. 12. 1)	さいたま市	災害時の消防相互応援
38	川越地区消防組合・入間東 部地区消防組合相互応援協 定 (H14. 4. 1)	川越地区消防組合	災害時の消防相互応援
39	入間東部地区消防組合・埼 玉西部消防組合消防の相互 の応援協定 (H25. 4. 1)	埼玉西部消防組合	災害時の消防相互応援
40	東近江市と富士見市との災 害時相互支援に関する協定 (H31. 2. 13)	東近江市	①食糧及び飲料水等の供給 ②応急物資（生活必需品等）の供給 ③応急対策等に要する職員の派遣及び資機材 の提供 ④被災者の一時受入れ

	協定等名称（締結年月日）	協定先（現時点）	主な内容（求めるもの等）
			⑤前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として相当であると認めたもの
41	災害時における応急物資の供給等に関する協定（H31. 3. 19）	日本チェーンドラッグストア協会	応急物資の提供
42	災害時における応急物資の供給等に関する協定（H31. 3. 26）	株式会社エフケイ	応急物資の提供
43	災害時におけるバス利用に関する協定（R2. 3. 26）	有限会社比良津加自動車	①バスによる避難者の輸送 ②バスの避難施設としての提供
44	災害時における物資の供給等に関する協定（R2. 7. 14）	株式会社有村紙工	段ボール製品の提供
45	災害時におけるバス利用に関する協定（R2. 9. 2）	有限会社富士見観光	①バスによる避難者の輸送 ②バスの避難施設としての提供
46	災害時における宿泊施設利用の協力に関する協定（R2. 10. 12）	デイリーホテル株式会社	保有する施設を避難施設等として利用
47	災害時における物資の供給等に関する協定（R2. 10. 20）	株式会社LIXILビバ	①避難者に対して店舗の駐車場を避難場所として提供 ②生活支援物資の提供
48	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（R3. 10. 20）	株式会社協和清掃運輸富士見支社	災害廃棄物の収集・運搬
49	災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理の収集・運搬等の協力に関する協定（R3. 10. 20）	株式会社協和清掃運輸富士見支社	仮設トイレの設置及びし尿処理の収集・運搬等への協力
50	災害時等における福祉避難所の設置運営等に関する協定	特別養護老人ホームこぶしの里（R2. 3. 31）	災害時等に高齢者や障がい者等通常の避難所生活に支障がある要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、市からの要請に基づく、福祉避難所として避難者を受け入れる
51		介護老人保健施設 富士見の里（R2. 3. 31）	
52		介護老人保健施設 鶴瀬台の里（R2. 3. 31）	
53		特別養護老人ホームむさしの（R2. 4. 1）	
54		地域密着型特別養護老人ホームむさしの（R2. 4. 1）	

	協定等名称（締結年月日）	協定先（現時点）	主な内容（求めるもの等）
55		特別養護老人ホームはるな苑 (R3. 11. 12)	
56		特別養護老人ホームふじみ苑 (R3. 11. 12)	
57		介護老人保健施設 葵の園・富士見 (R3. 11. 12)	
58	災害時等における民間救急 車両等の利用に関する協定 (R3. 12. 24)	株式会社イーエ ム・アイ	救急車両等を利用して、新型コロナウイルス 感染症により、自宅で療養している避難者を 専用避難所に輸送する
59	災害時における災害廃棄物 処理等の協力に関する協定 (R4. 2. 14)	片山商事株式会社 富士見支店	災害廃棄物の収集・運搬
60	災害時における仮設トイレ の設置及びし尿処理の収 集・運搬等の協力に関する 協定(R4. 2. 14)	片山商事株式会社 富士見支店	仮設トイレの設置及びし尿処理の収集・運搬 等への協力
61	災害時における被害調査の 支援に関する協定 (R5. 7. 31)	三協測量設計株式 会社	無人航空機による空撮調査の実施
62	災害時避難施設に係る情報 の提供に関する協定 (R5. 10. 3)	株式会社バカン	避難所の開設時に混雑状況をWeb上で公開する
63	災害時における一時滞在施 設としての仕様に関する協 定(R6. 1. 19)	大東ガス株式会社	帰宅困難者の一時滞在施設として、所有する 施設を提供する
64	災害時等における福祉避難 所の設置運営等に関する協 定(R6. 1. 19)	入間東部むさしの 作業所	災害時等に高齢者や障がい者等通常の避難所 生活に支障がある要配慮者が避難を余儀なく された場合に、市からの要請に基づく、福祉 避難所として避難者を受け入れる
65	災害時における施設及び設 備の利用に関する協定書 (R6. 11. 12)	昭和ガス株式会社	災害時において、昭和ガスの管理する 「Baluko Laundry Place みずほ台」の施設及 び設備の利用について定めたもの。

